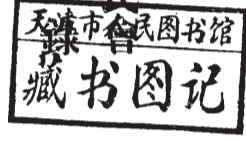
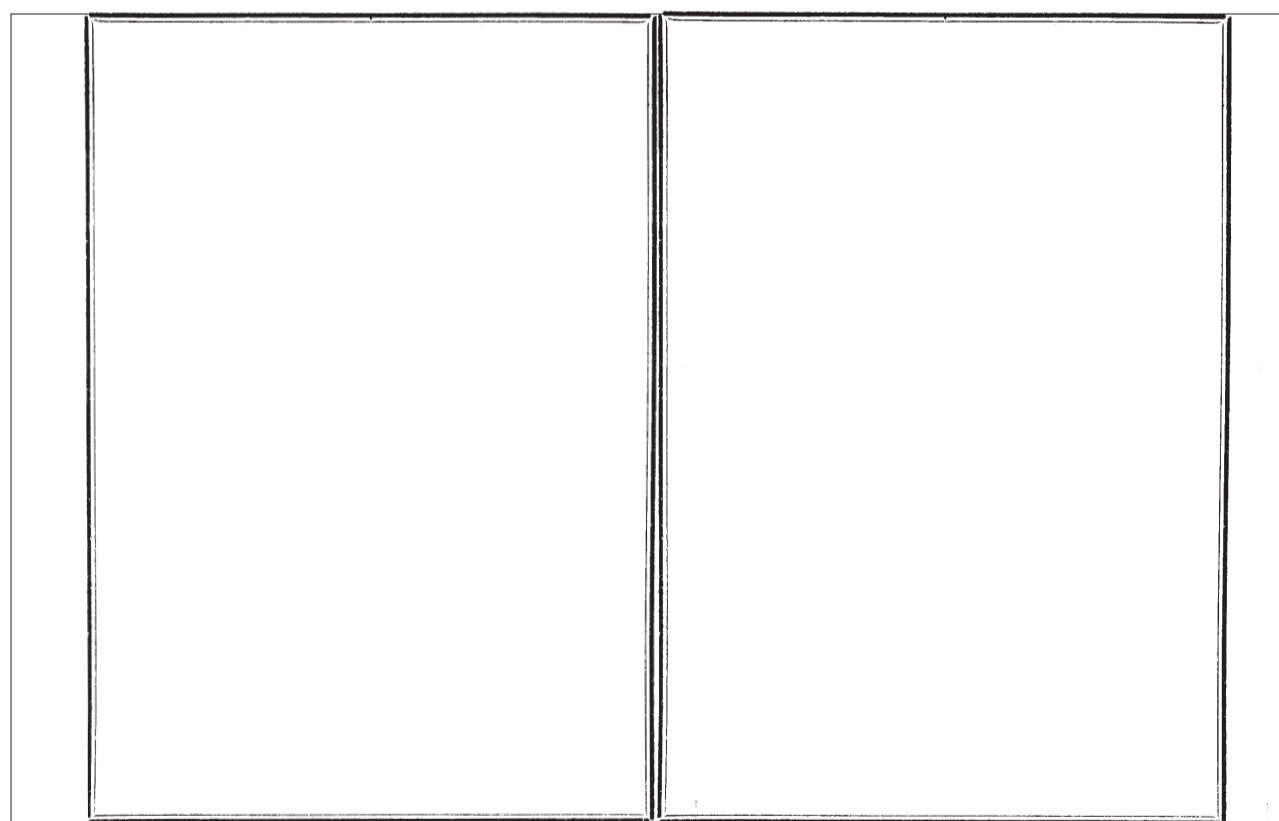
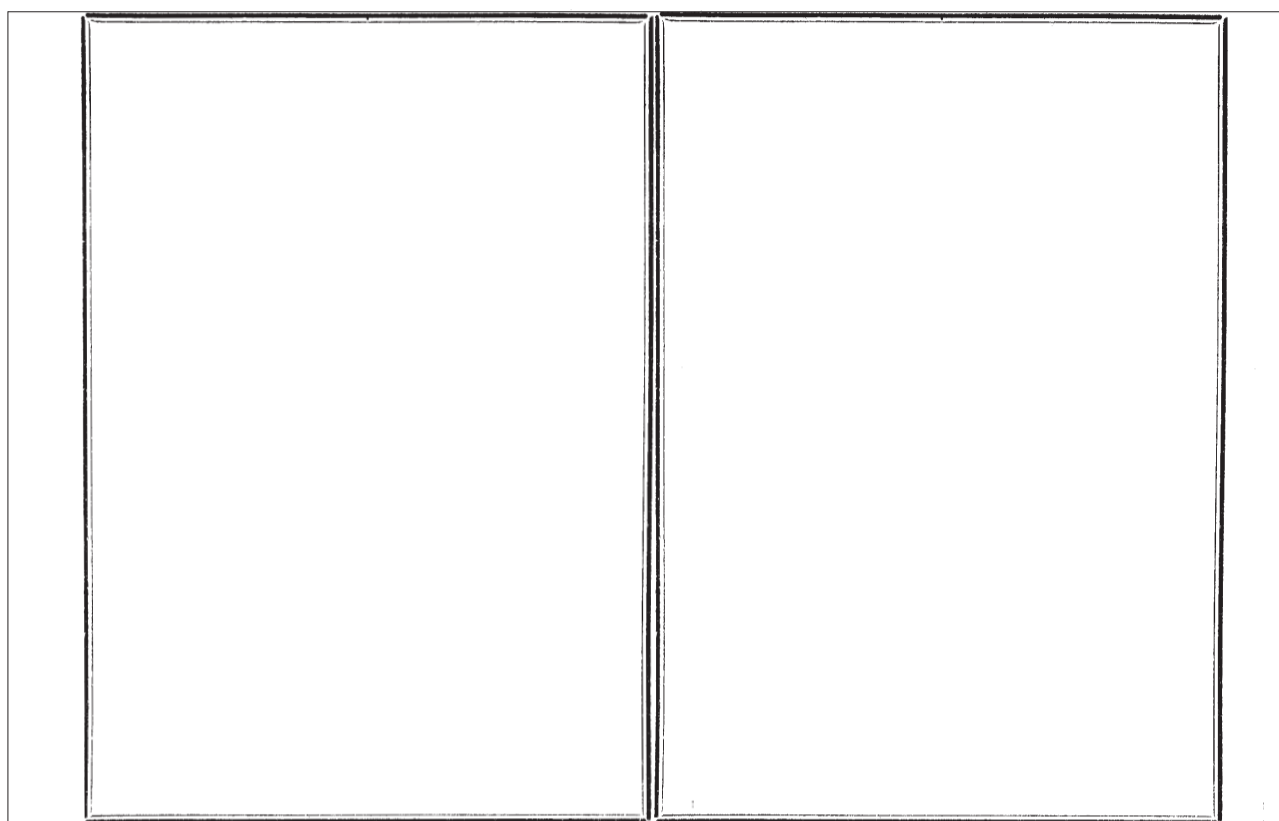


議事速記錄第二十八號

大正十五年第十九次居留民  
通常會議事速記



天津居留民團



大正十五年第十九次居留民會通常會議事速記録

大正十五年三月二十五日於公會堂

一、報告

一、大正十四年度居留民會事務報告  
二、土地家屋台帳及地籍圖ニ關スル手數料徵收條例制定ノ件報告

◎議事日程

- 第一、居留民會々議規則改正ノ件
- 第二、民會傍聽人取締規則改正ノ件
- 第三、大正十三年度居留民會出入出決算
- 第四、大正十三年度特別會計電氣歲入出決算
- 第五、大正十三年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算
- 第六、橋立街開修工費徵收規則廢止ノ件
- 第七、臨時財源調査會章程廢止ノ件
- 第八、臨時財源調査會章程廢止ノ件
- 第九、課金法調査會條例廢止ノ件
- 第十、教育調査特別委員會設置ノ件廢止ノ件

(2)

(1)

- 第一一、事業資金調達ノ爲メ國庫補助請願委員會設置ノ件廢止ノ件
- 第一二、事業調査委員會設置ノ件廢止ノ件
- 第一三、公告式ニ關スル件改正ノ件
- 第一四、課金調査委員會條例改正ノ件
- 第一五、土地課金條例改正ノ件
- 第一六、家屋課金條例改正ノ件
- 第一七、取得課金條例改正ノ件
- 第一八、營業課金條例改正ノ件
- 第一九、雜種課金條例改正ノ件
- 第二〇、天津日本青年會補助金ノ件
- 第二一、天津日本少年義勇團補助金ノ件
- 第二二、私立天津高等女學校補助金ノ件
- 第二三、大正十四年度特別會計電氣歲入出追加計算案
- 第二四、大正十四年度特別會計官有地拂下準備金歲入出計算案
- 第二五、大正十四年度居留民會出入出決算案
- 第二六、大正十四年度特別會計電氣歲入出決算案
- 第二七、民會會計検査委員會選舉

◎出席議員

四十五名

(4)

(3)

白井 忠三 牧 尚一 黒澤兼次郎 利根川 久 森川 照太  
 吉田房次郎 太田利三郎 上野 壽 相原 俊夫 永安 平吉  
 山川 眞 宮崎 勇雄 天田 朝義 有留 重利 古田治四郎  
 郡 茂行 濱田邦太郎 平井 久一 中村常三郎 矢澤千太郎  
 遠藤 盛彌 大澤大之助 田村 俊次 眞藤 兼生 楡垣 恭興  
 小林陽之助 川島 範克 橋本國三郎 佐々木敏丸 千葉 初藏  
 清水幸三郎 富成 一二 西村 博 野崎 誠近 遠山 猛雄  
 川本 吾一 池田三男也 金山喜八郎 砂田 實 小谷萬治郎  
 長野 勳 小倉 知正 久留島貞次 勝田 重直 岡本 久雄  
 ◎出席行政委員 十名  
 會長 白井 忠三  
 利根川 久 吉田房次郎 大澤大之助 川本 吾一 小林陽之助  
 牧 尚一 上野 壽 田村 俊次 遠山 猛雄  
 午後四時三十分振鈴開議  
 ◎議長(黒澤兼次郎君) 唯今までの出席議員四十二名、定數に達して居ります、是より開會致  
 します、恒例により監督官から招集の辭がありますから、暫時御静聽を願ひます  
 ◎總領事(有田八郎君) 本日から向ふ一週間第十九回居留民會通常會を招集することになりま  
 した、議員各位に於ても時局柄多忙に拘らず多數の出席を得て茲に開會することは欣幸とする  
 所であります、大正十四年度歳入出總決算を初めとして各條例の改正等重要な議案が多いこと  
 であります、慎重審議を加へられんことを希望致します、殊に會期は一週間でありまして、議  
 事の進行等に就ては充分御留意あらんことを希望致します(拍手起る)  
 ◎太田利三郎君 議事に入る前に一言希望があります、議事録を見ますと速記の或は書違ひか  
 も知れませんが、能く徹底して居らぬ様に書かれてある、今後洩れなく徹底的に書かれんこと  
 を希望致します  
 ◎議長(黒澤兼次郎君) 議事に入る前に報告があります、先ず第一に議員の異動を申上ります  
 川村 龍雄君 吉野 久七君 根本儀太郎君  
 此の三名は家事の都合で辭せられました、新たに富成一二君が議員に上任されました  
 次に這回の時局に對し軍隊増派の件を外務省に申請した當時の文書を朗讀致します  
 (書記朗讀)  
 當民團は去る十日居留民保護の爲め兵員派遣方總領事を経て申請し尙ほ十二日行政委員會の決  
 議に依り全様の申請をなしたるも、懸念二隻來航せる外今に至る迄派兵の報に接せず戰爭状態  
 は激戰の機愈々切迫し危險益加はれるを以て居留民は極度の不安と失望の念に驅られ居れり仍  
 て本日開會の臨時居留民會は滿場一致の決議を以て兵員を急派せられんことを重て申請す  
 十二月十八日  
 天津居留民會議長 黒澤 兼次郎  
 外務大臣宛

( 5 )

◎議長(重澤兼次郎君) 諸般の報告が終了しましたが、議事に關してお諮り致します、今回の民會開期々間は一週開てあります、議事日程は数日前送付してありますから充分御研究されたこと、思ひます、課金條例案其他幾分膨脹した豫算案の如き重大な議案が澤山あります、質問討論は其機會に於てなさることは適宜であります、一面議事の進行を關することも考慮しなければなりません、是は議長と議員と協同して質問と討論の區別を能く別けて議事を進めて行きたいと思ひますから御了解を願ひます、是より會議を開きます

◎議長(重澤兼次郎君) 開會の劈頭に於て勳章を提出致します、今回の時局に際して軍隊並に領事館の執られたる措置に對し、幸ひに民會開會の際でありますから、民會を代表したる委員を特派して謝意を表したいと思ひます (贊成の聲起る)

◎議長(重澤兼次郎君) 昨年八月以來天津を中心として李、國兩軍が争つて居りました天津城は、遂に十二月國民軍の占領する所となりて以來一時小康を保つて居りましたが、時局更に展開して本月上旬再び山東軍が國民軍を撃退し、天津を獲得したのであります、此間國民軍が天津を奪回せんとして無謀なる計劃を樹て、各國との條約を無視し支那軍隊を太沽沖に集中し、白河々口に水雷を敷設し海陸兩方面より天津を挟撃せんとしたのであります、爲に我專管居留地は正に砲火の巷とならんとしたのであります、此時に際し我が官憲は盡日租界防備の任に當られたが故に、居留民は安心して其業務に従事することを得たのであります、幸ひに本民會の開會に際し民會の決議を以て各官憲に謝意を表したいと思ひます、爰に滿場の贊成を得たことは誠に欣幸とする處であります (拍手起る)

( 6 )

尙派遣隊は明日未明或は午後六時出帆と云ふこととあります、特派委員は三名は如何です之れは議長の指名に一任願ひます (贊成の聲起る)

◎議長(重澤兼次郎君) 然らば指名致します、正副議長と遠山行政委員の三名が民會議員代表の資格を以て參ることに致します

高議事規則に依つて本日の議事録署名委員を川島純君、清水幸三郎君にお願ひ致します、是より日程に入ります

◎橋本國三郎君 一寸他で聞きました、福島街の近邊で……………

◎議長(重澤兼次郎君) 只今より行政委員長が事務報告の概要を説明致しますから、其の後で願ひます

◎大正十四年度居留民團事務報告

◎行政委員長(白井忠三君) 大正十四年度の民團行政に關しての法規上に定められました事務報告、即ち十二月を以て終りとする事務報告は其概要を印刷に附して配布致しましたから御一覽を得たこと、存じます、其内の重要な事項、及十二月以後の成行き、扱ては今後民團の行政上を持つ所の方針を例に依つて概略申し上げたいと思ひます、豫め御注意を願つて置きますことは、民團法規に依りまして、私共は昨年の十二月に改選された行政委員であります、即ち昨十四年度の大部分の行政に携つた人は十二月に改選されて居ります、此間前行政委員と本行政委員との間に差異があるかも知れませんが、此點は御了解を得て置きたい、又實際上の民團の事務を主宰して居る中島理事は二月に就任され、又行政委員の會長の更迭に依つて私が

( 7 )

會長となつたのが二月下旬であつて、尙は充分將來の方針に就て研究の届かない點があることも諒解を得て置きたい、尙ほ從來の例として事務報告の際に御質問も出ることがあるが、先刻議長の申したやうに、議事の進行を關する上から提出の議案に關係のある事項、豫算に關係ある事項は其機會に於て伺ひ、説明も其機會に於てすることに致し、第一は民團法規の改正であります、民團法規は民團の自治行政の根本を爲す省令省令もあり民團自ら制定する條例規則と云ふやうなものも入つて居りますが、施行規則と云ふ外務省令は御承知の如く、大正九年の民會に多年の経験に依つて非常に不便なることを感じて民會の決議に依つて十年度の行政委員は意見を取纏めて外務省に申請して、一昨年の十二月に唯今の施行規則が改正施行されて、之に伴ふ附令が昨年一月に發布され、昨年三月議員の選挙も行はれたのであります、然るに改正施行規則に就ても之を實際に行つて見ると、種々の不便がある、之に就ては行政委員も研究の餘地あるを認めて居つたのであります、まだ如何なる改正の諸願を爲すべきやと云ふ迄の運びになつて居りませんが、監督官に於ては昨年三月の選挙後實施された成績により此規則の種々の點の不備を御研究の結果、改正の意見を本省に出して居られると云ふこととありますから其方針も漸次示されること、存じます、此點は當然慎重研究して大成を圖りたいのであります、今日はさう云ふ成行きになつて居ります、民團内部の法規改正に就ては法令に依つて直ちに法規改正調査特別委員を初めに設けて宇佐美司法領事に委員長を願つて此改正を審議されて居ります、其一部は既に行政委員に提案されて居ります、また此民會に提案の運びに到らざる案が多々ありますが、之を行政委員の審議にかけ

( 8 )

る暇なく其儘になつて居ります、又全調査會に附議しないものも澤山ありますが、民會の御同意を受くべきものは臨時民會に於て諸君の御協賛を求め考へてあります、是等の事は行政委員の決議を経れば、其成文を配布して御研究を願ふことは固よりであります、又民團の事務の處理方法に就て一定した執務規定の定つたものが無い、是は特に力を入れて今期に於て其制定をしたいと考へて居ります、法規改正の問題はさう云ふ成行であります

第二は税制の整理であります、御承知の如く十二年度の民會以來、民團の税政に就ては整理改正の必要を決議されました、其調査を専門家に願つて小川博士が之を引受けて十三年十二月に民團は其意見書を受つたのであります、昨年の初以來之を課金調査委員に附議して此改正に就て充分研究を経て居ります、今民會に提出されて居る各種課金條例改正案は其結果であります、其改正の要旨理由は改正條例案に付て申上りますが、まだ課金條例の改正は全部を終つて居りませんが、御承知の如く支那人側に対する課税の方法は從來種々の議論もあり、課金調査會に於ても議論ありて一應案は出来ましたが監督官との打合が済んで居らぬから、此民會に御諮りするまでになつて居りませんが、次期の通常民會を待たず皆様に御諮りしたいと云ふ考を以て進めて居ります

第三に埠頭築造の件を申し上げます、此重大なる事業の経過に付ては皆様に於ても種々御考もあること、存じます、今日迄の経過を御報告申上りたいと存じます、此事業の成行は昨年の五月の臨時民會に於て特別會計條例に依り、此資金百十二萬の内金五十萬圓を外務省から借入れることの協賛を経たのであります、五月に再び臨時民會が招集されて残餘の銀七十二萬圓を花

旗銀行から借入れることに就ての相談を纏めて協賛を経て居るのてあります。所が五月の下旬に上海に騒ぎが起つて、支那の各方面の事情が不穏に陥ると共に、花旗銀行から此金は一寸待つて呉れと云ふことになつて、民團としても此協賛を経た所の起債の認可を申請して居つたが其認可が遅れて居つて、丁度其機会に於て銀行から延期の申出を受け、其後九月になつて有田總領事、岡本副領事の斡旋に依つて此話が復た復活し、十月に政府の認可が参りました。そして十一月に此借入の契約を致しました。而し百十二萬の内七十二萬は短期間の一時のもので、五年の内には長期のものに借換へることにしなければならぬのであります。

次に工事の経過を申し上げます。新聞などで大體御承知でありませうが、第一回の八月の指名入札には請負人の見積額が高くて落札者を得ることが出来なかつた。仍て第一回の入札條件に二三の變更を加へた。第一回の入札に對してはセメント又は民團が供給すると云ふことであつたが、更に鐵筋を民團が買つて供給してやらうと云ふ事に變更し、今一は從來の民團の土木事業の契約は保証金を取ることになつて居りましたが、相當大きな此仕事に對して、此金融逼迫の今日保証金を取立てることは總額に影響のあることを考へて、滿鐵の推薦に係る信用の充分ある人々であるが爲に免除することに致しました。其後二回目の入札で榎谷仙太郎君に落札して、全月の下旬に契約が出来まして、十月十日に工事に着手したのであります。是は當民團開設以來種々の意味に於て紀念すべき事件であつたのであります。是に依つて着手した事業の十二分の善果を擧げることが希望して居る次第であります。唯今工事が何ふ云ふ風に進行して居るか云ふと、大體に於て全體の一割方の進行を見て居ります。工事上の専門的の心配として

( 10 )

( 9 )

ては、地底地質の固い爲め工事の進行に就ては雙方共心配して居つた點であります。請負人が努力して大きな機械を取寄せた爲め、抗打りが都合よく進行して居ります。唯戰亂の爲に交通杜絶されて、種々の材料が騰貴して來る。一方職工苦力を集めるに困難な状態になつて居ります。一方民團側としては此工事の契約が終ると同時に、土地の買収、家屋の取除けをして工事の進行を助けなければならぬのであります。それが手遅れになつて居ります。又民團供給の鐵筋の方であります。之は契約した後に獨逸の西部及ベルジウムの水害によつて鐵筋の到着が一ヶ月間遅れることになつて來ました爲に工事に手遅れを起したものであります。唯今は十六年五月二十日迄に全部を竣工させる豫定の下に、請負者は本年一杯に荒方の事を遣つて了ふと云ふこととして、着々進行して居ります。

次には埠頭の用地と家屋の買収のことです。御承知の如く、山口街を約四十尺幅を廣くすると云ふことは現在の計畫であつて、其四十尺幅は民團が買収しなければならぬのであります。是は申す迄も無く、重大なる難しい仕事であるから、民團は特別委員会を組織して此買収に關して調査を進行して居りまして、年内に纏めるやうにしたいと進行して居りましたが、戰爭の爲に十二月に入つて義勇隊の組織と云ふやうなことで調査が遣つて行けない様な状態に買収の根據となるべきものが出来て居ないのであります。是は民團の終了後早く早くさせたいと考へて居ります。同時に四十尺の幅の買収の外に、尙ほ福島街の上流の土地に港が出来て、彼の方面に種々の設備をすることが出来ない、之が埠頭の利用の上に相當の悪影響がある、仍て之を買収しなければならぬと云ふことが民團の希望であります。當初の計畫は此買収費を併

( 11 )

せて請願したのであります。今では民團が直接其財源は得られないのであります。而して民團としては、埠頭確定地の買収の際に之等も民團の埠頭利用者から買つて頂くことを歓迎するのであります。二三の方面から既に種々の申込みもあり、出願もありませんが、是等も加へて充分研究して早く解決しなければならぬことでもあります。此不動産の買収と云ふことは難しいこととして、民團は公共團體でありますから其土地家屋の所有者は相當の犠牲を拂つて貰ひたいと希望するのであります。然し必ずしも所有者をして非常な犠牲を拂はしむることは適當でないこと云ふから相當の價格を拂つて行くことと云ふことにする埠頭の築造後將來土地の價值が上ると云ふことに因つて其土地の價格に依つて課税することは言を俟たぬことであるが、そう云ふこととから今の土地を廉く賣れと云ふ方針でなく、其値上りに對しては相當の課税をする云ふ方針で進んで居ります。此埠頭事業の最後の一番重大であつて困難な問題は埠頭が出来上つた場合に埠頭の税が充分に上げ得られるかと云ふこととあります。是に就ては可なり議論があるものであります。是に對して主なる問題は三つでありまして、第一は橋の出来上つた後、充分船の通行に差支なく橋の開閉が行はれるか否かと云ふこと、第二には新萬國橋から上に設ける廻船場の決定と云ふ問題であります。第三には大阪商船會社のベンドを如何にかしななければ潮航上困ると云ふ、此の三つの點が議論されて居るのであります。第一の萬國橋の改築は來年の春頃迄に仕上つて了ふのであります。何う云ふ風に開閉するかと云ふことは、當民團としては充分なる交渉を遂げ置かなければならぬと思ひますが、問題は船の上ることが實現されて後のこととあります。天津の日本租界の埠頭を充分利用すると云ふことに就ては充分注意して買は

( 12 )

なければならぬのであります。最初佛蘭西租界及一部の意見としては佛蘭西租界と日本租界との境界にすると云ふことであつたから、日本租界は彼處に回船場を拵へては困る、日本租界の上流にして買はなければ困ると云ふ議論であつたが、昨年の四月になつて港務局長と民團との往復文書に依つて、港務局長は支那側の境界に回船場を造ると示す意見に決定して居ります。第三に佛蘭西租界の曲り角を如何にするかと云ふこととあります。是に就ては専門家に種々の議論があつて、さう心配せずとも可いと云ふこともあつたが、天津に入つて來る船が、年々大きくなつて來ると云ふことから、相當の障害であると云ふこととありまして、昨年十二月に民團に向つて之に對する請願が出たのであります。其内容を申すと今の曲り角の向ひの三百間の間は總ての船を警留しないこととして貰ひたい、又船を傷めないやうに其部分に堅い護岸工事をさせないと云ふことの請願が出て居ります。行政委員會はそれらの研究を遂げて、其結果總領事館に此事を御盡力下さるやうに御願して居ります。其後此問題は總領事官から港務局長に御交渉になつて、目下進行の途にありますが、相當進行して居ります。之は重大な關係のあることは申す迄も無いこととあります。充分考慮して居りますから充分達成せしめます。一部の人は其成功を危まれて居ると云ふことを聞つて居りますが、元來が日本租界だけが日本租界の便宜だけに船を着ける爲に出発したので無く、天津全體の港が狭くなり、何ふしても港を擴げて買はなければならぬ、天津の貿易状態の上から云ふ日本だけの意見でなく、列國が認めて、第一段として萬國橋の架換をすることになつて居りまして、バンドに船を着けることが出来ない

と云ふことになれば、日本租界のみの問題でなく、各國共に力を盡して此擴張の目的を達しなればならぬのでありますから、種々の曲折もありませんが、終局に於て此目的を達することは信じて疑はないのであります。乍併事列國との關係であるから、充分に困難のあることは覺悟しなければならぬ先刻の土地の買収と共に難しい問題であります。出来るだけの努力をして、出来るだけ早く達成したいと考へるのであります。諸君も充分御協力あらんことを希望致します。埠頭の問題に就ては種々の困難も出ませうが、専門の技師であれば仕事の上には心配は無いと存じます。

次に低買収土地の經營と云ふこととあります。從來の方針は今年の九月までは現在の儘にして、根本の經營法は日本の資本家を求めて其經營に任せたいと云ふ下に進んで居るのであります。今以て適當の經營の希望者も出て参りませぬ、然らく九月になつても無いと思ひますから、別に適當の案を立てなければなりません。彼の土地の處分が済んで了ふと土地を一切剥きぬのであるから、將來何う云ふ土地が必要であるかと云ふことと、假令將來病院の設置を必要とするならば、其敷地を用意して置かなければなりません等は夫々の機關がございますから其機關の御研究に依つて取極めたいと思ひます。唯此土地の買入は政府に低利資金の借入をして來たのであります。日本租界の土地が外國人の手に入つては困ると云ふことから割策したのであるから、此根本趣意を動かして處置することは重大なる問題であります。之を變更せずして進らなければならぬのであります。最後に申上げるとは民團に一の訴訟事件が起つて居ります。民團に係る訴訟和解と云ふことは民團の御同意を得なければならぬと云ふ法規である

(13)

が、此方から起す問題であれば免れ、先方から起る問題は臨機の處置をしなければならぬものと考へて、委員會に委任されて居ることになつて居ります。之を大體御報告申上ます訴訟は五月二十五日張文和と云ふ支那人から起つて居ります。内容は先年民團が低利資金の内へ買入れた現在の運動場の一部の土地に對して所有權の確證と取戻を訴へて居ります。民團が買つて居る土地は他の土地から返して呉れ、と云ふのであります。張文和は民團を訴へる前に其北西のポンプ所の土地の所有者であつた孫仲山を相手に訴訟を起して居ります。それが張文和の申立が敗訴になつて居ります。其敗訴者が更に今度民團の土地でないと云ふことで民團を相手に訴訟を起して居ります。之に對して行政委員會としては審議の結果、石川辯護士を代理として、去る二十三日に十一回目の公判が開かれ、尙ほ續行中であります。之に就ては諸君に議論もあると思ふが、行政委員會は最善の努力をして居ります。今回の席上内容の細かいことを申すことは時間の進行上如何かと思ひます。此外教育費の補助請願、電氣事業の將來、衛生施設の問題、それから昨年成立した臨時義勇隊の將來等は、何れ豫算に關係あることとありますから、豫算の時に詳しく申上げたいと思ひます。是で報告を終りたいと思ひます

(14)

◎議長(黒澤兼次郎君) 御手許にある事務報告に就て御質問ありませぬか  
◎富成一二君 唯今のお話に土地増徴税を課すると云ふこととあります。獨りバンドのみならず、全體に掛ける積りであるか、バンドの買収の土地のみですか  
◎行政委員會長(白井忠三君) 私共はバンド築造後の土地に増徴税を課することは考へて居りませぬが、今の値段を安くしやうと云ふ考でなく、將來埠頭が出来上つた時に非常に利益を得

る時になれば、適當の負擔をさせると云ふ意味でありまして、直ちに増徴税を課する意見がある譯ではありません

◎増垣恭興君 唯今の埠頭築造に關係の不動産の内容に就てお伺ひしたいと思ひますが、吾々としては豫算の範圍内に於て埠頭全體が出来ることを希望するのであります。不動産は刻々に價額の相違を來たして居ることも受取れるのであります。昨年の議決した時と、今日買収すると、吾々としては豫算範圍内ならば宜しいが、豫算を超過することは無いものであります。此邊を承りたい

◎行政委員會長(白井忠三君) 昨年の決議とお仰やるのは多分特別委員會の大凡の査定の標準を出したことであります。委員會の審査も經て居りませぬ。行政委員會にも參つて居りませぬが、現在出して居る百十二萬圓の總豫算の範圍で出来るものは今不便を感じて居る。荷物を揚げるに絕對に揚げて呉れないので困ると云ふこととあります。大體バンドの築造の邪魔にならないやうにすることは本意であるが、山口街の不自由を認めて居るものに便利を圖つて買収する考はありませぬか

◎橋本國三郎君 バンドの築造に就て山口街に店舗を持つて居るものは今不便を感じて居る。荷物を揚げるに絕對に揚げて呉れないので困ると云ふこととあります。大體バンドの築造の邪魔にならないやうにすることは本意であるが、山口街の不自由を認めて居るものに便利を圖つて買収する考はありませぬか

◎行政委員會長(白井忠三君) 甚だお氣の毒な状態でありまして此意味からも早く完全にしたと努めて居るのであります。外國租界の選つて居る工事のやうに、一側だけに遺るのでなく、向側も遺るので船を横着けにしても後日御不便を感ぜさせないやうにしたいと思ふ、人道

(15)

(16)

の所に人の通る所を残して居るだけであります。それから土地の貸下料に就て考慮するかと云ふこととあります。今日迄氣付いて居りませぬが、御尤なことであると思ひますから、低減すべき事があれば低減したいと思ひます

◎川島範章君 先程の説明中に現在の埠頭請負人の事を伺ひましたが、滿鐵の紹介であるから保証金を免除したと云ふこととあります。若しそうであれば、其處に工事中に調子が伴ふのであるから、豫算が通つて居つても如何かと思ふ、護岸工事は難しいと云ふことを聞いて居りますが、是に就て滿鐵が保証して呉れれば可い、唯紹介して呉れたと云ふこととあれば保証金に就矢張り相當の必要があらうと思ふ、それから十二月四日の契約満期になつて居る、水道會社の契約は事後承諾を受けなければならぬと思ふが、議案に入つて居らぬ様であります。是は行政委員の權能で遣つて行かふと云ふのであります。土地の買収に就ては相當の御心配になつて安價に買収されて、財産の破壊した者もあるやうに聞いて居ります。大會社の管理された土地が大部分を占めて居るやうに思ふが、斯ふ云ふことに就ては充分に注意されて民團が壓迫的に流れてやうに方法を執つて買ひたい

◎行政委員會長(白井忠三君) 保証金の問題は言葉が足らなかつたが、滿鐵の推薦に係るだけではない、元來お話の土木事業の危険と云ふことは、それは天災即ち不可抗力に依つて流されて了ふと云ふ様な事が豫想されるので、それに対して相當の保証金を取つて置いて一切を請負人に負はす條件であります。乍併現在は滿鐵の如き、不可抗力に依つて損失を請負人に請負させることは全く請負人を苦しめる譯で、過失にあらざる不可抗力の損害は相當に見てやるやう

(18)

(17)

なつたか、それを御伺ひしたのであります

◎行政委員長(白井忠三君) 今の御質問の關係は、算算の時に一通り御説明申上だと思ひますから其時に買ひたい、低利資金で買つた土地の問題は、私一個としては其通り考へて居りますが、九月迄は一纏に整理することを考へて居ります、乍併それは九月迄に出て来るか何うか、又電話料の問題は、随分長い間日本租界許りで無く、御座の如く日本租界は南局より遅れることは不利なものでありますけれども、何とか其間に特別の装置をして南局に日本租界の分を入れると云ふことを交渉したのであります、それは入れられない、貨物自動車の問題は判りませぬが、まだ其儘になつて居ります、當民間も其儘になつて居る、貨物自動車より全部の自動車税問題が未解決であります、支那當局が英國から何とかして買ひたいのであるが、結局解かれない、今の通り公平でない現在の儘で居りますが其分配率も公平にすべく時局安定後交渉する積りであります

◎太田利三郎君 埠頭築造に就てお尋ね致しますが、前々の臨時民會に於てあつたが其時は時期が早いから見合せると云ふことであつたが今日之を速るに就て更めて御報告したい、白井會長の説明に依ると、日本租界の將來の爲に築造しなければならぬものと云ふことであるが、實際經營上に於て何等の杞憂の無いものであるかを少し考へられる、埠頭が完成した曉に、佛租界のバンドと日本租界のバンドと比較して實際の經營上に日本租界に船を横着けにして經營すべきものであるが、日本租界に來る船はカーブを考へなければならぬ、又も一つは日本租界に新にするには相當の費用が要る、佛租界獨逸租界迄も犧牲にして遣つても處入に於て

になつて居ります、民間としては監督官廳の注意もあり萬一の場合の損失をカバーする方法は無いかと云ふことであつたが、適當な方法が無い、不幸にしてさう云ふことが起つた場合には民間は共に負はなければならぬのであるから、材料の購買と云ふやうなことから起ることは滿鐵の推薦に照らして決してさう云ふことは無いと信じて、保証金は免除することになつて居ります、次に水道會社の契約續行のことであるが、取調べて後からお答へ致します、土地の買入の注意は壓迫を加へないで進めたい積りであります

◎橋本國三郎君 福島街に隣り製造工場が出来ることと云ふこととありますが、始終火災が起る、租界の發展は結構であります、彼の種ものを將來幾らでも許可されるのであります

◎行政委員長(白井忠三君) 行政委員は苦しいのであります、行政委員會には其出願は出て來ない、警察の方で認可するか否か、能く存じて居りませぬ、御質問にお答することは一寸固ります

◎永安平吉君 民間の團債が二百五十萬弗近くある、花旗銀行の七十二萬弗は長期に借換へが出来ることと云ふが、後の百八十萬弗の金は十九年から二十三年に亘つて償還しなければならぬ、而して本年度の豫算を見ますと非常に膨脹して居る、團債の償還は輕からざる負擔である、第二に買入土地は一纏の經營者が無ければ進まない積りであります、或は之を部分的にでも割つて進めお積りですか、次は電話料であります、今度自動電話になるに就て、總局は南局より三四ヶ月遅れると云ふことであるが、日本租界は悪い電話で高い料金を出すことになりはしないか、事務報告の三十頁の中にある英國租界から受けた貨物自動車に對して具體案を御研究に

(20)

(19)

なつて居ります、豫算通り行かぬかも知れぬが、來年或は再來年の初めには順次船が着くやうになると思ふ、佛租界の埠頭が繁華料を下げると云ふやうなことも考へないではないが、競争が起るとは思はない、バンドの問題も日本の汽船會社の請願は曲りの向側に船を着けないで呉れと云ひ、今一つは彼の曲りを直にする爲川を切るかと云ふことであるが、聯合租界局の會合があつて民間の高木昭三君が聞いて來た話であるが、急には話が進まぬが、大に進める積りであると云ふこととあります、聯合國が協議して進めることになるから、行政委員會としては現在の計劃通り進めて宜からうと思つて居ります

◎橋本國三郎君 工場地區の指定に就ては何れ租界局の意見を徴せられること、思ふが、可成なれば一所に纏めて進めたいと思ひます、委員會は何う云ふ御考でありますか

◎行政委員長(白井忠三君) 行政委員の意見としてお答することは困る、諮問されて來たならば相談致します、工場を指定すると云ふことは三四年前にはありましたが、是は監督官廳の指定を仰がなければならぬのであります、低賃買取地の處分と併せて方針を決定したいと思ひますが、唯今の處行政委員會として決定した案はございませぬ

◎川嶋範三君 金銭の出納に就ては現在に於ても嚴重に検査されて居ること、思ひますが、尚物品の出納に伴つて代金を支拂ふとか代金を取ることも起るのであるが、此物品出納の検査は如何になつて居りますか、次には希望であります、通常會の議事録に豫算委員の速記録が無い、委員會に於て出された意見とか、行政委員の説明等は議員に取つて參考となるから、お差支なければ議事録中に加へるやうにして戴きたいと思ひます

如何なる結果が生ずるか、第二には會長の説明に依るとバンドの築造は天津埠頭の築造であることと云ふ御説明で満足して居りますが、此近海航路船でも日本租界の上流に潮航するには佛租界のバンドを切らなければならぬと云ふことであるが、此危險を考慮する、又速力の點から考へて上流に船を持つて來ることは何うか、太活の築造と云ふ計劃も傳へらる、實際上に就て船會社は船を上流に上せる事を承知して居るか尚ほ一層此邊の説明を詳しく承りたいのであります

◎行政委員長(白井忠三君) 此太活の港を利用することは段々と發達致しますれば天津に潮航する船は減りはしないと云ふことを聞いて居ります、乍併現在關係列國の官憲は太活の發達の如何に拘はらず、天津の港が狭過ぎる、順次擴めなければならぬ状態になつて居ると云ふことに一致して居ります、それは統計の上から明かに示されて居りまして、天津太活に出入する船は最近欠けて居りますが、九年から十二年迄百八十萬噸まで五割の増加をして居ります日本船だけで申して九年には四萬七千噸か十三年には十三萬六千噸に達して居ります、是は太活の港が利用される場合には減るか知れぬが、獨逸租界にも汽船が着いて居ります、之が現在に於ては港の船着場が足りない、尤も時局の關係上軍艦も來て居りますが、茲に數字を持つて居りませぬが、毎日紫竹林に着き得ない船が一隻、二隻ある、是等のパースの明くのをまつて居る船は向側の舊露西亞租界に繋つて居る、此趨勢から見れば港を擴げなければならぬことになつたのであります、此問題は列國共に力を盡して居るのであります、埠頭の收入豫算は約五年間は六千噸と比較して其内五六割を着ける、見込みにしてある、而して船會社の方では船の運航に差支ない様處置して呉れば船を上に着けると云ふことに

( 21 )

◎行政委員(牧 尚一君) 唯今の物品の出納であります、是は前會計主任から引繼いで居つて現在の事は勿論、本年度も充分進捗を積りてあります

◎議長(黒澤兼次郎君) 他に御質問も無いやうであります、承認しては如何ですか

◎勝田重直君 訴訟事件の内容と其見込とを承りたい

◎行政委員會長(白井忠三君) 訴訟事件の内容は可成り申度くないが、民團が勝つ爲に進んで居ります、勝つても訴訟費用は多少損することは免れない、萬々一敗けることがあれば買収しなければならぬが、萬々敗けることが無い積りで進んで居ります

◎勝田重直君 斯ふ云ふ重大な事件に對しては今少しく詳細に説明があるべきこと、存じます訴訟は公開されて居るから秘すべきものではないと思ふ

◎行政委員會長(白井忠三君) お説の通り考へて居ります、秘密とか包むとか云ふのは無い先刻申したやうな成行になつて居つて、先方から斯ふ云ふ證據を出して居るとか、斯ふ云ふ抗辯をして居るとか云ふことは民團側の事であるが、民團議員諸君の席上であるから相當詳しく説明しても可いのであるが、民團としても支那政府の代表者の証明に依つて買取つて居ります之を詳しく話すことは支那の當局者も更つて居りますからそれで論議を避けたいと思ふのであります

◎勝田重直君 唯今の説明に依つて能く解りましたが、口答辯論は公開でなければならぬ、唯今の會長のお仰ることは踏踏すべきもので無いと考へます、望むらくは事件の内容に就てモ少し具體的に伺ひたいと思つて居ります、當方からも或機會に於て御説明下さると云ふことで

( 22 )

あれば私の質問は打ち切ります

◎議長(黒澤兼次郎君) 事務報告は此處承認することに致します(賛成の聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) 十分間休憩致します(午後六時三十分休憩)

午後六時四十分再開

◎議長(黒澤兼次郎君) 是より引續き會議を開きます、次は第二の報告土地家屋台帳及地籍圖に關する手数料徴收條例制定ノ件

◎土地家屋台帳及地籍圖に關する手数料徴收條例制定ノ件

◎理事(中島徳次君) 案の報告に先立ち一言申上ります、私は就任以來日淺く、此案のみならず今後の答辯にも大に的外れの答弁をして諸君の満足を得ないかも知れませぬ、豫めお断して置きます、此報告は説明する迄も無く極く簡單なことで御承知のこと、存じますが、多年問題でありました土地家屋台帳が完成して十四年五月に届出の規則が頒令として出て居ります、それに関聯して手数料を徴收することになつて居ります、是は民團の決議を経べき事項であります施行規則の第五十八條にある如く緊急の事件として民團の決議を経る暇なく此條例を發布致しました、五十八條に依ると之を居留民團に報告すべしと云ふことになつて居りますから此報告を出した次第であります(異議無しの聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) 異議無しと認めて、承認されたること、致します、本日は是で散會致します

午後六時五十分散會

( 23 )

第二日 日程

大正十五年三月二十六日於公會堂

◎議事日程

第一、居留民團々議規則改正ノ件

第二、民團傍聽人取締規則改正ノ件

第三、大正十三年度居留民團歳入出決算

第四、大正十三年度特別會計電氣歳入出決算

第五、大正十三年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

第六、橋立街開修工費徴收規則廢止ノ件

第七、橋立街開修工費特別會計條例廢止ノ件

第八、臨時財源調査會章程廢止ノ件

第九、課金法調査會條例廢止ノ件

第一〇、教育調査特別委員會設置ノ件廢止ノ件

第一一、事業資金調達ノ爲メ國庫補助諸願委員會設置ノ件廢止ノ件

第一二、事業調査委員會設置ノ件廢止ノ件

第一三、公告式ニ關スル件改正ノ件

第一四、課金調査委員會條例改正ノ件

第一五、土地課金條例改正ノ件

第一六、家屋課金條例改正ノ件

( 24 )

第一七、取得課金條例改正ノ件

第一八、營業課金條例改正ノ件

第一九、雜種課金條例改正ノ件

第二〇、天津日本青年會補助金ノ件

第二一、天津日本少年義勇團補助金ノ件

第二二、私立天津高等女學校補助金ノ件

第二三、大正十四年度特別會計電氣歳入出追加豫算案

第二四、大正十五年特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案

第二五、大正十五年居留民團歳入出總豫算案

第二六、大正十五年特別會計電氣歳入出豫算案

第二七、民團會計検査委員選舉

◎出席 議員

小谷萬治郎	古田治四郎	橋本國三郎	大澤大之助	牧 尚一
小林陽之助	白井 忠三	有留 重利	上野 壽	川本 吾一
天田 朝義	矢澤千太郎	利根川 久	濱田邦太郎	西村 博
遠山 猛雄	宮崎 勇雄	遠藤 盛彌	砂田 實	佐々木敏丸
相原 俊夫	黒澤兼次郎	長野 勳	吉田房次郎	永安 平吉
野崎 誠近	楢垣 恭興	太田利三郎	池田三男也	川島 範寛

四十三名



森川 照太 山川 眞 千葉 初藏 阿部 政吉 金山喜八郎  
 郡 茂行 清水幸三郎 中村常三郎 富成 一二 田村 俊次  
 岡本 久雄 平井 久一 勝田 重直  
 ◎出席 行政委員 十 名  
 會長 白井 忠三  
 利根川 久 吉田房次郎 大澤大之助 川本 吾一 小林陽之助  
 牧 尙一 上野 壽 田村 俊次 遠山 猛雄

◎午後四時二十五分振鈴開議  
 ◎議長(皇澤兼次郎君) 唯今迄の出席議員三十五名であります、定数に達して居ります、會議に入る前に御報告して置きます、昨日本民會に於て滿場一致で決議された派遣艦隊、軍隊、總領事館に謝意を表しましたる所非常に満足の意を表されて諸君に宜敷しくと云ふこととてあります、(拍手起る)

◎議長(皇澤兼次郎君) 日程に入ります、本日の日程は副物にして回してあります、第一居留民會會議規則改正の件、是から附議したいと思ひます

◎中島理事 本案は既に改正の稿録を御手許送差用して置きましたから、各條項に就て説明致しませぬが、御承知の通り、省令改正の結果と致しまして是非改正をしなければならぬ分と、此改正の序に従來不備を感じて居つた點を改正したのであります、其他は字句の修正に止つて居ります、省令改正の結果、當然改正すべきものは、現行規則の第二條が選舉法になりまして爲めに自然元の第二條にある「民會議員代理の委任を受けたときは云々」の條文を削りまして、其他不備の點を改正したのは、第七條の第二項を新設致しました、次に二十五、二十九條を新たに設けたのであります、第四十三條は請願資格の制限を致しました、是等は稍々目星敷き改正であります、其他は字句の修正であります、尚ほ御解りにならぬ點は御質問に應じて御答辯致します

◎議長(皇澤兼次郎君) 昨日行政委員長から本議案の内容に就て説明されましたそれは本案の起草委員中には二三の法律専門家が參集して改正されたので、而も議案は数日前から御配付してあるのだから本會議に於て決議を願はれば即日施行したいと云ふ考であると云ふこととてあります、速に決議したいと思ひます

◎議長(皇澤兼次郎君) 御質問ありませんか

◎西村 博君 私に原案に賛成致します、此案は二讀會三讀會を省略して決定せられんことを希望致します (賛成と呼ぶ者あり)

◎議長(皇澤兼次郎君) 唯今西村議員の動議が出て賛成がありますから、本案は讀會省略可決したいと思ひます、賛成の方起立を願ひます (起立者多数)

◎議長(皇澤兼次郎君) 多謝であります、次は日程第二に移ります、朗讀を省きます

◎中島理事 是も矢張り前同様充分に審査を遂げて居ります、唯違ひました所は第二條に一條

を加へ、六條を新設したゞけて、別に説明する程のことも無いやうに考へます

◎森川照太郎君 讀會省略可決確定 (賛成の聲起る)

◎議長(皇澤兼次郎君) 唯今森川議員の讀會省略可決確定と云ふ動議であります、御異議はありませぬか (賛成の聲起る)

◎議長(皇澤兼次郎君) 本案は讀會省略可決確定と致します、次は日程第三に移ります

◎議長(皇澤兼次郎君) 日程第三 大正十三年度居留民團歳入出決算

◎行政委員(牧尙一君) 大正十三年度決算に就て私より御説明申し上げます、御手許に配布致しました決算書の通り、同年度の歳入は經常部臨時部を加へて五十八萬一千三百九十九七十五仙であります、歳出も同じく經常臨時部を加へて五十二萬二千三百七十八仙四仙であります、差引銀五萬八千九百三十一仙六十一仙の剰餘を生じて之を十四年度に繰越したのであります、豫算に對する増減は一々記入してございまして、歳入第一欸居留民團課金、第二家屋課金一千二百三十九仙の増加は家屋建築が多かつた爲めであり、第四營業課金三千九百六十九仙三十三仙の減少は途中廢業又は未納者が多かつた結果であります、第二欸雜種課金、三業組合の減は豫算額より賣上花代の少なかつた結果であります、第三欸妓、是は支那藝妓であります、が負擔人員の増加の結果であります、第三欸特別課金に於て二千三百三十一仙九十五仙の減少は三業組合同業賣上花代の数が少なかつた結果であります、第四欸使用料、第四土地貸下料に於て六千七百十仙の減少は、例の土地買収當時の貸下が少ない爲めであります、第五欸手数料、第一營業人力車に於て一千二百十仙の減少は通行車少なかつた爲めであり、第四自動車及自動自転車に於て二千九百四十四仙三十一仙の大車五千七百六十二仙五十九仙増収になつて居るのは通行車数が多かつたのであります、第八欸雜收入、に於て八千九百九十八仙四十六仙の増収は過年度収入と各種税金未納者が年度内に納めないうて年度を越へて納入した結果であります、以上合せて歳入九百九十二仙の増加となつて居ります、又臨時部に於て繰越金參萬壹千八百拾八仙五拾仙増加して居ります、是は前年度の剰餘金の多かつた結果であります、第四欸土地埋立費、第一項に九千二百五十一仙三十一仙の減少は例の建物會社の土地係争の爲めに、民間より拂ふ金を保留してあります、此年度には取らなかつたのであります、而して差引二萬三千七百七十三仙三十四仙の増となつて居ります、經常部臨時部を併せて二萬二千二百七十三仙四十六仙の歳入増となつて居ります、次に歳出に移りまして、經常部第一欸事務所費、第一俸給及手当に於て八千九百五十九仙の減少は、技師を途中に採用したると、書記技手七名退職があつた結果であります、第六印刷費一千六十仙減つて居ります、豫算編成當時議員全體に毎月月報を配布すると云ふこととて月百仙を計算してあつたが、實際に於て月三十仙しか要らなかつたのであります、第八項旅費一千二百七十八仙の増は退職者が多かつた結果であります、第四欸土木費、第四項修繕費一千四百六十五仙五十九仙の減は請負にしたので豫定額より安く出来たのであります、第八項雜費一千七百八十九仙の増は電力費を澤山使つた結果であります、第六欸教育費、第一項俸給二千六百六十八仙十九仙の減は教員の本俸は金で支拂ふのであります、其當時銀の相場が好かつたものでありますから減少したのであります、

( 29 )

第九款警備費、第二項巡捕被服費二千七百七十一弗の減少は毛皮外套を新調する積りでありましたが、新調せずして修理に回し合はした結果であり、第十五款警備費、一千五百三十一弗の減は支出を要しなかつた結果であります、是にて歳出二萬一千五百八十三弗三十六仙の剰餘を生じて居ります、次に臨時部に移つて、第二款土木費、第二項下水暗渠築造費に於て四千四百八十八弗九十九仙の減額は諸賃入札の結果、豫算より安く出来た、第五款土地家屋側量台帳作製費一千二百七十七弗五十仙の増は筆數増加の結果であります、第七款團債費、第六項利子二千六百九十九弗六十仙の減少は、第五項の第四團債の認可を外務省に願つた所が認可が豫定より遅く来た爲め、豫定の利子が要らなかつたのであります、第十款調査費二千九百九十九弗及び最後の水害豫防費へ五千二百六十四弗三十四仙の減は、何れも豫算額を要しなかつたのであります、茲に於て臨時部に於て一萬五千七百七十九弗七十九仙の剰餘となつて、經常部を合計して三萬六千六百五十八弗十五仙の剰餘を生じた譯であります、而して歳入の増収が二萬二千二百七十三弗四十六仙と云ふ剰餘金と合して五萬八千九百三十一弗六十一仙は十四年度に繰越されたのであります、以上の通りで御座います、御審査の上御承認あらんことを希望致します

◎川嶋範吉君 私は外務省令を全部取上げて見たが、或は間違つて居るか知れませんが、此歳出の超過した場合には豫備費を以て支出する、豫備費を支出することは總領事の許可を経ることになつて居ります、超過しても豫備費に頼らず、支出して宜しいのですか、規則に見當りませぬか

◎行政委員(牧尚一君) 款内の増減は構はないやうになつて居ります、項の變更で一方に多く

( 30 )

し、一方に少くすることは構はないのであります

◎川嶋範吉君 日本の會計法にあつたと思ひますが、民團法に於て項の範圍内に於て差支へないと云ふ明文を御示しを願ひたい、第二に此決算表に依ると……是は後で伺ひます

◎行政委員(牧尚一君) それは項目の流用は従前から選つて来て居ります、明文はありませぬが、川嶋議員も御承知のこと、存じます

◎議長(重澤兼次郎君) 會計検査委員より報告すべき事はありませぬか

◎佐々木敏丸君 營業課金の未納者とありますが

◎行政委員(牧尚一君) お答致します、未納者に就ては種々直接に交渉したのもあり、或は警察を煩はして説諭したのもあり、又月賦にして取る方法を講じて居るものもあり、相當努力を拂つて居ります

◎太田利三郎君 私は課金の取れない、課金に就て質問致したいのであります、民會議員の権利の保障に就て、あります、十三年の決算の歳入出に於て一年位滞納した時は其儘にしてあつたか其處理方法を伺ひたい、此滞納は民會議員の選舉權に關係するものに何等の制限もない、將來もあることであるから其處理方法を伺ひたいのであります

◎中嶋理事 當地は内地と同様に課金を實施して居りませぬ、又事實通り得ない、自然滞納があつても、特に滞納處分をして差押をするやうなことはない、又そこに至る迄は選舉權を維持して居ります、第二の質問は能く解りませぬ

◎太田利三郎君 選舉に當つて滞納はして居つても選舉の資格があるが、民團として權利を與

( 31 )

へるか云ふのであります

◎中嶋理事 權利は維持されて居りますから、其權利を執行すると否とは選舉人の考でありませぬ

◎議長(重澤兼次郎君) 太田議員の御話は低聲でありませぬから餘程難いのであります、長い話は登壇を願ひます

◎群 茂行君 臨時部の道路開修費であります、此徴収期は何年で終るか、それから大和街の撤水費、從來六十弗であります、支那の方から貰ふのでありますか

◎議長(重澤兼次郎君) 私は御答致します、道路の方は支那の役所と交渉の結果、何れにても費用の安い方を選ることになつて居ります、目下の處は多分日本の方で修繕して居ります、其費用は支那側から出すことになつて居ります

◎議長(重澤兼次郎君) 外に御質問ありませぬか(質問無しと呼ぶものあり)

◎議長(重澤兼次郎君) 是は矢張り議會省略承認して宜敷いか(賛成の聲起)

◎議長(重澤兼次郎君) 本案は議會省略承認と致します、次は日程第四に移ります

◎議長(重澤兼次郎君) 大正十三年度特別會計電氣歳入出決算

◎行政委員(牧尚一君) 大正十三年度電氣歳入出決算に就て説明申上げます、其前に昨日配布致しました此電氣歳入出決算中歳出總計に増の二萬六千八百六十二弗九十九仙とあるは減の誤記でありますから、御訂正を願ひます、是は計算書の通り、歳入は三十九萬三千三百三十三弗五十三仙、歳出は三十九萬七千五百三十九弗一仙、差引八萬二千七百九十四弗五十二仙の利益でございます、之を十四年度に繰越されて居ります、經常歳出に於て例の如く一千弗以上のものに就て申上げます、第一款第一電燈料二萬三千六百八十八弗五十五仙の増は、戰爭其他に依つて租界内に居住者が殖えた結果多かつたのであります、第二電力料は四千四百四十八弗減じて居ります、是は矢張り不況の爲め動力を使用される方が減つたのであります、第三計器賃付料一千四百八十八弗三十五仙の増収は第一項と同様の理由であります、第二款財産出生収入は第一項預金利息の多かつた爲めであります、第三款繰越金第一項繰越金の二萬六千八百六十三弗七十九仙の増は十二年度に於て電氣課員の宿舍の建築豫算を見積つたが、それを見合せた結果であります、第四款雜収入の増は前年度の過年度収入が多かつた結果であります、歳入全體に於て五萬五千九百三十一弗五十三仙の増となつて居ります

◎議長(重澤兼次郎君) 諸君に御伺ひ致します、次の第五の議案を一括して議題に供したいと思ひます

( 32 )

歳出第一款事務所費、第一俸給及諸給に於て三千四百七十七弗三十六仙の減は技手二名途中退職の結果であります、第三款増設費三千八百八十三弗七十二仙の減は豫定の増設工事が少なかつた結果、剰餘金が出た譯であります、第四款電力費三千三百八十八弗八十六仙の減は豫算に對する使用電力が少なかつた結果であります、第八款豫備金第一豫備金一萬五千二百五十二弗五十三仙は使用しなかつた結果であります、是で歳出に於て二萬六千八百六十二弗九十九仙の剰餘金が出来ました、歳入の五萬五千九百三十一弗五十三仙の増収を合計して八萬二千七百九十四弗五十二仙は十四年度に繰越されて居ります、是も總決算と合様御審査の上御承認を得たいと思ひます

思ひますが（異議なしの聲起る）

◎議長（黒澤兼次郎君） それでは日程第四第五を一括して附議致します

◎行政委員（牧尚一君） 是は皆さん御承知のことであり、私から御説明申上げることな  
いと思ひます、本年度に於て此事業は終了、左様御承知を願ひます

◎池田三男也君 私共會計検査員の役目を勤めて居ります、各會計に就て検査を致しました、  
各検査の都度民間會計に何等開違ひの無いことを認めたのであります、茲に何等の開違ひの無  
いと云ふことを御報告申上げます

◎西村 博君 是も讀會省略承認と云ふことに……

◎永安平吉君 大正十三年度より全十四年度に至る未納額何程なるや

◎宮本書記 約三千七百五十五弗計り（賛成の聲起る）

◎議長（黒澤兼次郎君） 他に御質問も無いやうでありますから本案も讀會省略承認と云ふこと  
にしては如何（賛成の聲起る）

◎議長（黒澤兼次郎君） 然らば本案は讀會省略承認と致します

◎議長（黒澤兼次郎君） 次は日程第六から第十二迄總て廢止の件であります、之を一括して議  
題に供します

日程第六 橋立街開修工費徴収規則廢止の件

日程第七 橋立街開修工費特別會計條例廢止の件

日程第八 臨時財源調査會章程廢止の件

日程第九 課金法調査會條例廢止の件

日程第十 教育調査特別委員會設置の件廢止の件

日程第十一 事業資金調査の爲め國庫補助員設置の件廢止の件

日程第十二 事業調査委員會設置の件廢止の件

◎中島理事 日程第六橋立街開修工費徴収規則廢止の件、是は先刻郡議員から質問のあつた橋  
立街の開修であります、是は本年度に終了したので、此規則の存置の必要が無くなつたの  
である、それから其次は矢張り同じものであります、特別會計の條例を廢止したのであります  
次に第八臨時財源調査會章程廢止の件は明治四十四年の三月廿四日に發布になつて居ります、  
是も民間に必要な財源の調査と云ふことでありましたが、唯今の處差當り此章程の存置の必  
要を認めない、第九課金法調査會條例廢止の件、次には教育調査特別委員會設置の件廢止の件  
是は唯今もございまして、今後此調査委員會の設立を希望して居りますが、此特別委員會  
の規程は十年三月の民會の決議に係りまして臨時財源調査委員會の規程に準じたものになつて  
居ります、先きの臨時財源調査會章程の廢止の結果此規程が無くなり、更に適當の時期に  
於て此調査會を設ける行政委員會の決議に依つて領事館の認可を受ければ直ちに出来るのであ

りますから、法文整理の爲めに一時廢止するものであります、次は事業資金調査の爲め國庫補助  
員設置の件廢止の件は既に請願の目的を達したから其存置を必要としないのでありま  
す、次は事業調査委員會であります、將來更に斯る必要があれば改めて制定したいと思ひま  
す

◎議長（黒澤兼次郎君） 是も理事よりの説明で御分りになつたこと、思ひますから讀會省略認  
定しては如何ですか（異議なしの聲起る）

◎清水幸三郎君 一寸御尋ね致します、橋立街に關する第六と第七であります、此特別會計  
の請願扶養街が残り居ります橋立街の早く出たのは何う云ふ譯ですか

◎行政委員長（白井忠三君） それは昨年廢止致しました

◎議長（黒澤兼次郎君） 本七案は讀會省略承認と致します、次は日程第十三第十四の二案を一  
括して議題に供します

日程第十三 公告式に關する件改正の件

日程第十四 課金調査委員會條例改正の件

◎中島理事 公告式の改正の件は別に改正する程の問題ではないが、法規の整理上現規則には  
「公告式に關する件」とあり、法規の題目は体裁上選擇しなければならぬ、公告式に關する  
件と云ふことは面白くないので、之を公告式と改めたいのであります、別に此外に變つたこと  
もございませぬ、次は課金調査委員會條例改正の件であります、舊規程では第二條第三項に「下  
水道使用料賦課決定に關し使用水量の査定を爲す」とあり、是は同じく使用料手数料  
に關する規程でありますから、之を「課金使用料手数料に關する規定及徴収状態の適否に付き  
調査を爲す」と變へたのであります、第三條に舊法は十名であります、十五名と致しま  
した、同じく同條で單に「民會議員」とあつたものを「民會議員有權者中」と改正致しました  
其他は特に説明する程のこともございませぬ、御質問に應じて御答へ致します

◎議長（黒澤兼次郎君） 御質問ありませぬか

◎永安平吉君 此民間には各調査委員會がありまして種々の事を調査して居られますが、調査  
委員會で査定したものを行政委員會に報告する時に、決定したもの、みて、少數意見は報告し  
ないと云ふこととありますが、可成は少數意見も御報告願つて行政委員會の御参考に供するこ  
とも結構と思ひますが、

◎行政委員（利根川久君） 私は行政委員として財務の關係上調査委員會には努めて列席して居  
ります、少數の意見も努めて行政委員會に傳へて居ります、今後もさう云ふことにしたいと思  
ひます

◎太田利三郎君 課金調査委員會は此規則に依ると十五名となるか、他の調査委員會に於ても  
行政委員と一緒に於て會長になつて居ることあるか、行政委員は唯列席して居るだけであ  
るか

◎行政委員長（白井忠三君） お答致します、課金調査委員會に限つては行政委員は委員の中  
に加つてゐないから先刻利根川委員の申すやうに審査の模様を充分に承知するやうに必ず番外  
席に列席することになつて居ります、調査委員會の決議には加はらないことを原則として居

りませぬ、次は課金調査委員會條例改正の件であります、舊規程では第二條第三項に「下  
水道使用料賦課決定に關し使用水量の査定を爲す」とあり、是は同じく使用料手数料  
に關する規程でありますから、之を「課金使用料手数料に關する規定及徴収状態の適否に付き  
調査を爲す」と變へたのであります、第三條に舊法は十名であります、十五名と致しま  
した、同じく同條で單に「民會議員」とあつたものを「民會議員有權者中」と改正致しました  
其他は特に説明する程のこともございませぬ、御質問に應じて御答へ致します

◎議長（黒澤兼次郎君） 御質問ありませぬか

◎永安平吉君 此民間には各調査委員會がありまして種々の事を調査して居られますが、調査  
委員會で査定したものを行政委員會に報告する時に、決定したもの、みて、少數意見は報告し  
ないと云ふこととありますが、可成は少數意見も御報告願つて行政委員會の御参考に供するこ  
とも結構と思ひますが、

◎行政委員（利根川久君） 私は行政委員として財務の關係上調査委員會には努めて列席して居  
ります、少數の意見も努めて行政委員會に傳へて居ります、今後もさう云ふことにしたいと思  
ひます

◎太田利三郎君 課金調査委員會は此規則に依ると十五名となるか、他の調査委員會に於ても  
行政委員と一緒に於て會長になつて居ることあるか、行政委員は唯列席して居るだけであ  
るか

◎行政委員長（白井忠三君） お答致します、課金調査委員會に限つては行政委員は委員の中  
に加つてゐないから先刻利根川委員の申すやうに審査の模様を充分に承知するやうに必ず番外  
席に列席することになつて居ります、調査委員會の決議には加はらないことを原則として居

りませぬ、次は課金調査委員會條例改正の件であります、舊規程では第二條第三項に「下  
水道使用料賦課決定に關し使用水量の査定を爲す」とあり、是は同じく使用料手数料  
に關する規程でありますから、之を「課金使用料手数料に關する規定及徴収状態の適否に付き  
調査を爲す」と變へたのであります、第三條に舊法は十名であります、十五名と致しま  
した、同じく同條で單に「民會議員」とあつたものを「民會議員有權者中」と改正致しました  
其他は特に説明する程のこともございませぬ、御質問に應じて御答へ致します

◎議長（黒澤兼次郎君） 御質問ありませぬか

◎永安平吉君 此民間には各調査委員會がありまして種々の事を調査して居られますが、調査  
委員會で査定したものを行政委員會に報告する時に、決定したもの、みて、少數意見は報告し  
ないと云ふこととありますが、可成は少數意見も御報告願つて行政委員會の御参考に供するこ  
とも結構と思ひますが、

◎行政委員（利根川久君） 私は行政委員として財務の關係上調査委員會には努めて列席して居  
ります、少數の意見も努めて行政委員會に傳へて居ります、今後もさう云ふことにしたいと思  
ひます

◎太田利三郎君 課金調査委員會は此規則に依ると十五名となるか、他の調査委員會に於ても  
行政委員と一緒に於て會長になつて居ることあるか、行政委員は唯列席して居るだけであ  
るか

◎行政委員長（白井忠三君） お答致します、課金調査委員會に限つては行政委員は委員の中  
に加つてゐないから先刻利根川委員の申すやうに審査の模様を充分に承知するやうに必ず番外  
席に列席することになつて居ります、調査委員會の決議には加はらないことを原則として居

ります、課金調査委員に一層の敬意を表して居ります

◎太田利三郎君 彼の委員會には………  
◎行政委員長(白井忠三君) 唯今残つて居ります各種の特別調査委員會には行政委員何名、民會議員何名、或は選舉權者何名など云ふ様に組織して居りますが、此の方は議決權を有つて居ります、課金調査委員は行政委員を交へないことになつて居ります

◎西村 博君 此課金負擔者の中には支那人が澤山入つて居りますが、支那人の課金に就ては、何うなつて居りますか、支那人に對しては諮問機關でも設けて居りますか  
◎議長(重澤兼次郎君) 本員は調査委員の一人として本席より説明致します、日本人だけで選つて居ります、乍併大體支那人の事情に通じて居る人もありますから公平に行つて居ると思ひます

◎清水幸三郎君 唯今西村議員からお尋ねがありました、斯う云ふことを御相談したい、支那人の課金調査の諮問機關を設けることを一項加へたら如何うですか  
◎行政委員長(白井忠三君) 御尤の提案であります、行政委員會は素より監督官廳も先年來其研究があります、従つて課金條例改正の際御研究を願ふのであります、唯今の處は大體の方針は調査委員會に支那人を加へると云ふのでなく、別に支那人の調査委員會を設けた方が宜くはないかと云ふことになつて居ります、來年の民會前に此邊の提案が出来やうかと思つて居ります

◎太田利三郎君 私は課金調査委員の一人でありませんが、支那人に關する特別調査委員は民團の行政の政策上の上からも日支親善の上からも遣らない方が宜しくはないかと考へます  
◎議長(重澤兼次郎君) 調査委員としての見地からのお話であります、それは議題外であります、此質問は時機を見ても話を願ひます、他に御質問が無いやうでありますから議會省略可決確定して差支へりませぬか(異議なしの聲起る)

◎議長(重澤兼次郎君) それでは決定致します、今より十分間休憩致します  
午後五時四十五分再開  
◎議長(重澤兼次郎君) 昨日事務報告の際に川島議員から質問がありました一項に、行政委員よりお答が無かつたが唯今中島理事より御答致されます

◎中島理事 水道契約に關する昨日の川島議員の質問に御答致します、大正四年に此契約をした際にも民會に附議して居りませぬ、斯る重要なことを何故附議しないかと云ふと、民團法の第卅一條の第十二項に「衛生に關スルコト殊ニ傳染病豫防及良水ノ供給、下水ノ排洩并市場、病院、墓地及火葬場等ニ關スルコト」と云ふことは行政委員會に委任されて居ります、此良水の供給と云ふことは當然水道の供給であると認めて居ります、但し良水の供給を行政委員會に委任せられて居る以上は、是に對する契約も之に包含して居ることと解釋して居ります、此契約は豫算にも關係ありますから川島議員の御質問は考慮すべきものであると考へて居ります、故に此問題に就ては充分今後に於ても考慮し、或は今後斯う云ふ場合には民會に附議することが適當であると考へて居ります、併し唯今迄選つたことは行政委員會に委任されたこととして處

(38)

(37)

理して居ります

◎川島範彦君 唯今の御説明に依りますれば施行規則第三十二條にある委任事項に包含されたものであると云ふ御説明でありましたが、私は此點に於て解釋を異にして居ります、又委任事項第十二項の良水の供給と云ふことは水道も入つて居りますが、契約の事に就ては民會に附議される必要があると思ふ第九に「教育に關すること殊に幼稚園學校及圖書館の設立維持に關すること」と云ふ簡條がありますが、然らば學校を建築するとか、或は新に幼稚園を附屬にすると云ふことも此條項に依つて民會に附議する必要が無いと云ふことになりはしないかと思ふ、而巳ならず斯う云ふ契約は一年の短期の行政委員會で勝手に決するの何う云ふ結果になるかと申せば、民團が直接水道の直營をする場合、十年間民團で動かすことが出来ない、英租界或は佛租界と云ふ方面に廉價な水道會社が出来ても此契約に拘束されて十年間は動かすことが出来ない、豫算を審議する時も水道の料金に就て意見があつてもどうすることも出来ない、其だ議員として困るのであります、斯る結果を生ずるものを委員會に委任されて居ると云ふこととて處断されることは遺憾に思ふ、行政委員諸君は御尤であると云ふ御考が生じましたならば十年間の善後策を講ずると云ふことを御考慮願ひたい、又今度の契約は大正四年の契約の條項と全じてあるか、多少異つて居るのであるか御尋致します

◎議長(重澤兼次郎君) 議事の進行上總算の時に答辯しては如何ですか  
◎川島範彦君 簡單に説明を願つて詳しくは其とき  
◎行政委員長(白井忠三君) 先刻理事から申上げたやうに此問題は行政委員會に於ては考慮

致します、契約の條文は持合せて居りませぬが、變つて居ることは前契約には満期の後は水道料金を低減することがありますが、今回の契約には此低減がありません、十年の期間は如何なることも出来ないかと云ふこととありますが、英國租界に於ては堀抜井戸に依ると云ふこととありますが、當民團も此方法に依ることを田村委員から提案されて懸案として研究することになつて居ります、従つて變更訂正の交渉を開くことが出来るものなれば聞き度いと思つて居ります

◎議長(重澤兼次郎君) それでは日程第十五第十六を一括して議題と致します  
日程第十五 土地課金條例改正の件  
日程第十六 家屋課金條例改正の件

◎行政委員長(白井忠三君)發壇 多年民團が要求して居りました所の民團稅制案が茲に上程されたのであります、而して是は將來居留民の利害關係の多い重要な議案でありますから此改正に到りました経過理由を少し長くは知らせねが詳しく申述べたいと思ひます、無論是は課金調査委員の審議を経たものであります、行政委員十名、課金調査委員十五名、合計二十五名の御研究を経て居りますか、此以外の方々には此審議の内容に就て御承知の無い方が多いのであります、御承知の方には重複の嫌ひもあるが、改正案其物に就ての説明は後からするとして、大體稅制改正の趣旨を申上げた上に、今上程された土地家屋のみならず、是に關連するものに就て説明を加へて置きたい、此改正に就ては昨日申上げた如くに、民團の課稅法の成立が行き當りパツタリに出来て居りますから、之を改正するには是非共専門家の専門的考慮に待

(40)

(39)

ちたいと云ふこと、小川博士に調査と立案を依頼してあつたが、今日上程したものは其案を  
 根據として課金調査委員會と行政委員會が審議の結果得たものであります、先以て現在の民團  
 の課税の根本法規が何う云ふことになつて居るか云ふことを申すと、民團課金には土地、家  
 屋、取得、營業、雜種、特別の六課金を有つて居ります、其他に諸家の鑑札料、行商人の鑑札  
 料、各種の使用料、土地貸下料と云ふやうなものから民團の租税は成立して居るのであります  
 之を租税法の上から分類すると土地、家屋、營業、雜種の四課金と手数料土地貸下料は意味は  
 違ふが此五つは収益税と申すべきであります、之が民團の課税の中軸であります、之に消費税  
 の特別課金、それから一種の所得税を配して民團の課税系統が成立して居る、日本内地の國稅の  
 直接税と云ふものは所得税を骨子として之に収益税を補つて居る我民團のものと趣を異にし  
 て居る、此現行税制を改正するに當つて考慮しなければならぬことは民團の税制は國家と趣を  
 異にして居ると云ふことが第一であります、民團は公法人でありますけれども國家の如く課税  
 の上に充分なる課税権を有つて居らぬ、其次に居留民團は支那の領土に於て特別の行政區域を  
 持つて居る、隣りに支那街あり、一方各國の租界がある云ふ關係がある、殊に佛租界の如き直  
 ぐ隣りである、是等の點を充分考慮に入れて税制を考へなければならぬのであります、先づ小  
 川博士は天津の税制系統を調べた其概略を申すと、佛租界は土地、家屋、營業の三を基礎とし  
 て埠頭の税金と手数料を兩翼として課税の系統を作つて居ります、之を分類すると収益税を中  
 心として埠頭税で補つて居ると云ふ形になります、英吉利租界は營業税はありませぬ、土地、  
 家屋の収益税を中心として車鑑札料を課して居ります、是は一つの營業税の種類であると云ふ

見解を持つて居りますが、我租界の如く取得、營業、雜種、特別と云ふやうな税制を有つて居  
 らぬのであります、舊露西亞租界は英吉利と同じく土地、家屋の収益税に鑑札料を有つて居る  
 伊太利租界は佛租界と同じく土地、家屋、營業の収益税を中心として鑑札料を以て補つて居る  
 と云ふ状態にあります、結局各租界とも我租界に似て居つて日本内地と異なる収益税を中心  
 にして居ることになる、今我租界の税制を改正するに當つて考へられることは多數あるのであ  
 ります、日本人の民團である限り、日本の内地の税制を基として所得税を中心とすると云ふこ  
 とにして之に収益税を加へるか、或は外國租界に倣ひ、又現行税制を骨子として税制の完成を  
 圖るか、此二つの方法を根本から翻して新たな税制組織を組立てるか云ふ三つになる、先  
 つ内地の税制に倣つて所得税を中心とする場合を考慮すると、今の取得課金は所得税ではない  
 所得税と申せば土地から収益するものと家屋から収益するものも或は又銀行の預金利息等を總  
 ての所得を集めて課税するのが原則であるが、我租界の取得課金はさうなつて居らぬ、勤務に  
 依つて得る収入に課税すると云ふことに外ならぬ、所得税とは意味が違つて居る、然るに此土  
 地、家屋、營業と云ふやうな課税を全廢して、取得課金だけにすることは之を實行するに困難  
 なことは想像に難くない、此租界内に在する支那人には職を離れて遊んで居る人が少  
 なくない、之等の人に對しては課税に無理が起るのであります、先刻申すやうに、民團には權  
 威ある調査の機關が出来難い、納税者の所得を調査して公平に課税せしむることは民團そのも  
 の、性質から云つて困難である、又土地、家屋の所有者が他所に住んで居る者が支那人中に多  
 いのであります、斯かる人々に對しては、土地、家屋の課金を廢せば所得税を課する事も出来

ないのであります  
 今取得課金の現状が何んな風になつて居るか申すと過去十年間の比較を申すと、大正五年に  
 日本人の納税者が百八十人あつて、此總額三千四百弗になつて居る、此時に外國人は百五十七  
 人、五千二百弗に課税額は支那人の方が多く、合計八千六百弗が徴收されて居ります、十四年  
 に於ては納税状態が變つて、日本の納税者が三百十三人此課税額は八千九百弗、支那人及外國  
 人の納税者六十五人、此金額五千二百弗合計壹萬四千弗であります十年間に八千六百弗から壹  
 萬四千弗に殖へたに過ぎない、之を別けて考へると日本人は納税總額は約倍になつて居るが、  
 外國人の方は十年輕つても五千二百弗は同じく五千二百弗であります、而かも納税負担歩合は  
 減つて居る状態であり、之は要するに此税法は外國人に對し適當でない、實施上困難があ  
 ると云ふことを明かに語つて居る次第であります、是に於て取得課金に對する結論は外國租界  
 には無い、即ち取得課金と云ふものは是非其之を廢したいと云ふ結論に達する、乍併當地の如  
 き不動産を所有するもの、少い所に於て、又會社銀行商店に於ての俸給生活者の多い所に此税  
 を廢して民團の行政に參與する選舉權を失はしむることは相當に考慮しなければならぬ、即ち  
 取得課金は漸次制限して行くことにしたい、今の税法は漠然たるものであるけれども、之は勤  
 勞取得課金に依る課金の本體を可成明かにして行くことを考慮したいと思ふのであります、要  
 するに日本の内地のやうに所得税中心とするのは困難であると云ふことが判る、結局収益税  
 を中心とすることを基礎として改正を加へて行くことになる、即ち土地、家屋の課金は漸増して  
 行くことにならばならぬ、勤務に對する課税よりは財産の課税を重くすることは理論上か

らも現在の状態から歓迎されることであるから、此方針に向つて進まなければならぬ、土地と家  
 屋の課税を騰げて行くに當つても、所有者の負擔に屬せずして之を使ふ者に轉嫁されて行くこ  
 とは考へなければならぬ、此點を考慮して改正を加へなければならぬ、現在の土地及家屋課金  
 が我租界の税率が他の租界に比して低いと云ふことは御承知のことであり、此詳細は後  
 て申すことに致します、然らば収益税の中には土地、家屋の外に營業課金がある、此營業課金  
 は名前から申すと収益税でありますけれども、是亦我民團が現に行つて居る税法の上から見る  
 と之を直ちに収益税と云ふことは變なものであります、と云ふことは日本の營業税のやうに、  
 營業の種類を別けて營業者の數を調べて營業税を課するやうな完全な組織になつて居りませぬ  
 之を見立税と謂つて居りますが、若しも之を改めて營業から得る純益を基礎とするならば理論  
 上完全な營業税になる譯であります、營業課金の改正に對しては營業純益に依ると云ふこと  
 であるが、先刻申す通り是亦民團と云ふやうなもの、自治體から申すと、今申すやうに純益を  
 標準として課税することも實行上困難があります、各義務者の収益を充分調へると云ふやうな  
 ことは理想としては結構であるが、實現の上困難と云ふことは御想像に難くない、今回の提  
 案に對して吾々の考へたことは、民團の財政の許す限り不公平に陥り易いことは、漸次撤廢す  
 ることにしたいと云ふことであります、此營業課金の現時の比較を申すと大正五年は日本人二  
 百五十八人、此額九千九百弗、支那人四百一十九人、此額一萬九千三百弗でありま  
 す、大正十四年になつて日本人五百二十人、三萬八千弗と増加して居ります、支那人は五百八  
 十七人で課税の總額は二萬八千弗になつて居ります、即ち日本人は人數は約倍であるが課税額

( 45 )

は三倍になつて居る、支那人の方は十年間に人数も課税額も約五割増えたに過ぎない、取得課金も營業課金も日本人と支那人との間に不公平があると云ふことが判る、是か見立制度であるから民團として遣り難いと云ふことを明かに示して居るのであります、以上で課金の大體の方針が判ると思ふが、次は雜種課金であります、是は御承知の如く、遊興娛樂の爲めの營業に課する課金でありまして、理窟から申すと營業課金の一でなければならぬ、此意味に於て前年旅館料理屋は之を營業課に組込んだのであります、此度の税制整理に際し、雜種課金を營業税に組込んで何うかと考へて見ますと申す迄もなく社會政策から考へて、他の營業税と同一に取扱ふことは面白くないと思ふ、民團が公法人の自治團體であると云ふことから考へても、此種の營業に對して課税して財政の一端を助けて居ることは面白くないと思ふ、一方論者の中には、社會政策的の見地から、此種の營業を禁絶すると云ふ意味から重課すべきものと云ふこともあるが、是は行政上の處置に待つべきもので、事實高くしても之を禁絶することとは出來ないことであると思ふ、斯う云ふ風の理窟から雜種課金も漸減として進みたいのであります、雜種課金は他の税金に比して多額を占めて居つて急に之を捨て、しまふことは出來ないのであります、此點は遺憾に考へるのであります、以上申上げた次第で提案した改正案は土地、家屋の税を漸次に増して行く、其他は漸減すると云ふ方針であります、何卒慎重審議御協賛あらんことを希望致します (拍手起る)

( 46 )

至る迄十一回の會を兼ねて協議した結果行政委員會も五を六にした、其理由は先刻會長から説明の如く、税制の一般原則から割出しました精神と、次には各國租界の比較、例へば極く隣地である佛租界の關係を御参考になりましたが、英租界は千分の十、佛租界は千分の七、五、太利七、五此割合を申すと日本租界は英租界より五割低い、他の比較から申しても小川博士の説に依ると七、五位が適當であると云ふ意見であります、先刻會長の語の如く、漸進主義を以て六に進めたのであります、但書に道路改修に至る迄千分の二を課することになつて居りますが改修をせぬ土地は民團の土地となつて居りますから此必要を認めない故に但書を削りました、第三條に「前條ノ地價ハ課金調査委員會ノ査定ヲ經テ行政委員會ニ於テ之ヲ決定ス」とあります、第三條の「査定ヲ經テ行政委員會ニ於テ之ヲ決定ス」とありますが之を「行政委員會之ヲ決定ス」と致しまして現行法と改正案は大して違つて居りませぬが、課金調査委員會では「前條ノ地價ハ五年毎ニ課金調査委員會ノ査定ヲ經テ行政委員會ニ於テ之ヲ決定ス」とあります、五年毎と云ふ期間を削つたのであります

◎西村 博君 重要な問題であります、聽難いから御登壇を願ひます

◎中島理事(登壇) 第三條の「査定ヲ經テ行政委員會之ヲ決定ス」とございますものを、改正案も字句の修正のみであります、唯課金調査委員會は五年毎にとあります、無論第三條の「五年毎」と云ふことは課金調査委員會も種々議論があつたやうに伺つて居ります、行政委員會でも種々議論がありました、査定を變更することは面白くない、漸次騰げられることになると家賃に變化する、年々上げるやうなことは此家賃に轉嫁されると云ふやうな點にあつたとも聽いて居ります、現在の租界の状態は地價が高上して居ります、出來る計數の下に五ヶ年の期間

( 47 )

を定めて變更しないことも如何かと考へます、之を課金調査委員會の審査に信賴することとして特に五ヶ年と云ふ期間を置く必要なしとして此期間を削りました、千分の六に上げたことと五年を削つたことが現行法に對する主なる修正であります、其他は殆んど字句の修正であります、多少條文の煩へたのは第五條第六條第七條の準用規定を除いて明かに分けた譯であります、主なる説明は是で盡きたやうであります

次は家屋課金條例でありますか、之も主なるものは、舊法に「家屋倉庫其ノ他ノ建物ニ對シ百分ノ二」とあります、改正案は百分ノ三と一を上げた譯であります、先刻會長の説明の如く、全體の整理方針に依つて一を上げたのであります、之を外國租界に比較すると、英租界は百分の十一、獨逸は六、伊太利は五であります、日本租界の現在に比較すると英租界に對して日本は五分の一、佛租界に對しては三分ノ一露西亞伊太利に對しては半分に足らぬことになつて居ります、それから第三條に「前條の賃貸價格ハ課金調査委員會の査定を經テ行政委員會之を決定ス」と改正案にござりますが、是亦現行法では第五條に準用してござります通り課金調査委員會では毎年査定することになつて居ります、是亦必ずしも毎年決定する必要が無い、時機に依つてやると云ふことで、毎年と云ふ字を削りました、此毎年を削つたのが改正の要目であり、現行法では建物とある文字を課金條例の題目に照合して意味が多少狭義になつたと思ひますが、家屋と變へました、御質問に應じて御答致します

◎清水幸三郎君 私は土地課金條例に就て質問致します、百分の五か六になつたと云ふことであるが、唯今白井會長の説明に依ると、總て本國の法律に準據して改正したと云ふことである、唯今中島理事から外國租界のものを標準として之を課税すると云ふ提案であると云ふ、會長の説明の根本性質と反對して居る、本議案には毎年地價の六と云ふことがありますが、毎年査定すべきものであります、日本内地でも議院始つて二回より査定して居らぬのであります

◎行政委員會長(白井忠三君) 第二條に毎年と云ふのは課金を毎年取ると云ふ意味であります、毎年變へても宜いと云ふことになつて居りますが、第二條は毎年賦課すると云ふので一年間に千分の六を拂へは可いと云ふことであります

◎清水幸三郎君 地價と云ふものは吾々の活動する地盤であるから……………

◎議長(黒澤兼次郎君) 貴方の議論は二讀會に願ひます

◎中島理事 最初の意見は日本の課金に準ずるとして意見の相違があるやうな御話でありましたが、會長の意見は税制整理の精神に基いて課金を上げる参考として各國の例を申上げたの別に會長と意見の相違のある譯であります

◎川島範夏君 千分の六は能く判りましたが、此條例に依る現在の地價を定める標準方法に就て御意見を承りたい、

◎中島理事 川島議員の質問にお答致します、第二案の地價は時價の半額を地價と見做して居ります、此時價と云ふものは殆ど此各租界に於て充分審査をして決定したやうな振合になつて居らぬ、貸下料にしても十仙二十仙と云ふやうな見立割のやうに遣つて居る、それは甚だ不正であると云ふことで民團所有地の貸下料を決定する爲め、課金調査委員では種々の調査を遂

( 48 )

を定めて變更しないことも如何かと考へます、之を課金調査委員會の審査に信賴することとして特に五ヶ年と云ふ期間を置く必要なしとして此期間を削りました、千分の六に上げたことと五年を削つたことが現行法に對する主なる修正であります、其他は殆んど字句の修正であります、多少條文の煩へたのは第五條第六條第七條の準用規定を除いて明かに分けた譯であります、主なる説明は是で盡きたやうであります

次は家屋課金條例でありますか、之も主なるものは、舊法に「家屋倉庫其ノ他ノ建物ニ對シ百分ノ二」とあります、改正案は百分ノ三と一を上げた譯であります、先刻會長の説明の如く、全體の整理方針に依つて一を上げたのであります、之を外國租界に比較すると、英租界は百分の十一、獨逸は六、伊太利は五であります、日本租界の現在に比較すると英租界に對して日本は五分の一、佛租界に對しては三分ノ一露西亞伊太利に對しては半分に足らぬことになつて居ります、それから第三條に「前條の賃貸價格ハ課金調査委員會の査定を經テ行政委員會之を決定ス」と改正案にござりますが、是亦現行法では第五條に準用してござります通り課金調査委員會では毎年査定することになつて居ります、是亦必ずしも毎年決定する必要が無い、時機に依つてやると云ふことで、毎年と云ふ字を削りました、此毎年を削つたのが改正の要目であり、現行法では建物とある文字を課金條例の題目に照合して意味が多少狭義になつたと思ひますが、家屋と變へました、御質問に應じて御答致します

◎清水幸三郎君 私は土地課金條例に就て質問致します、百分の五か六になつたと云ふことであるが、唯今白井會長の説明に依ると、總て本國の法律に準據して改正したと云ふことである、唯今中島理事から外國租界のものを標準として之を課税すると云ふ提案であると云ふ、會長の説明の根本性質と反對して居る、本議案には毎年地價の六と云ふことがありますが、毎年査定すべきものであります、日本内地でも議院始つて二回より査定して居らぬのであります

◎行政委員會長(白井忠三君) 第二條に毎年と云ふのは課金を毎年取ると云ふ意味であります、毎年變へても宜いと云ふことになつて居りますが、第二條は毎年賦課すると云ふので一年間に千分の六を拂へは可いと云ふことであります

◎清水幸三郎君 地價と云ふものは吾々の活動する地盤であるから……………

◎議長(黒澤兼次郎君) 貴方の議論は二讀會に願ひます

◎中島理事 最初の意見は日本の課金に準ずるとして意見の相違があるやうな御話でありましたが、會長の意見は税制整理の精神に基いて課金を上げる参考として各國の例を申上げたの別に會長と意見の相違のある譯であります

◎川島範夏君 千分の六は能く判りましたが、此條例に依る現在の地價を定める標準方法に就て御意見を承りたい、

◎中島理事 川島議員の質問にお答致します、第二案の地價は時價の半額を地價と見做して居ります、此時價と云ふものは殆ど此各租界に於て充分審査をして決定したやうな振合になつて居らぬ、貸下料にしても十仙二十仙と云ふやうな見立割のやうに遣つて居る、それは甚だ不正であると云ふことで民團所有地の貸下料を決定する爲め、課金調査委員では種々の調査を遂

ありますが、若しさうであれば課税額を千分の六にしたと云ふことは千分の一の増加になるのですか

◎行政委員長(白井忠三君) 時價の半額になつて居るのであるから、今後時價の査定を遺直して半額とすれば多少上るので、それに六を課するのであるから千分の一の増加でなく、今少し多い増税になる結果になります

◎永安平吉君 民間行政委員の選挙は何う云ふ方法を取つて選挙権者を出すか、又家賃の轉嫁と云ふことに就ては好まない云ふことありますが、監督官廳に願つて不當な轉嫁をさせない云ふ方法をお取りになりますか

◎行政委員長(白井忠三君) 家賃に轉嫁することを妨ぐと云ふことは永安君の仰しやうに法令を以て禁ずること、罰しき増税を行はなければ轉嫁は少いと思ふ、差富り別に監督官廳にお願して法令を出すやうなことは考へて居りませぬ、有権者に就ては取得課金を全廢すると、是等の選挙権を失はしむることになるから急に出来ないと云ふことを申上げた積りであります

◎太田利三郎君 唯今の説に依ると土地課金の課税は直ちに轉嫁されると云ふことであるが、先刻日井會長の説明には収益であると云ふこととありますから多少轉嫁して行くのは至當であると思へます、轉嫁する限度にあると思ひます、民間としては轉嫁させないと云ふ意思でなく當然轉嫁するものであると云ふことを承知して課税すべきものであると思ひます

◎行政委員長(白井忠三君) 轉嫁の言葉の範圍は廣いが、土地の状況が變つて來て、百弗の

げて貸下料の基準となるべき時價の課金調査委員の査定した時價に依つて其半額を地價として千分の六を課する方針であります、此調査委員の査定した時價が何程であるかと云ふことは廣汎でありますから一々説明は出来ませぬ

◎川島範重君 課金調査委員の方が非常にお骨折りのこととありますから別に異論はありませぬが定められた時價と云ふのは適當な時價であれば宜しい

◎行政委員長(白井忠三君) 先刻申上げたやうに急激なる増税は避けたいと云ふ方針でありますから時價を査定したのは文字の如く時價であります、年併從來地價と云ふものは時價の半額になつて居りますけれども將來は是では低い、之が今度極りましたならば時價を地價に引直して千分の六を課すると云ふことは課税額の上から云ふと非常な増額になる、此故に理事の説明の如く半額と云ふことになつて居りますか、此點は確定的でありませぬ、幾分かの按排をして極めなければならませぬ、時價を直ぐ地價とすることは出来ないと考へて居ります、又地價と云ふことは慎重審議決定致しますか、一番重大なる關係のあることとありますから、英國租界の如く毎年の民間の年報に公表して居りますが、當民間も課金調査委員の決定を経たならば民間の事務報告で一目瞭然する方法を執りたいと思つて居ります、若し非常な不公平であれば直ちに發見出来るやうにしたいと思つて居ります、清水君の御質問もあつたが、地價を始終動かすことは面白くないと考へて居ります、他の租界の例から申すと、十年も二十年も動かさないことも面白くないと考へて此案が出来て居ります

◎川島範重君 唯今のお話では從來の時價の約半額に相當するものを標準とすると云ふお話であります、若しさうであれば課税額を千分の六にしたと云ふことは千分の一の増加になるのですか

土地が二百弗になると課税の地價が亦變つて行くのであるから、順次上げることは當然であります、改正の際に改正の増税額が使用者に直ちに轉嫁されることは避けたいと云ふ意味に於て漸進増と云ふことで行きたいと云ふ意味であります

◎清水幸三郎君 土地課金は先づ二割の増税家賃は五割の増税であります、土地は保險も要らない、家賃は漸進的と云ふのに轉嫁しないものに増税された意味は何ふ云ふ理由ですか

◎行政委員長(白井忠三君) 此課税の表から見ると土地は二割であるが、先刻川島議員の質問の如く、地價が此際修正される、是は二割に止らぬ、家賃の方はそれより多いじやないかと云ふことであるが、家賃課金が非常に低いのでありまして平均が取れないのであります、結局早く目的を達する上に現在が不公平であるから多少手心を加へなければならぬのであります

◎永安平吉君 家賃に轉嫁されると云ふ御懸念であるが、私は必しも轉嫁されぬものと思ふ、今迄家賃が安くなく、高くても借手があるから高くすると各租界に家を捜す、さそなると日本人は支那人と(此處應取れず)此點に就て當局者は鈍いやうに考へられます

◎行政委員長(白井忠三君) 少し私共の見解と永安君の見解と違ふやうに思ふ、私共の申す家賃への轉嫁とは増税に依る轉嫁であつて、日本租界の家賃が減つたから十圓の家賃か五十圓に上ることは因るが、是に對しては民間當局としても防止の方法を講ずるは當然であるが、監督官廳の警察權に依つて横暴な家主地主に對して説諭でもして賈ふと云ふやうな方法を講ずるより仕方ないと思ふ

◎清水幸三郎君 日本租界では建物會社が、多く貸家を持つて居りますが、此増税に依つて何の位拂ふことになるか

◎宮本書記 土地千五百弗、家賃二千五百弗、合計四千弗であります

◎議長(黒澤兼次郎君) 質問もない様ですから討論に移ります

◎清水幸三郎君 私に動議を提出致します、大分腹が空いて居ります、飯を食つてから遣ることに願ひます

◎富成一二君 極く簡単に申上げます、從來未完成道路の土地に就ては千分の二を課してあります、唯今中島理事は道路は完成しても課税しない所は民間の土地であると云ふこととありますが、民間の土地で無い所が往々あります、それから從來の部令が屢々變更されて居りますが、道路を整理する爲めに廢棄することは豫算委員の報告に基いて、民會ではさう云ふことは申述で居ないものを、直ちに部令を以て公布しても、段々民會議員の方が變つて來る、民間の所有地の如き道路の廢止された大きな敷地が自然大きな家しか建たない百五十圓二百圓の家賃でなければならぬ、之は日本人の民度に適しない事と思ふ

◎行政委員長(白井忠三君) お答致します、道路廢止の意見は屢々論議されて居ることあります、民度の相違する當租界が支那人の現状を論ずる必要はないが、日本租界は餘り道路の計劃が多いのであります、佛租界も小さい家もあるが此胡同に依つて通行することになつて居る、民間の所有となる道路は日本租界が多い、其結果道路維持費と云ふ上に民間が一層苦しむのであります、此見地から細かな道路を廢したのであります、場所によつては小さい家を建てなければならぬ場所もあるが、それ等は土地所有者經營者の費用に依つて胡同を造ることになれば佛租界の如き甚しき不便は無いたらうと考へて居ります

◎議長(黒澤兼次郎君) 大分時間も過ぎました、第一讀會未了の儘散會致します  
午後七時十分散會

土地が二百弗になると課税の地價が亦變つて行くのであるから、順次上げることは當然であります、改正の際に改正の増税額が使用者に直ちに轉嫁されることは避けたいと云ふ意味に於て漸進増と云ふことで行きたいと云ふ意味であります

◎清水幸三郎君 土地課金は先づ二割の増税家賃は五割の増税であります、土地は保險も要らない、家賃は漸進的と云ふのに轉嫁しないものに増税された意味は何ふ云ふ理由ですか

◎行政委員長(白井忠三君) 此課税の表から見ると土地は二割であるが、先刻川島議員の質問の如く、地價が此際修正される、是は二割に止らぬ、家賃の方はそれより多いじやないかと云ふことであるが、家賃課金が非常に低いのでありまして平均が取れないのであります、結局早く目的を達する上に現在が不公平であるから多少手心を加へなければならぬのであります

◎永安平吉君 家賃に轉嫁されると云ふ御懸念であるが、私は必しも轉嫁されぬものと思ふ、今迄家賃が安くなく、高くても借手があるから高くすると各租界に家を捜す、さそなると日本人は支那人と(此處應取れず)此點に就て當局者は鈍いやうに考へられます

◎行政委員長(白井忠三君) 少し私共の見解と永安君の見解と違ふやうに思ふ、私共の申す家賃への轉嫁とは増税に依る轉嫁であつて、日本租界の家賃が減つたから十圓の家賃か五十圓に上ることは因るが、是に對しては民間當局としても防止の方法を講ずるは當然であるが、監督官廳の警察權に依つて横暴な家主地主に對して説諭でもして賈ふと云ふやうな方法を講ずるより仕方ないと思ふ

◎清水幸三郎君 日本租界では建物會社が、多く貸家を持つて居りますが、此増税に依つて何の位拂ふことになるか

◎宮本書記 土地千五百弗、家賃二千五百弗、合計四千弗であります

◎議長(黒澤兼次郎君) 質問もない様ですから討論に移ります

◎清水幸三郎君 私に動議を提出致します、大分腹が空いて居ります、飯を食つてから遣ることに願ひます

◎富成一二君 極く簡単に申上げます、從來未完成道路の土地に就ては千分の二を課してあります、唯今中島理事は道路は完成しても課税しない所は民間の土地であると云ふこととありますが、民間の土地で無い所が往々あります、それから從來の部令が屢々變更されて居りますが、道路を整理する爲めに廢棄することは豫算委員の報告に基いて、民會ではさう云ふことは申述で居ないものを、直ちに部令を以て公布しても、段々民會議員の方が變つて來る、民間の所有地の如き道路の廢止された大きな敷地が自然大きな家しか建たない百五十圓二百圓の家賃でなければならぬ、之は日本人の民度に適しない事と思ふ

◎行政委員長(白井忠三君) お答致します、道路廢止の意見は屢々論議されて居ることあります、民度の相違する當租界が支那人の現状を論ずる必要はないが、日本租界は餘り道路の計劃が多いのであります、佛租界も小さい家もあるが此胡同に依つて通行することになつて居る、民間の所有となる道路は日本租界が多い、其結果道路維持費と云ふ上に民間が一層苦しむのであります、此見地から細かな道路を廢したのであります、場所によつては小さい家を建てなければならぬ場所もあるが、それ等は土地所有者經營者の費用に依つて胡同を造ることになれば佛租界の如き甚しき不便は無いたらうと考へて居ります

◎議長(黒澤兼次郎君) 大分時間も過ぎました、第一讀會未了の儘散會致します  
午後七時十分散會

等三日 日程

- 第一、土地課金條例改正ノ件(第一讀會續き)
- 第二、家屋課金條例改正ノ件(全)
- 第三、取得課金條例改正ノ件
- 第四、營業課金條例改正ノ件
- 第五、雜種課金條例改正ノ件
- 第六、天津日本青年會補助金ノ件
- 第七、天津日本少年義勇團補助金ノ件
- 第八、私立天津高等女學校補助金ノ件
- 第九、大正十四年度特別會計電氣歳入出追加豫算案
- 第一〇、大正十五年度特別會計官有地地下準備金歳入出豫算案
- 第一一、大正十五年度居留民團歳入出總豫算案
- 第一二、大正十五年度特別會計電氣歳入出豫算案
- 第一三、民團會計検査委員選舉

◎出席議員 (四十六名)  
 太田利三郎 小谷萬次郎 白井忠三 牧 尙一 利根川 久  
 上野 壽 吉田房次郎 大澤大之助 小林陽之助 川本 吾一

黒澤兼次郎 天田 朝義 森川 照太 永安 平吉 中村常三郎  
 宮崎 勇雄 遠山 猛雄 山川 眞 長野 勳 田村 俊次  
 川島 範直 佐々木敏丸 郡 茂行 有留 重利 砂田 實  
 清水幸三郎 金山喜八郎 富成 一二 野崎 誠近 矢澤千太郎  
 橋本國三郎 濱田邦太郎 岡本 久雄 池田三男也 楡垣 恭興  
 吉田治四郎 千葉 初藏 相原 俊夫 勝田 重直 西村 博  
 平井 久一 阿部 政吉 眞藤 兼生 遠藤 盛彌 久留島貞次  
 小倉 知正

◎出席行政委員 十名  
 會長 白井 忠三  
 利根川 久 吉田房次郎 大澤大之助 川本 吾一 小林陽之助  
 牧 尙一 上野 壽 田村 俊次 遠山 猛雄

午後四時廿五分振鈴開議  
 ◎副議長(砂田實君) 一寸御挨拶申上げます、本夕黒澤議長は出席になつて居りますが、前日の御疲れがございますので、私が代つて暫く此席を汚します、出席議員四十一名、規定の數に達して居りますから是から開會致します、本日の日程は御手許に差出してあります、昨日未了の土地課金家屋課金條例改正の件、第一讀會の續きであります  
 ◎黒澤兼次郎君 昨日の議事は質問も盡きて居り、又二讀會に於ても質問も出来るのでありま

すから速に讀會に入りたいと思ひます(賛成の聲起る)

◎永安平吉君 昨日の私の質問に對する御答に諒解に苦しむ點があります、家賃に轉嫁するものは僅かであると思ふ御見解であると云ふことであつたか、私の考では何うしても轉嫁されると思ふ、之に對して借家法を設けて貰ふこと、モ一つは例の營業、取得課金を漸減して行つて結局全廢しやうと思ふ理想があるにも拘らず、増額する行政委員會として何う考へて居られるか、昨日の御説明では諒解に苦しむのであります

◎行政委員會長(白井忠三君) 御答へ致します、家屋及土地課金の増税の結果借家人に影響のないやうにしたいと思ふ考から可成急激の變更を行はなかつたのであります、永安君の御質問の點は御尤もであります、借家法と云ふやうなものを民間の請願に依つて發令をお願いすることは別の問題であります、行政委員會では必要を認めたと云ふのではない、當地の如き土地柄に於ては内地の法令を引いて貰ふことは輕々に出来ぬ、此事に對して既に充分の注意もあり、借家法其ものが實施されて居なくとも、説諭願と云ふやうなことで其積累を取縮ることが出来ると思ふ、全然轉嫁されぬと思ふことは考へない、多少はあるか知れぬが、借家人も已むを得ざる程度のもは轉嫁されるものと思ふ、それ以上の事に就ては監督官廳の御裁量に任して置いて此種の法律を發布願ふと云ふことは今必要を認め居りませぬ、漸減撤廢と云ふことが改正の方針のやうに傳へられて居りますけれども、昨日申上げたことにさう云ふことがあれば前言を取消します、現在に於ては近き將來に撤廢されるは考へて居りませぬ、是が對策を今日から講じて居りませぬが、結局納稅資格の選舉權を納稅に依らざる選舉權と改正されま

(54)

(55)

(56)

(57)

すれば撤廢されても宜いと云ふことを解釋することは難しいことではなからうと思ふ、何れにしても撤廢と云ふことは近き將來に致す方針を有つて居らぬのでありますから昨日の説明に依つて諒解があれば諒解を解いて貰ひたい  
 ◎太田利三郎君 昨日伺ひました土地家屋に關する御意見に依ると、土地課金條例の中に、家屋税を課する以上は家賃に轉嫁されることは當然であると思ふ、家主地主を經て借家人に課する、少くとも二分の一も轉嫁するかも知れぬ、稅源を求め立場から云つて借家法など、と云ふものを設けても暴利な地主があつた場合には何うか知らぬか、小川博士が言つた土地家屋を基本税とするも轉嫁と云ふことは稅制改正の根本に據着しないかと考へる、土地家屋を持つて居るものも(低聲にて聞取れず)

◎行政委員會長(白井忠三君) 討論に入られては如何ですか  
 ◎清水幸三郎君 此地價の査定と云ふことは勝手と云ふことであるが、明年度に於て之をお上げになる積りでありますか

◎行政委員會長(白井忠三君) 昨日中島理事からも説明がありましたが、現に民間所有地の貸下は今年期限が更まるのであります、此民間所有地の査定は終つて居ります、其他の土地所有者の時價の査定はまだ終つて居りませぬ、それは現在課金して居る額よりは相當の間隔ありと思像されるのであります、十五年度の課金を極める時に直すと云ふことになる、此際一度改めることになる、昨日中島理事が、地價の時價の半額と申しましたが、それも一案として考へられるが四割にするか六割にするかまだ決まらぬが、何れにしても根本に急激なる増税を希望しないと思ふ精神の下に違つて居ります、此點は理事の説明と違つて居りますか、將來此時價を何





( 61 )

年限の制限を置く必要はないと思ふ、此儘にしても十年變へないか二十年變へないか判らぬのであるから五年などの制限の必要はない、二十年一偏と云はれるけれども地價の査定困難もあるか知れぬが、日本租界のやうな狭い土地は直ぐ出来るのであるから急激な地價の下落はあるか知れぬが、極めないう方が宜からうと思ふ、若し地主として御心配があれば下がることを考慮しなければならぬ (同感、討論終結と呼ぶ者あり)

◎副議長(砂田實君) それでは論議も盡きたやうに認められます、太田議員から修正案が出て居つて清水議員も賛成のやうに思はれます、三讀會省略決を採りたいと思ひます (賛成の聲起る)

◎澤澤兼次郎君 三讀會省略と云ふことであるが、太田君の五年と云ふことを採決した上で副議長(砂田實君) それは取消しになりました

◎富成一二君 私は昨日日井會長に質問して中途に散會になつたが、現在の日本租界の状態は支那人の所有になつて居る、佛英租界と比較も出来ませぬが、今輕率なことをすると恨を百年に貽すことがある、自分が所有に課税されると、今度は邦人の頭に掛る反對の結果を生ずる、五年後になると支那の上流の人の避難場所と云ふことになれば問題が起ると思ふ、近き將來に於て取得課金、營業課金を廢し選舉權は皆に還る、支那人は選舉權は何うても可いと思ふ、私は昨日も申しましたが斯ふ云ふ風に朝令暮改と申すか、條例を換へることになると日本人としても支那人としても不安の念を懐かしむる、現在も地價が上ると考へて家賃を上げて居ることは事實であります、五年後には相當に考慮しないと外國租界と位置が異なるので之を輕々にすべ

( 62 )

きものでない、豫算を審査する上に慎重に選んで貰ひたい、私は日井會長が佛租界の例に倣つて道路が要らぬと云ふやうなことは御名説であると思ふ、此點のお考を願ひたいと思ひます

◎永安平吉君 富成さんに伺ひますが、富成さんは原案に賛成ですか反對ですか

◎富成一二君 別に反對ではありません

◎檜垣恭興君 討論終結に願ひます

◎副議長(砂田實君) 御諮り致します第一土地課金第二家屋課金の各條例修正案は讀會省略確定して宜しいか (賛成の聲起る)

◎副議長(砂田實君) 三讀會省略賛成の方起立 (起立者多数)

◎副議長(砂田實君) 多数と認めます、三讀會省略確定と致します (拍手起る)

◎副議長(砂田實君) 引き続き第三第四の兩案を一括して議題に供します (賛成の聲起る)

日程第三 取得課金條例改正の件

日程第四 營業課金條例改正の件

中島理事(登壇) 第三、取得課金第四、營業課金條例改正の中に就て簡單に説明致します、現行法に比較して修正案の改正の骨子は第二條の課金率を變更したことが主なるものであります、現行法に於ては矢張り一千弗以上一万弗迄十三に區別してあります、是は説明する迄もないが課金調査委員會では之を十種に區別して一千弗以上は千分の四、千五百弗以上は千分の六、二千弗以上は千分の八、二千五百弗以上千分の十、三千弗以上千分の十二、四千弗以上千分の十

( 63 )

五、五千弗以上千分の十八、七千弗以上千分の二十二、一万弗以上千分の二十八、而して但書の「一万弗以上一千弗を増す毎に千分の五を加ふ」と云ふは、現行法は千分の三でありますが課金調査委員會の決定を多少變更して修正案は千分の五で提出したものであります、特に但書の「一万弗以上」に對しては千分の五にしたのは累進率に依つた次第であります、斯く本課金を制限した理由は昨日會長の説明の如く、此取得課金か日本の所得税と申すものと異ひ、殆ど勤勞取得に課する態を爲して居るが、故に漸次低減と云ふ方針に依つて決定したものであります、尙ほ現行法の第四條第一項を修正案では第五條に致しました、現行法は住居を他に轉した時の規定は四條にある、届出のある迄は課税をする届出が無い場合でも届出がある迄は取ることになつて居るが、修正案は届出が無くとも轉出の場合には取らないと改正致しました、他は字句の修正であります、次は營業課金條例であるが、課金の等級を變更したのであります、現行法では第一級より二十六級迄に別つてあります、一級六弗、二十六級一萬弗と區別してあるが、課金調査會では之を三十九級に變更されて第一級を六弗、三十九級を一萬弗としてあります、修正案は御覽の通り一級を加へて四十級に修正した、而かも一級の最低を四弗として幾分の中間級を加へて三十九級の一萬弗が六千弗になつて居ります、是亦昨日來歴々説明した今回の税制の方針に基き、營業税も漸減の方針を取つたのであります、其他第五條の條文は唯今取得課金に於て申述べた理由と同一であります

◎澤澤兼次郎君 議事の進行に就て一言申上げます、先刻から讀會の區別が明かになつて居りませぬから、一讀會に於ては質問を充分にされて然る後討論も出来ず、夫れを二讀會に入る

( 64 )

と討論が出来ないやうに思つて居る方があつてあります……

◎川島範三君 議事進行に就て一言申上げます、此問題は讀會省略決定あらんことを希望致します

◎永安平吉君 營業課金が千分の四であり取得課金が千分の六になつて居る、何う云ふ譯でありますか

◎行政委員長(日井忠三君) 結局兩方共同じ最低は年四弗になるので税法の上から四弗になると云ふ意味でない、最低四弗からにして多少死下げて行く意味であります、取得課金の方が營業課金より制限されたことは營業課金は純益課税主義になれば悪税ではない、取得課金の方は勤勞取得者に對するもので之は可成下げる、税の性質が異つて居つて取得課金は撤廢する營業課金の方も之を純益課税主義に改めることが漸減撤廢でありますけれども資本金、従事員の數に依つて取得課金より重く課税されて差支へないと考へて居ります (讀會省略と呼ぶ者あり)

◎副議長(砂田實君) 讀會省略の動議があります (賛成と呼ぶ者あり)

◎副議長(砂田實君) 此兩案は讀會省略して採決したいと思ひますが御異議ありませんか (異議なしの聲起る)

◎副議長(砂田實君) それでは御異議ないと認め可決確定したいと思ひます (拍手起る)

一寸十分個休致致します

午後六時五分休憩

午後六時二十分再開

(皇澤兼次郎君議長席着)

◎議長(皇澤兼次郎君) 是より引續き會議を開きます、日程第五種課金條例改正の件之を議題と致します

日程第五 種課金條例改正の件

◎中島理事(登壇) 種課金條例の改正案に對して説明致します、現行條例に對して改正を試みました點は酌婦と貸座敷との間にあつた仲居の一項を削りましたと、第二條の等級一等の月額二百兩を三百兩に改めたこと、二條の末項三等一兩を削り三業組合花代總收入高百分の五の末項の行政委員の決議に依ると云ふ但書を削りました、其他は字句の修正に止つて居ります、仲居の一項を削つたのは頗る課税額が少額で此要を認めない、尙遊戯場二百兩を三百兩に上げたのも三等の一兩を削つたのも、一等二百兩では現在の營業景況から見て少過ぎると云ふ簡單な理由であります、此改正の中で最も問題となつて居るのは三業組合の但書の一項を削つたことが主なるものであります、本案改正の理由としては、第一に課金調査會の決議を行政委員は尊重したけれども第二には種課金の性質が税制を整理する上に先刻來話の博士の意見も員聽き、可成税制の合理的の法則に近かしたと云ふ趣意から參つて居ります、此意味から考へて種課金の如きは一の収益でありますけれども先づ之を營業税としても差支ないものでありますけれども、他の營業税とは少し狀況が其趣を異にして居ります、謂はば一の遊興娛樂であります、斯くの如き課税は他の營業税に比較して多少奢侈的の趣を有つて居る爲めに勃興する國民の意氣から申すと相當重く課税することが一般の課税の方針になつて居ります、此の意

(66)

味から申しまして改正の要點たる點に觸れて居ると思ふ、今一つは第三として先刻來種々御説がありました、營業税と全然離れて特殊の意味に於て課税して居る、營業税とは重複して居りませぬ、持に此中の問題となつて居る但書の削除の如きは十二年三月の民會の決議に依つて但書を設けた、速記録を讀んでも當時は甚だ不景氣の場合でありましたので、料理屋の請願を行政委員は採決して此但書を設けたのであります、乍併此花代と申すものは公平なものではありません、景氣が好ければ多數の花代が揚り悪ければ花代が減る他の營業に課する税と違つて最も公平な伸縮し得る課税であります、但書を設けた時は減少したか知りませぬが、此花代の課税の公平に伸縮し得ることは景氣不景氣を論ずる必要は無いと思ひます、先刻も御質問に答へた如く本來此但書を設けた際には花代總收入百分の五で、三迄制限し得たことは料理屋のみの恩典に浴し、藝者置屋が百分の五を納めて居ると云ふことは苦情もあつたものと思ふ、此法文の上から論ずると理由あることとあります、乍併當時減少した理由が之を設けた趣意も料理屋の負擔を軽くする爲めに先刻申す如く、此花代の負擔者は誰かと申すと藝者置屋であります、料理屋は口錢を取つて居るに過ぎないのであります、若し許し得るならば三業組合を二業組合にしたい納税の義務者でない三業組合を義務者の如く扱つて居ります、是には多少の議論がありましたけれども多年の習慣で規定されてありますから現在の如く置くが宜からうと云ふことと此規定を設けたので純理論から申すと先刻の營業税に含めて取るのが眞個であると信じて居ります、従つて豫算に變動の無き限りは動かさないと云ふ考を有つて居ります、先づ大體以上を以て説明を盡したと思ひます

(67)

◎議長(皇澤兼次郎君) 諸君に御報告することがあります、本案を議するに當り唯今阿部議員の紹介として天津料理店組合員外十四名から請願書が出て居ります、要件は今回の種課金の但書を削らうとして從來の儘にして呉れと云ふこととあります、既に諸君に配布して置きましたので副讀を省きます

◎檢査委員(皇澤兼次郎君) 突差の間でまだ見て居りませぬ、可成副讀願ひます

請願ノ趣旨

第十九次居留民會通常會に於て種課金條例ノ件改正ノ件(議事日程第十九)ヲ附議セラル、ニ當リ該條例第二條ニ所謂三業組合ニ對シテ夜上花代總收入高百分ノ五ヲ賦課シ同條但書ニ所謂行政委員會ノ決議ニヨリ百分ノ三・五ヲ低減スルコトヲ得ル旨ノ規定ヲ削除セントスル改正案ハ曩ニ大正十二年三月該條例ノ改正ヲ仰キタル趣意ニ悖リ且稅損賦課均率ノ原則ニ副ハス從ツテ同業者一般右改正案ノ通過ニ依リテ被ムル過當ナル負擔ニ堪ヘ難キヲ以テ當該部分ノ改正ハ之ヲ爲サスシテ從來ノ賦課率ニ止メラレ度シ

據テ本件改正案ニ就キ再ヒ右趣旨ノ修正ヲ加ヘラレ度ク請願ニ及ヒタル次第ナリ

理由

大正十年四月以降藝妓花代一本銀三十仙ヲ銀四十仙ト爲シ種課金モ亦夜上花代總收入高百分ノ五ヲ徵收セラレタルモ大正十二年三月民會ノ決議ニ基キ行政委員會ノ決議ヲ經テ夜上花代總收入高百分ノ三・五ニ輕減セラレタリ、而カモ當時ハ世上好況ニシテ同年(大正十年)ノ花代總收入高百分ノ七・四三三本ニ及ヒ、大正十三年ノ六拾萬九千九百五本、大正十四年度ノ六拾八萬三千三百四十八本ニ比シレハ蓋シ臂壞ノ差アリト云フヘク從ツテ寧ロ當時ノ百分ノ五ハ負擔ニ苦痛ヲ感スルコト渺ナカリシモ尙ホ之ヲ重シトシテ如上百分ノ三・五ニ輕減セラレタル所以ノモノハ三業組合中料理屋各員ハ營業課金條例ニ依リテ別ニ納稅義務ヲ負フモノナレハ非營利組合ノ各員トシテ料理屋業者ニ重クテ課税スルハ失當ナルコト明白ナリトシ、料理屋業者ノ負擔部分タル百分ノ一、五ヲ削除シタル結果、前掲大正十二年三月ノ民會ニ於テ種課金條例第二條三業組合ノ部、但書ノ制定ニ則リ行政委員會ハ百分ノ三・五ヲ以テ三業組合ノ負擔スヘキモノト決議セラレ爾來之レニ依レルモノナリ即チ之ニ依リ料理屋業ハ三業組合ノ内部關係ニ於テ種課金ノ負擔義務ヲ免除セラレタルモノナリ

然ルコト今日世上一般不況ノ折衝絕對的百分ノ五ニ改正セラレカ料理屋業各員ハ一度不合理ナリトシテ削除セラレタル重複的課金ハ再ヒ茲ニ復活セラル、ニ至リ斯クテハ負擔義務者ニ公平ナク欠クコト寔ニ明瞭ナルノミナラス、元來三業組合成立上ノ沿革ハ單ニ互ニ連關ヲ有スル業務ヲ營ム三者相互ノ規律ヲカカルヘカラストシ領事館警察力大正八年十一月二十五日之カ組織ヲ命シタルニ存スル特種組合ニシテ何等營利ヲ目的トスル團體ニアラス、此點ニ於テ一般同業組合ト其性質ヲ異ニスルモノニアラサルナリ

依ツテ少クモ三業組合ノ名ニ於テ此ノ種課金ヲ賦課セラル、ハ吾人ノ最モ解釋ニ苦シム所ナルモ便宜上使セラル、字句トシテ取テ顧モサルモ假リニ前通ノ如ク、又從來ノ如ク、三業組合中料理屋業者力重複的課金ノ徵收ヲ受ケサルモノハ、三業組合ニ賦課セラル、種課金ハ

(68)

當然從來ノ如ク藝妓置屋及ヒ藝妓ニ於テ之ヲ負擔セラルヘカラス(コ、ニ藝妓置屋トハ藝妓抱主ノ謂ニシテ藝妓トハ自貽藝妓ヲ云フ)然シテ藝妓置屋及ヒ藝妓ハ其ノ營業上ノ取得ニ付キ三業組合ノ名ニ於テ賦課セラル、雜種課金ノ外何等納稅ノ義務ナキヲ以テ適當ナル雜種課金ヲ此ノ兩者ニ課セラル、ノ適當ナルハ言フ俟タズ、然レトモ一面此ノ種ノ稼業タルヤ概ネ單身以テ遠ク故國ヲ離レ僅カニ一技ニ身ヲ托ス女性ナレバ、自然料理屋業者ハ彼等ノ重キ負擔ヲ看過シ難ク結局改正案ノ如ク絕對的百分ノ五ヲ賦課セラル、モノトセハ、世上ト條理ニ鑑ミ其ノ百分ノ一・五ハ料理屋業者ノ負擔セラルヘカラスニ至ルコト極メテ明白ナル所ナリ、而シテ是ハ如叙堪ヘ難クモ亦失當ナリト信ス

不肖願人等敢テ奉公ノ念ニ乏シカラス、欣然トシテ爾ヘ得ル所ニ從フヘシ、仰キ願クハ姑ク世況ニ公鑑ヲ冀ヒ雜種課金條例第二條ノ但書ヲ存置セラレ而シテ從來ノ趣旨ニ基キ賦課徴收セラレンコト是所ル

大正十五年三月二十日

天津料理店組合員

天津日本租界略街四〇號

藤田カノ

外十四名(氏名略)

全所

紹介者 天津居留民會議員

(69)

天津居留民會議員 黒澤兼次郎 殿

◎議長(黒澤兼次郎君) 請願書は朗讀した通りであります、之を民會の會議に附すべきや否やをお諮り致します、本請願書は本會の會議に附して可と云ふ方起立をお願いします(起立者多數)

◎阿部政吉君(登壇) 私は不調法ながら唯今の御朗讀になりました件に就て一通りの理由を述べたいと思ひます、唯今六十五歳で、昨年来の病氣で咳も出ます、唯今書面を配布してありますから私共が述べるとも宜しいが、此社會は學者教育家では解り兼ねる、私共の如く子供の程から六十五歳迄経験のある者が説明すれば能く判るかも知れませぬ、十年四月に花代を上げる、それに基づいて税も伴つて居る、此花代を上げるに就て少し前に戻りますが、参考に申したい、花代を上げることは其節大不賛成でありました、所が御承知の方もありませんが、元の天津檢査を創立する時分に、妓を抱へるに年金三百か四百を以て居れば總ての妓は抱へられた、所が時を経て十二年四月に此問題が起ると共に種上げ問題が起つて来た……

◎議長(黒澤兼次郎君) 一寸諸君に諮ります阿部議員の説明は速記に載せることは見合せます(賛成の聲起る) (此時阿部君の詳細なる説明あり)

◎議長(黒澤兼次郎君) 阿部君にお尋ね致しますが、唯今の説明で能く解りましたが、民間の課金調査委員の何某と云ふことがありますが、若し差支なければお名前を承りたい

◎阿部政吉君 それは少し私に都合があります

阿部政吉

(70)

(71)

◎議長(黒澤兼次郎君) それでは質問に入ります

(此時黒澤議員と阿部議員との間に相談的質問應答あり)

◎佐々木敏丸君 此十二年三月に決議されたことを行政委員會に於て輕減する事にして十四年度に實行されて居るにも拘らず、料理屋に三分で置屋に五分取つて居つたやうに思ふが、何う云譯で斯ふことになつたか、若し間違があつたとすれば……

◎中島理事 御答致します、御尤な御尋ねであります、此十四年に但書を設けた際に、此三業組合の中の料理屋の花代獲得高と書けば明白であつたが當時料理屋の請願があり、民會の席上に於てさう云ふ賛成で出来て居ります、法文の上から申すと均一に扱ふことになるが、藝者も置屋も異議なく今日迄參つて居ります

◎佐々木敏丸君 私の何つて居る所では大に異議あると聞いて居りますが、さう云ふ條文が……

◎議長(黒澤兼次郎君) 今は唯質問だけにして下さい

◎楢垣泰興君 内地では斯う云ふ税金は何縣が課して居りますか、又幾何の金額を掛けて居りますか、唯今迄民間の是よりの収入は……

◎宮木書記 内地では地方で違ふが、地方税で掛けて居ります、其縣々に依つて違ふ、藝妓税と置屋税の二に別けて居ります

◎楢垣泰興君 大凡何の位ですか、最高最低は……

◎宮木書記 最高十五圓位一等二等と分けて居ります

◎永安平吉君 十四年に下げられた理由は何う云ふ理由ですか

(72)

◎中島理事 唯今の阿部さんの意見を採擇したものであります

◎清水幸三郎君 先刻から白井會長は取得課金營業課金に就ては漸減主義を採りつ、あると云ふが、同じ營業税であつて雜種課金のみ増税される理由を承りたいと思ふ

◎中島理事 是は先刻申す如く他の營業税と共に律することは出来ない娛樂的のものは相當課税を重くすることは此緊張して勃興する人種として至當であると思つて居ります

◎太田利三郎君 唯今の御説明に依ると雜種課金は民間として好ましくないと云ふことであるが、

◎中島理事 三業組合は納税の主體ではありません、而して此列記してありますものから見ますと、異様に感ずるのであります、從來の習慣として三業組合を維持して三業組合に依つて課税することが徴税便宜であると云ふことから、三業組合として置いてあります

◎太田利三郎君 事實徴税の上に於て三業組合が主體でなくとも何等の支障を來たさぬと思ふ脱税の心配もない、

◎中島理事 三業組合と云ふ名目がございますけれども納税の主體は料理屋藝者となつて居る三業組合は徴税の便宜の爲めに置いてあるのみであります

◎森川照太郎君 將來のことともあると思ふから一寸御尋ね致しますが、昨日白井會長は、課税の根本方針を説かれた、雜種税の如きものは必ず免除したいと仰しやつた、私も極めて賛成であります、更に語を進めて社會政策の見地から斯くの如き營業に對しては重税を課するを適切とすると思ふ議論もあるけれども、是は寧ろ警察の手に任ずべきものであります、民間自身が課税

すべきものでない、と聞いて居ります。所が中島君の説明に依ると斯くの如き營業なるが故に比較的軽く課税しても可いと云ふ説明であります。此點に於て差異があるやうに考へられますが、御二人の御説明を伺ひたいと思ひます。

◎行政委員長(白井忠三君) 唯今森川君の質問、太田君は二議會に質問があると云ふことであるから併せて御答致します。昨日の説明と中島理事の説明と違ふと云ふことは尤であります。私は民團の財政上撤廃する譯に行かない、取得課金の如き民團の財政の根本であるべきものが二萬圓に達しないのに難種課金は三萬圓であるから、之を撤廃することは、民團の財政が許さない先刻來の御質問のやうに私は將來の理想を説いたので現在に於ては此理想を實現することは出来ない、又奢侈税に重課すべしと云ふ精神と禁煙主義とは結果に於ては同じものか知れませぬが、意味は二通りあります。禁煙ならば非常に重課しなければならぬのであるが、之を二通りに別けて考へて居ります。中島理事の説明の如く將來撤廃したいが、現在課する以上は、他の課税より多少重くなると云ふことは悖つて居らぬ、是は見解の相違であると思ふのであります。

◎中島理事 私の言はんとする所は會長が申されました、省略致します。

◎森川照太郎君 民團の財政上課税制度の根本方針を何うして行くかと云ふことに就ては會長と理事の見解の相違であると云ふ、實際に於て之を撤廃することは不可能であると云ふことは承知して居りますが、中島理事の説明には奢侈税であるから重課しても可いと云ふ風に取られ會長は廢して行きたいと思ふこと、根本に於て相違があるから、理事の考と會長のお

(73)

考との間に相違のあることは將來を氣遣はれるから質問したのであります。

◎中島理事 成程會長の見解と考へやうに依つては違つて居るやうに思はれるが、會長の意志に全然盲従して同じ意見を述べなければならぬことは無いと思ひます。

◎太田利三郎君 盲従と云ふやうなことでなく、會長の意見を尊重することは至當であると思ふ。

◎森川照太郎君 私は中島君の見解は極めて間違つて居ると思ふ。

◎議長(中澤兼次郎君) 討論に入ります。

◎森川照太郎君 行政委員長を代表する會長と違ふ意見を説明として述べて差支へないと云ふことは民團の事務取扱上不統一であると思ふから、中島君一個の意見では反對して居つても民團に於ては甚だ聽かでない。

◎中島理事 一言唯今申上げたことは行政委員の意思に反して個説を主張するとお聞取願つては困る、私の仕事は會長を輔佐して行くので會長の命を承けて之に盲従するとは違ふ、會長を輔佐する上に於て理事として職務を行ふ上に於て差支ないと思ひます、乍併此議案を通過させる上に於て全然會長の意志の如く私の意思を發表することは盲従し過ぎたものと思ふ。

◎森川照太郎君 中島君の説を伺ひましたが會長を輔佐する以上は、議案の説明も行政委員長を代表して居る會長と同一でなければならぬ、此説明を何つて賛否を決するのであります、其説明が根本に於て差があると云ふことは明かに醜態であります、違ふ意見でも反對で無い限りは輔佐する意味に於て差支ないと云ふことは間違つて居る、此點に於て會長は何う云ふ意見を以て

(74)

居りますか

◎遠山委員 唯今の問題に就て三分間位休憩を願ひたいと思ひます。

◎行政委員長(白井忠三君) 測らずも枝葉の議論に花が咲きましたが、今のは中島君の言葉の足らぬ所もあり、昨日の税制の方針に就ても誤解がある爲め起つて來たので中島君自身も説明を誤解されて居るかも知れぬ、二人の説明に差があると云ふ風になつたやうであります、更めてモ一應説明すれば解ると思ひます、今後此課金が存する以上は奢侈税として重課することは當然であります、難種課金の根本方針は財政が容すなれば撤廃したいと云ふことは善いと思ふが、之を置く以上奢侈税の性質に於て他より重く課することは當然である、中島君の二回目の説明は能く解つて居る、理事と會長との間に差があると云ふことは反對と云ふことでない、然し私が云ふ言葉と理事の言葉との間に差がある、目的は同じであります、説明の言葉に違つた途をたどることはあり得ることと補佐する上には私は右の途を取り、中島君は左の途を探ると云ふこともある御了解下されば宜しい。

◎議長(中澤兼次郎君) 他に御意見ありませんか

◎川嶋範吾君 租界の税制が朝令暮改になることは深く寒心して居ります、極く些々たることであります、朝令暮改を賛成しないと云ふ事から一言申上げます、第一條に酌婦と云ふことがあり、年度は能く覺えませぬが、民會議員の遠山君が、聲援共に下ると云ふやうな誠意ある議論があつて、其議論に動かされて仲居税は廢止されたのであります、十二年度と思ふが其税が復活された、遠山君は亦委員になられてそれを又廢して居ると云ふことは餘り朝令暮改

(75)

ては無い、酌婦の税は僅な金額月額二十四圓であります、仲居と酌婦と營業の差が何れだけあるか、仲居は月給を貰つて居りますか、民團として課税の標準とすべきものでないと思ふこと、安んじ給料で安い商賣であるから取るべきものでないと思ひます、酌婦は仲居以上の苦痛を忍んで營業して居るのでありますから酌婦税も除くと云ふことを主張したのであります、議會略決を願ひたいと思ひます。

◎議長(中澤兼次郎君) 質問論旨も盡きたやうであります、二議會に入ります。

(賛成の聲起る)

◎清水幸三郎君 三業組合の諸願に根本的賛成であります、支那藝者は五弗納税して居りますが、日本の藝者は何れだけ納税するか、日本の藝者と支那の藝者の所得に就ては何んなものですか

◎宮本書記 支那の藝者は各國同様であります。

◎清水幸三郎君 税金は總て公平でなければならぬ、外國の租界には日本の租界のやうな藝者が無い、支那藝者が何の位の取得があるかを調査して課税すべきものと思ふ。

◎行政委員長(白井忠三君) お答致します、清水君の御意見は議論で質問の際にお答することとは困る。

◎清水幸三郎君 私の議論でない。

◎行政委員長(白井忠三君) 行政委員は此問題では支那人と日本人と關係のあるものと考へて居りませぬ、支那人は各國の例に依つて課して居り、日本人は日本内地の例に依つて遺つ

(76)

( 77 )

て居ります  
 ◎清水幸三郎君 支那人の營業者と日本の營業者とに區別があるのでありますか、總て課税の上には區別がありますか  
 ◎行政委員長(白井忠三君) 無論であります  
 ◎清水幸三郎君 率は何う云ふ風になつて居ります  
 ◎行政委員長(白井忠三君) 營業自身が判然したもので無いから見立課金であります、同じ泉服屋でも日本人の方が重いと云ふことになつて居ります  
 ◎太田利三郎君 モー七時半であります散會しては如何ですか  
 ◎議長(黒澤兼次郎君) 論旨が大概終つて居るが……散會ですか、諸君にお諮致します、まだ後に豫算案がありますが……  
 ◎佐々木敏丸君 明日日曜であるから午後から選つては……(賛成「ノー」と呼ぶ者あり)  
 ◎太田利三郎君 私は明日一日休ても尚時間があると思ひます  
 ◎議長(黒澤兼次郎君) 二讀會未了の儘散會致します、明後日月曜日午後四時から開會致します  
 午後七時四十分散會

( 78 )

第四日 日程  
 ◎議事日程  
 第一、雜種課金條例改正ノ件(第二讀會の續き)  
 第二、天津日本青年會補助金ノ件  
 第三、天津日本少年義勇團補助金ノ件  
 第四、私立天津高等女學校補助金ノ件  
 第五、大正十四年度特別會計電氣歳入出追加豫算案  
 第六、大正十五年特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案  
 第七、大正十五年特別會計電氣歳入出總豫算案  
 第八、大正十五年特別會計電氣歳入出豫算案  
 第九、民團會計検査員選舉

◎出席議員 四十五名  
 大澤大之助 白井 忠三 天田 朝義 小谷萬治郎 森川 照太  
 上野 壽 川島 範重 阿部 政吉 郡 茂行 川本 吾一  
 古田治四郎 佐々木敏丸 有留 重利 牧 尙一 小林陽之助  
 小倉 知正 砂田 實 橋本國三郎 西村 博 濱田邦太郎  
 相原 俊夫 千葉 初藏 楡垣 恭典 遠山 猛雄 利根川 久  
 野崎 誠近 金山喜八郎 吉田房次郎 永安 平吉 平井 久一

( 79 )

眞藤 兼生 太田利三郎 矢澤千太郎 岡本 久雄 山川 眞  
 田村 俊次 中村常三郎 黒澤兼次郎 遠藤 盛彌 清水幸三郎  
 池田三男也 田勝 重直 長野 勳 宮崎 勇雄 富成 一二  
 出席行政委員 十名  
 會長 白井 忠三  
 利根川 久 吉田房次郎 大澤大之助 川本 吾一 小林陽之助  
 牧 尙一 上野 壽 田村 俊次 遠山 猛雄  
 ◎午後四時二十五分振鈴  
 ◎議長(黒澤兼次郎君) 唯今迄の出席議員の数は三十九名であります、正規の數に達して居ります、是より開會致します、會議に入る前に、皆様に御諮り致します、一週間の會期はあと二日になつて居ります、まだ議了しない議案が澤山残つて居ります、過日來の状態で見ると今日是非豫算の第一讀會に於て委員附託になるまで行きたいと思ひます、諸君に御相談致します  
 ◎橋本國三郎君 十二時迄でも選るのですか  
 ◎議長(黒澤兼次郎君) 豫算の審査委員附託如何ですか  
 ◎太田利三郎君 私は議事進行に就て申上げます、二讀會に於ても質問も出來、討論も出來ることありますが、可成二讀會に移つて委員附託にする、一讀會に於ては質問の要點を簡單にするに云ふ便宜を與へられんことを諸君に希望致します  
 ◎議長(黒澤兼次郎君) 議事の進行から云へば討論に移る方が進行を得ると思ふ、直に二讀會に移つて討論に移りますか

( 80 )

◎楢垣恭典君 唯今廊下で或る人から京津日新聞の記事の事を聞きました、見ました所成程北森速記者の言はれたことが出て居ります、それに依ると議事速記に於て流かして居ると云ふことあります、誠に御尤なことあります、私は決して御流かせたくはない、可成なれば私の議論は取除けて貰つて宜しい、さもなくば有の儘御書き下さつただけで可いと思ひます  
 ◎議長(黒澤兼次郎君) 唯今お話しした如く豫算の一讀會に入つて委員附託迄お進め願ひます、それは日程に入ります、昨日の續き雜種課金條例改正の件、第二讀會の續きであります  
 ◎議長(黒澤兼次郎君) 白井會長から説明の通知が來て居ります  
 ◎行政委員長(白井忠三君) 雜種課金の改正に就て種々の議論が出たのであります、結果は理事が他の課金の説明の際にも申上たやうに、營業課金と云ふものは合理的に申せば不合理の點は少くないと思ふ、申す迄もなく雜種課金の如きものは之を理論的に解剖して議論する時は幾多の議論もありませんが、行政委員に於ても此民團に提案した五つの課金條例改正には種々議論もありまして、他の四つの條例は修正したものを通過したが、雜種課金のみは全く丸呑みにして提案したものであります、納稅義務者の多數は社會的弱者であります、一面民團の如き國際的關係を持つ立場を考へますと雜種課金に重大なる關係あると云ふことは……之に對して議論することは尚目上面白くないと信じて居ります、即ち行政委員は民團議員に望む處は此問題の討議に際しては可成アツカリ取扱を願つて、何等か修正意見もあるとしたならばそれが民團の財政に支障の無い限りは其主張を固持する爲めに原案維持の議論を諸君と上下することは避けたいと思ふのであります、之を言換へれば自治制でありますから議員諸君

(82)

であるから議論しても盡きない、此提案の結果を申すと實際の上に於て料理屋業者が従来納めて居る外に多額の税金を納めなければならぬと云ふことは事實であり、此率も高いものであると云ふことは營業税と二重になると云ふことは實際に於て當つて居らぬ、是迄課して居る營業税は苦痛でないとする、現に森川議員の質問に對して答へて居る片方の方と大差ないと云ふことは事實が示して居ることあります、此三分五厘を五分にしたことは擬置いて課金調査委員が認める如く一時軽減したが、或時期に於て回復しなければならぬと云ふ議論を前提とすれば營業税に於て相當の考慮を加へなければならぬと云ふことは御同意であると思ふ、然らば飲食店との間に權衡の取れないと云ふことは充分考へられると思ひます、又立入つて申せば料理店の相當の花代の取扱になる所と充分權衡を得て居ない、小賣店の營業の方が輕いと云ふことは事實に於て明かに示されて居ると思ふのであります、併し斯ふ云ふ議論があつて假りに五分に殖やすことが氣の毒であると云ふことであれば行政委員は極力反對する譯でもない、藝者に課税すると否とを極めることになれば三業組合の名に於て掛けることが理屈に合ふのであります、寧ろ三分五厘にして納税者の名前を三業組合でなくするか、其代り營業税の増額をして料理屋に掛けるか、又一方に復活することは重きに過ぎるから順次復活するか、是も先刻來申上りました通り公會の席上に於て聞はすことは好ましくなく其多數の肝腎な問題の未了にならぬやうにして頂きたいと云ふことを希望するのであります、此機會に附言して置きたいことは朝令暮改と云ふことは前日來富成、川島兩議員から出て居りますが、仲居税を復活して又廢すと云ふこととあります、是は川島議員の御記憶の誤りであると思ふ、富成君の説は前

(81)

の多數の御意に從ふことは各かてない、と云ふことを申上つて置きたいのであります、斯う云ふことを申す理由は、昨日も川島議員の質問であつたかと思ふが、仲居税は二百八十八弗で、酌婦税は三百弗程度のものであるに何故廢しないかと云ふこととありましたが、酌婦と云ふのは日本人の酌婦で、同じやうな營業者の朝鮮人支那人は支那人と項目を別けてある、朝鮮人支那人から取らないと云ふことは不徹底でないかと云ふこととあると、一面辯明も出来ないが合理的に之を取扱ふことを主義として居らぬ爲めに取つて居ないのであります、日本人の酌婦も仲居を廢すれば廢しても何ふかと云ふ意見があれば其影響は右の次第で年額何千弗と云ふものがあるから困るのであるが、日本人だけ止めたならば何うかと云ふことになると之に對して非常な反對は申したくない、日本人に於ても藝者が酌婦かを明かに區別することは困る、日本人の藝者と支那人の藝者との間に収入を充分研究したかと云ふ質問もありましたが、是等も實際標準を立て、課すると云ふ合理的の點から出發して居らぬ、従來の成來り、さうして眞個の營業税すら見立割を用ひて居る如くに、此程度なれば宜からうと云ふことと違つて居るのであります、此邊に對して種々の議論を上下することは避けたいのであります、三業組合の税金であります、提案致しました理由に就ては理事から申上げたやうに三分五厘に課税したことは阿部議員の説明の通りであります、事實納税して居るものか斯ふ云ふ御議論と、前回の諸君が永久に負擔性の無いと云ふこととなく當分御免を蒙りたいと云ふこととあります、此意味に於て課金調査委員會から之を復活したいと云ふ意見が出たので、行政委員會は之を丸呑みの提案をしたのであります、景氣が恢復したか何うかと云ふことは各人の見る所に依るの

(84)

◎森川照太郎 三業組合と云ふことは、置屋藝妓料理屋で藝妓の花代により雜種課金で取つて居ります◎宮木書記 之は置屋藝妓料理屋で藝妓の花代により雜種課金で取つて居ります◎佐々木徹丸君 私のお尋ねしたいのは置屋に限つて何故雜種課金に入れたか其邊を承りたい彼等も營業資金を持つて營業をして居る以上營業課金に入れて宜からう◎中嶋理事 置屋と申すものは民間の課税法から申すと置屋は無い、私も之を考へて段々調べて見ますと、置屋の抱妓と稱する者は其個人々に課税して居る、さう云ふ意味であるから置屋は課税法から申すと關係は無い、一面警察の方から観ると雇關係が成立して居ります而して抱妓が納税を負擔して居る、課税の上から云つても抱妓が納税義務者と看するが眞個であります、本案は法律らしくなると置屋の名稱の下に藝者に課税することが本則であると思ふが從來の慣例上、三業組合が全部取纏めると云ふ便宜の爲めに此名稱の下に課税して居るのであります◎佐々木徹丸君 三業組合と云ふ名稱が不合理であると云ふことが解つて居れば、今後改正の意思ありや否や承りたい◎中嶋理事 來年度から法規の體裁を多少し好くしたいと思ひます◎太田利三郎君 三業組合は法人でなく、唯單に組合であるが、それを課税の本體とすることは便宜であると云ふのですか◎中嶋理事 總ての點に於て便宜であります (質問終りして呼ぶ者あり)◎議長(澤澤兼次郎君) 他に御質問ありませんか、無ければ討論に移ります

(83)

今の點でありまして、館令に對して説明することは見當違ひであるけれども、館令も行政委員會に一々詰つて居るだらうと云ふこととあるが、是迄道を擴げて復た狭くしたと云ふやうなことが二度あつたやうに御説明あつたやうであるが、廣い道を狭めたことはある、其狭めたことは正式に行政委員會に詰つた譯ではありませぬ、道幅が廣いと云ふことは土地の經營者には不便と思ふ、理想としては廣い道が宜からうが、この事であつた、行政委員會では民會で極めたことを復た明變へることは面白くないと思ふから、此機會に於て御記憶の間違ひの點を申上げて、行政委員會で極めたことは面白くないと思ふから、極つた方針を續けて行きたいと思つて居りますから寛大に御覽を願ひます、又雜種課金に就て餘り討論を續けず何れにか歸結されんことを希望致します◎森川照太郎 唯今行政委員會長からの説明に依れば御尤であります、總ての議案は其御意見に副ふ積りであります、三業組合と云ふ名稱がありますが、何故三業組合と云ふ名稱を加へたか、其邊を承りたいのであります、さうして此金額は合計幾らに成りますか◎中嶋理事 三業組合と云ふ名稱を恰も課金義務者の如く掲げたことは料理屋組合及藝者組合置屋組合が出来た、其前は營利的の組合であつたと存じて居りますが、それは面白くないと云ふことと警察と交渉の結果、此三つの組合が出来た、此三業組合は課税徴收上便宜の爲めに設けたに過ぎない、是は義務者でなく、其中の置屋藝者料理屋が義務を有つて居るのであります、百分の五に直した爲に殖へるのは三業組合に約四千弗、仲居税を廢して三百十二弗減りま

◎ 佐々木敏丸君 此藝者の花代の分配の方法を御承知のない方もありませうが、若し無ければ私が説明したいと思います

◎ 議長(里澤兼次郎君) 此御話は速記を止めて置ませうか

◎ 佐々木敏丸君 止めて下さい (是より佐々木阿部君其他の説明討論あり)

◎ 議長(里澤兼次郎君) 大體論旨が盡きたやうでありますから二讀會に入りたいと思ひます、異議ありませんか (異議無し)

◎ 議長(里澤兼次郎君) それでは論旨が盡きたやうでありますから二讀會に入ります

◎ 勝田重直君 雑種課金と致しまして三業組合の課金は花代に課する課金に外ならぬと思ふのであります、料理屋は花代から幾分の口錢を取つて居るに過ぎない、料理屋は營業税として營業課金の徴収を受けて居るのであります、中嶋理事は私の質問に對して一昨日の答辯の中に雜種課金の中に此種の税金を賦課することは何うかと考へられると云ふ意味のお話があつたやうであります、營業税のみを賦課することが妥當であつて、三業組合の如き團體に課することは極めて條理が徹底して居らぬと云ふことに拜聴して居ります、私も亦此點に同意して居ります又料理業者も此三業組合の一人であつて見れば其節説明のあつた如く、營業税の方へ多大の考慮を加へたものとして營業税なるもの本來の性質上、花代の中から利得する一部の収益のみを全體から差引いて考慮することは不合理の大なるものでありと考へる、殊に課税上正鵠を得難いものであると考へます、森川君の先刻來質問のありました飲食店との比較の如き、料理屋は料理を調理してそれに依つて利得を得ることが料理屋の本旨である、吾々が普通常識を以て判斷しても普通の料理屋と其他の座敷取引とは別に考へなければならぬ、故に料理屋に對する營業課金が三業組合として花代の収益を考慮されつゝ、雜種課金を賦課することは曖昧であるから料理屋に課するものは之を營業課金に於てのみ考慮されるものとして之を營業課金に考慮されんことを希望するもので、諸君意見に賛意を表するものであります、調査委員と行政委員が作製したものであるから原案が通過すべき経路の下に立つて居るものであります、通過させる場合には不良分子が在るやうに言ふ者があると思ふが、之は極めて民會議員を馬鹿にしたことであつて、民會議員は斯く低壓のものではない、斯く無能でない、本件のみならず總ての點に於て最も自由な公平な態度を以て審議表決しなければならぬ、萬一行政委員諸氏の提案が全部妥當なりと云ふれば、吾々は事務の報告のみに依つて事足りるのであります、私は修正に賛成の一人として課金調査委員の一人として審議したものでありますから、調査會の席上に於て一言此三業組合なるものが課金の單なる義務者なることの不合理なることを述べ、或種の討論を試みた、委員として私は爰に修正説に賛成する所以のものは其根據に於ても亦必しも調査委員其者が行政委員が決定したものに對して反旗を翻すやうな筋合のことが適當であるか否かと云ふことは決して意義を爲すものでないと思ふ、若し此調査會の意見と行政委員の意見と一致したものと云ふ標準から見ると困るから一言茲に修正説を提出すると共に釋明したいのであります

◎ 議長(里澤兼次郎君) 結局修正説と云ふは………

◎ 勝田重直君 諸君通じ

◎ 森川照太郎君 私は三業組合と云ふ名稱を廢しやうと云ふ修正案に賛成致します、さうして置屋稅藝者稅と云ふことに反對して單に藝者稅に改めたい、勝田君の修正に賛成致します、段々當業者の言を伺つても三業組合は法人でも無い、單に徴収上の便宜の爲めに斯う云う名稱を設けてあるに過ぎないと云ふことであるが、此名稱を更めるには御異議の無いやうに御見受致します、過日議場以外に於てもさう云う感があるもので、三業組合に對して税金の受取を出すのでない、三業組合は民間に代つて税金を取立て、居る形のやうに承知して居ります、さうすると事實に於て藝者稅であります、藝者稅である以上は佐々木君の如き議論が出て來る、ア、云ふ種類の營業は課税は困難でないと思ふから、之は營業税の中に入れては如何平と思ふ、私は料理屋稅を營業税に入れることを反對した、今日も尙此反對意見を有つて居る置屋と藝者の關係は極めて例外的なもので晴天白日の下に論じては餘り議論もありませんから、三業組合を廢して藝者稅として此問題を極めて了ふ方が宜からうと思ふ、既に民會は料理屋を營業税に入れて了つた上は、其方では増して、此の方は藝者稅として五分取る、敷島の稅が減つたと云ふ話もあつたが、私は先づ第一三業組合の名稱を廢し藝者稅とすることを決定したいと思ひます、然らば此料理屋の課税は何の位にしたら適當かと考へて見ると、私は此度の修正案は課金調査委員會の提案を行政委員會は凡呑みにしたと云ふ説明でありました、行政委員會の審査が慎重を欠いて居るのではないかと考へられる、敷島の例が出ました、營業税として三百二十兩納めて居る、假りに敷島の花代を一萬二千兩と考へる、之が四十兩と

して四千八百兩、之に修正案を課すると年額八百六十四兩を負擔し、之に營業税を加へると一年の負擔一千八百四十四兩、約一千二百兩となる、今日の三百二十兩の四倍の負擔をしなければならぬ、如何なる事情があるにも拘らず、一躍四倍の課金を納めることは動かない決斷と思ふ、此修正案が慎重を欠いて居ると云ふことが言へる、大正十二年と十四年と比較すると約半分になつて議論は出來ないと思ふ、此案が三分五厘に減せられた、川島君の説明によると二重稅と認めたら宜いと思ふ、二重稅でないと思ふ議論は聞違つて居る、飲食店の方を考へて見ても、若者の飲食店は六十兩、午併收入の點から考へて見ると賃倒を補はなければならぬ、尙ほ斯ふことを伺ひます、例へば中嶋理事の説明では千兩收入のある時と、百兩の收入の時と云ふことを考へて居ない、斯の如くにして幾ら民間に影響があるかと云ふと四千七百一兩であると思ふ、豫備費として二萬一千兩があるから、尙一万餘つて居るから豫算に大なる變動は無いから藝者稅として藝者の花代を三十兩を四十兩にした所、料理屋に別に重大な不公平と云ふことは言へないと思ひますから藝者稅五分、料理屋稅を實際の事情に適合するやうに慎重に審議されて宜からうと思ひます

◎ 太田利三郎君 唯今森川議員の説は三業組合の名稱の問題と思ふ、率に於ては三分五厘の説が至當と思ふ、雜種課金に就て議論の出るのには雜種課金のやうなものを取扱ふに知らなかつたから、課金調査會の間に誠意があつたならば、斯ふ云ふ議論は無く済んだものと思ふ、斯う云ふ特殊の營業に課するものでありますから特殊の因習がある爲めに法律的にも行かず、三業組合と云ふ組合と造つて行かなければならぬものであります、然るに課金調査會に於て



斯う云ふことで解決出来るやうにしても遅くないと思ふから豫算に大した心配が無いから、本年は修正はしないで、中島理事其他の議員の説の如く、不完全な點は改正するとして勝田議員の修正案に賛成したいと思ふ、多少理由を申さぬと結論は判らぬが趣旨は大體判つて居る、修正案に對して曰井會長の説にも多少了解がある譯でありますから、最早會期は少く議事が多いのであるから、本年は斯う云ふこととして御賛成あらんことを希望致します

◎ 運籌處長 議員諸君の質問を拜聴したが私の考を摘んで申す之を提議になつた曰井會長中島理事の説に依ると可成軽くしたいと思ふことであるが、民團の財政に關係あるから止むを得ない、中島理事の説を申すと、大體發澤税である、社會政策から重く掛けて可いと云ふ内地に於てもさう云ふ例もあり輿論もあるから通るんだと云ふ話である、又曰井會長の説には課金調査會の入れた問題は行政委員會は其儘通した、行政委員會は修正其他をしなかつたと云ふことであるが、此修正された課金調査會の方々が、其現場に立つて居るのは勝田議員で調査委員の一人である、太田議員も調査委員と記憶して居ります、細かに議論すると種々の議論もあるが、要するに三、五と五の問題であります、斯う云ふやうな堂々と論じ合ふやうな機會を出されたことは非常に可笑しく思ふ、調査委員各位が此民意を充分考慮も論じ合はす機會を與へられたことを私は一面喜ぶ、行政委員會は居留民の幸福の爲に遣られるのであるから此民意を汲んでやると云ふ上から之に賛成するものであります、各位も御賛成あらんことを希望致します

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 清水君に伺ひますが、先程一讀會に於て貴方の修正意見がありました

が

◎ 清水幸三郎君 私は今種々と遠藤君からも話があり、三業組合の名目は意義を爲して居ないから藝者税置屋税との二種にする修正動議を出します

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 唯今の清水君の動議に賛成の方起立願ひます……名義は確定的に出して下を以さい

◎ 清水幸三郎君 藝者税と致します

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 三業組合の名稱を改めて藝者税とすると云ふことであります、賛成の方起立……

◎ 太田利三郎君 先程の勝田議員の修正案を併せて本年は此儘にして能く課金調査會の節に説明して此條例を通過されたいと思ひます

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 詰り請願書の意見通りですか

◎ 佐々木敏丸君 此三分五厘迄低減し得ると云ふことを此儘推して宜しい、若し民團がお困りなれば又遊興税を上げたなれば何うかと思ふ

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 諸君にお諮り致します、佐々木君の修正動議は三業組合の名稱を止めて藝者の花代は置屋で取る、三分五厘は活かして置く、徴収は行政委員會の手に任す、財政の時は更に遊興税を増すと云ふことであるが賛成者ありませぬか

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 森川君より修正がありましたね

◎ 森川照太君 止めました

◎ 砂田 實君 大分討論も盡きたやうであります、此案を行政委員會から撤回願ひたい、其理由は行政委員會は鶴呑みにしたと云ふことでありませんが、此課金調査委員會の如きは秘密會で他に洩らすべきものではないと思ふ、行政委員會の足並が取れないやうなことがあれば吾々は將來調査委員を辭したいと思ひます、料理屋の負擔が此改正條例に依つて影響を蒙ると云ふことは遺憾でありますから本案は撤回して尙一年間研究の上更めてお出になれば何うですか、之を撤回しても民團の豫算にさう影響は無からうと思ひます

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 唯今のは撤回説であります、之を議題として置きます

◎ 森川照太君 砂田君の説は御尤のやうであります、行政委員會も考慮して居るのであるから、其處は譲つて私の修正説を撤回して勝田君の説に賛成して採決されんことを希望致します

◎ 勝田重直君 唯今の森川君の説は結構な事であると思ひます、秘密の洩れることは有勝のことであつて、決してそれが爲めに課金調査會の名譽が何うと云ふ譯でない、名譽でないことは信じて疑ひませぬけれども、一概に修正説に餘り懸隔の無いものを撤回して下と云ふことは遺憾のこと、存じますから、私の修正説に御賛成あらんことを偏に希望する次第であります

◎ 檜垣恭典君 唯今伺ひます所に依ると行政委員會は鶴呑みにしたと云ふことで不誠意極ると云ふことであるが、私は一面和衷協同と云ふ意味に於て左様に信じたくない、課金調査委員會が慎重に論議したものであるから之を尊重して採用したと云ふことに取りたいのであります、要するに此花代の百分の五に就て、昨年来段々意見を伺ひますと三分五厘になると云ふことは不景氣が直れば復た上げて差支ないと思ひます、中島理事の説に依ると一種の社會的政策を以て居るから遊興税なるものは重いものを課すると云ふ意味の説明である、此意味に於て兩方の額を立てると云ふことは可笑しいが、百分の三を百分の四にして極めたいと思ひます

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 三分五厘に五厘を加へて四分になると云ふ動議が出ました賛成の方起立

◎ 西村 博君 本案は人氣のある案で昨日來名論卓説を承りました、民團として歳入出の調節を圖ることは必要であるが、豫算は委員附託に任すと思ひますから本案も委員附託を希望致します(討論終結と呼ぶ者あり)

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 大分議論も盡きたやうでありますから此修正案と原案とに就て採決致したいと思ひます(賛成の聲起る)

◎ 議長(黒澤兼次郎君) それでは勝田議員の修正説を先きに決を取り、但書三分五厘迄低減することを得と云ふことに賛成の方起立を願ひます(起立者多数)

◎ 議長(黒澤兼次郎君) それから民團より上提された原案賛成の方(起立者少数)

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 原案は否決されました、然し酌婦税は民團より上程された原案通り可決確定のものではありません

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 議事の進行上本案の三讀會を省略して可決確定致したいと思ひます(異議無し)の聲起る

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 本案は修正可決確定と致します、修正説を今一度申します(但し行政

會的政策を以て居るから遊興税なるものは重いものを課すると云ふ意味の説明である、此意味に於て兩方の額を立てると云ふことは可笑しいが、百分の三を百分の四にして極めたいと思ひます

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 三分五厘に五厘を加へて四分になると云ふ動議が出ました賛成の方起立

◎ 西村 博君 本案は人氣のある案で昨日來名論卓説を承りました、民團として歳入出の調節を圖ることは必要であるが、豫算は委員附託に任すと思ひますから本案も委員附託を希望致します(討論終結と呼ぶ者あり)

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 大分議論も盡きたやうでありますから此修正案と原案とに就て採決致したいと思ひます(賛成の聲起る)

◎ 議長(黒澤兼次郎君) それでは勝田議員の修正説を先きに決を取り、但書三分五厘迄低減することを得と云ふことに賛成の方起立を願ひます(起立者多数)

◎ 議長(黒澤兼次郎君) それから民團より上提された原案賛成の方(起立者少数)

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 原案は否決されました、然し酌婦税は民團より上程された原案通り可決確定のものではありません

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 議事の進行上本案の三讀會を省略して可決確定致したいと思ひます(異議無し)の聲起る

◎ 議長(黒澤兼次郎君) 本案は修正可決確定と致します、修正説を今一度申します(但し行政



●勝田重直君 唯今有留君から動議の提出がありました、動議の内容は詰り秘密であるべき筈のものが外部に漏れた、詰り何う云ふ秘密が外部に洩れたかと云ふことは了解が出来ない、詰り如何なる場所にて如何なる事実が洩れたかと云ふことが判つて居りませぬ、唯空漠たる内容が他に發表されたこと云ふこととあれば甚だ根柢の無いものと思ふ、此發表されたこと云ふ内容を一言釋明願ひたい。

●川島範章君 此問題に就て御議論の内容を伺つて居りますれば第三十九條の懲罰に照らして然るべきや否やと云ふこと、秘密と云ふは居留民會のみならず、あらゆる會の秘密と解釋されて居ります、遠山君は民會以外に適用すべきものでないと思ふこととあります、私は有留議員に注意したいのであります、此問題を如何にすべきやと云ふことを研究すべく委員を設けたならば如何かと考へます。

●森川照太郎君 課金調査會の議事は秘密でないと思ふ、森川君も同意見であります。

●議長(黒澤兼次郎君) 無論秘密と認めて居ります、議長も森川君も同意見であります。

●行政委員(川本吾一君) 有留議員の懲罰と云ふことは衷心から賛成する、乍併先刻來話の森川議員の課金調査會の秘密は是は常識の判断に訴へなければならぬ、懲罰の制裁が無いのであります、徳義に訴へなければならぬ、民會に於ける議事規則には種々ありますけれども制裁の規定が無い、も一つ懲罰に附すると云ふ有留議員の動議は阿部君の説を根據として出されたのであるが、取消された以上は當然消滅したものと云ふ、風説と云ふこととあれば御撤回あらんことを希望致します、議長よりの先程の一言が頂門の一針で道義上の制裁を受けて居ると思ふ、懲罰に附すると云ふやうな被後本務にせずして庶議的と云ふこととして折會ふことは折會ひまして早く議事に入られんことを希望致します。

●佐々木敏丸君 諸議員は何日の日附になつて居りますか、それから懲罰することは可かぬと云ふこととあれば人を調査して頂きたい。

●森川照太郎君 私は阿部君の説を根據として賛成したもので無い、課金調査委員會の内容は秘密に附すべきものであるにも拘らず、同じくさう云ふことを聞いて居る、斯う云ふことが民會で話された爲め重大視された譯であります、私は個人として此規定が民會の會議にのみ限り、其他の諸機關に及ばないと云ふことは、民會の權威を維持するに悪影響を及ぼすと思ふから、此秘密を意味しなかつたならば何時斯う云ふ問題が起るか判らぬ、此法文が不備なる爲め民會以外に適法が無いと言へば私は更めて動議を提出致します、課金調査委員會は自ら爲すべき調査をして本議會内に調査の結果のみならず之に對して採つた措置を報告して貰ひたい、民會は其上に於て此問題を解決することに御賛成願ひます。

●有留重利君 先きから二三週申上げたやうに總ての事實が現れた以上撤回することは出来ないと、今森川議員の言はれたことは同じであらうと思ふ、其事實を洩した者を調査して懲罰すべきもので無い。

●行政委員(遠山猛雄君) 會議規則の改正に就て黒澤議長は廣義に解釋すると仰られましたが是は記録に始るものであるから、それは議長としての解釋であるか、個人としての解釋でありますか、議事規則の運用なるものは議長の胸にあると思ふから、議長として之を廣義に解釋す

●議長(黒澤兼次郎君) 遠山委員にお答致します、私の意見は一議員としての解釋であります、●楡垣恭興君 私は有留議員の動議の撤回を願ひたい、種々の議論もあり、其者に對して其人が民會に於て言はれたとしたならば是だけの議論をして道徳的警告を與へて居るものと思ふ、之を以て一應満足せられて御撤回あらんことを希望致します。

●古田治四郎君 今迄應じて居りましたが、懲罰の範圍に於て二様に解釋して居ります、是は唯今極めて賈はないと將來困ることが起る、唯今の議長の説明に依ると議長としての解釋のやうに思ふ、行政委員會長の明確なる御意見も承りたい。

●議長(黒澤兼次郎君) 唯今遠山委員の質問として意見を述べたのであります、議長としての答辯は今茲に申上せぬ。

●行政委員會長(白井忠三君) 先刻來懲罰規定の範圍に就て私に對する質問が森川君古田君から出ました、是は行政委員會の決議を申すのではない、會長として私は申しますが、決議の結果無いと云ふことを附加して置きます、先刻來遠山君川本君の議論の如く此規則は民會の會議規則でありまして、此民會に附屬した狭い會議と云ふことに解釋致します、課金調査委員會は全部民會議員に依つて組織されて居るのではないのであります、改正規則に依ると行政委員が選舉されるのであります、而して民會議員が秘密を洩したならば廣義に解釋すれば道理が立つが、此規則が不備であるかも知れぬが、民會以外の會議に及ばないと思ひます、規定の不備

●阿部政吉君 私の申した爲めに議長并行政委員諸君に非常な御迷惑をかけた、重て

●有留重利君 楡垣、川本兩君白井會長の勸告に依り秘密洩洩者の道徳精神に訴へまして懲罰の目的を充分に達したと思ひますから、川嶋議員の説の如くすれば問題は無いのでありますから議事の進行を圖り動議を撤回致します。

●森川照太郎君 私は先刻課金調査委員會にお尋ねしたことは希望だけに止めて置きます、併し一面申したいことは總て行政委員會が委員を任命せられる時に今少し慎重の考慮をして貰ひたいと思ひます、私は課金調査委員會が悪いと申すのではないが、一人が洩洩した爲めに多くの委員が迷惑して居る、委員會の名譽の爲めに委員の中にさう云ふ人の無いやうに行政委員は充分注意しなければならぬ、皆さんも正しき理由ある方法に依つて選舉されんことを希望致します。

●議長(黒澤兼次郎君) 唯今遠山委員の質問として意見を述べたのであります、議長としての答辯は今茲に申上せぬ。

●行政委員會長(白井忠三君) 先刻來懲罰規定の範圍に就て私に對する質問が森川君古田君から出ました、是は行政委員會の決議を申すのではない、會長として私は申しますが、決議の結果無いと云ふことを附加して置きます、先刻來遠山君川本君の議論の如く此規則は民會の會議規則でありまして、此民會に附屬した狭い會議と云ふことに解釋致します、課金調査委員會は全部民會議員に依つて組織されて居るのではないのであります、改正規則に依ると行政委員が選舉されるのであります、而して民會議員が秘密を洩したならば廣義に解釋すれば道理が立つが、此規則が不備であるかも知れぬが、民會以外の會議に及ばないと思ひます、規定の不備

●議長(黒澤兼次郎君) 唯今遠山委員の質問として意見を述べたのであります、議長としての答辯は今茲に申上せぬ。

●行政委員會長(白井忠三君) 先刻來懲罰規定の範圍に就て私に對する質問が森川君古田君から出ました、是は行政委員會の決議を申すのではない、會長として私は申しますが、決議の結果無いと云ふことを附加して置きます、先刻來遠山君川本君の議論の如く此規則は民會の會議規則でありまして、此民會に附屬した狭い會議と云ふことに解釋致します、課金調査委員會は全部民會議員に依つて組織されて居るのではないのであります、改正規則に依ると行政委員が選舉されるのであります、而して民會議員が秘密を洩したならば廣義に解釋すれば道理が立つが、此規則が不備であるかも知れぬが、民會以外の會議に及ばないと思ひます、規定の不備



が、それに対する行政委員は年度の補助を何うお考になつたか、現在の學校を充實する爲め簡易商業學校を拵へると云ふことが條件になつて居る、將來甲種程度の學校を拵へると云ふやうなことは理想のみに走つて居るやうに思ふ、昨年の條件に對する御研究の結果は何うなつて居りますか

◎行政委員(田村俊次君) 昨年の條件付と云ふことは知りませぬが、唯民團の財政に限り、毎年限りなきことを申されては困ると云ふことはあつたと思ひますが、何う云う條件の下に補助するとか期限を切つてと云ふやうなことは存じませぬ

◎富成一二君 他の方は何うお考ですか

◎行政委員(白井忠三君) 今富成君の御質問の通りであります、田村委員から説明したやうに、此甲種商業學校は何の程度のものとは研究して居りませぬ、結局昨年の議事録にあるやうな意味で、モツと充實させて商業補習學校を理想とすると云ふ譯で、將來富成君の言はれるやうな理想的のものにするとは云ふやうなことは無いのであります

◎副議長(砂田實君) 御質問が無ければ討論に移ります

◎富成一二君 私白井君の説に賛成するものでありますが、今回の卒業生も五人か六人と云ふやうなことであります、アト十二位と云ふやうな状態にあると思ふ、甲種商業學校と云ふやうなものを拵へることは前途果して如何かと思はれます

◎行政委員(田村俊次君) 唯今お答したのは此青年會の質問に對して斯う云ふ意見もある、それは結構なことであるから、さう云ふことは何うしやうかと云ふ案も行政委員にも無い、是非

◎橋本國三郎君 青年會に六千二百三十弗とありますが、此青年會が支出する額は何うなりませぬか

◎中島理事 茲に青年會の夜學校の豫算が出て居ります、此収入は唯今の處四千六百六十弗しか無い、賛助會員の提出二千二百弗、特別會員九百六十弗、月謝千弗此合計四千六百六十弗であります、賛助會員と特別會員の會費が九百六十弗程不況の爲め減つて居ります、昨年と同じ程度の經營をしても豫算が減つて居りますから此金が昨年より殖へたことになつて居ります

◎太田利三郎君 唯今のお答への中に將來甲種商業學校にするとは云ふ御話がありましたが行政委員會は青年會の夜學校を必要であると云ふ御認めの下に是だけの金を出すのではないかと思ひますが、將來甲種商業の夜學校を建てると云ふことであるが、現在の補習教育に對して補助が無くなつて了ふやうになつても甲種商業學校を建て、行くのであります

◎行政委員(田村俊次君) 何う云ふのですか

◎太田利三郎君 現在の青年會の夜學校で普通の教育を施して居ると原案の六千弗を補助する商業學校にしては了ふと現在夜學校に補助の必要がなくなると思ふ

◎行政委員(田村俊次君) 今民間が補助すると云ふことは、現在の補習教育を補助してやらうと云ふので將來商業學校の制度のものにしたと云ふことは研究中であり極つて居らんが、好いと云ふことにまてなつて居ります、今のやうな尋ねに對して案もあり、研究もして居りますとお答したのであります

◎富成一二君 私は此昨年の議事録を見ますと昨年の補助の際條件付の補助のやうに考へます

◎行政委員(白井忠三君) 大正十五年年度の總豫算の編成上の方針經過を御説明申上たいのでありますが、其前に第一日の事務報告の際に永安議員から民團の財政は頗る膨脹する現に二百四十萬弗の負債を負つて居る、頗る不安ではないかと云ふ御質問がありました、是は獨り永安議員のみの御懸念でなく、民團の財政膨脹状態は非常なものでありますから、定めて民團議員諸君は固より、居留民一般に於ても此將來のことに就ては種々の御心配なり御議論もあること、存じます、而して民團の豫算審議に際して此邊のことを明にして置くことと云ふことは今日の議場に於て非常に必要なこと、思ひますので、私は種々の方面から種々の説明の資料を蒐めたのであります、本日御手許に配布した總豫算案及び附屬參考書の如きも此意味に於て理事者に作らしたのであります、此意味から民團財政將來の状態即ち膨脹の状態と云ふことを前提に詳細説明して編成したことを附言して置きましたが、私が説明に豫め時間を取ると諸君の御質問の時間をはくことになるから、第二の膨脹のこととは省きまして、先づ民團將來の財政が何んな状態になるかと云ふことを説明して豫算編成の方針をお話したいと思ふ

○團債は現在二百三十萬弗近くを負つて居りますことは此小さな民團としては可なり大なるものであります、併して將來土木施設の爲めに尙ほ金が必要と云ふことから考へますと不安の感を起すことは御尤であります、百万弗で買った土地は草を生して置く状態であり、之を有利にするには民團は百萬弗の資金が無ければ出来ない、之を經營するとなれば彼のまだ使つて居らぬ土地に道路も造らなければならぬ、其他にも種々の金が必要、金が要るからと言つて直

之を實現しやうと研究もして居りませぬ、理想としてさう云ふことになれば結構であると考へて居ります、白井會長の話と私の申上げたことは變つて居らぬと思ひます

◎副議長(砂田實君) 意見も無いやうに思ひます、三案は議會省略採決致したいと思ひます

(賛成、「原案異議無し」の聲起る)

◎副議長(砂田實君) 三案共原案通り可決確定致します (拍手起る)

◎副議長(砂田實君) それでは引き続き第五案に入ります

◎中島理事(登壇) 一寸説明致します、此追加豫算は電氣の消費量が増加致しました、使用が多くなって収入が足らなかつたやうな具合で昨年の電氣が増加した爲め十四年度の電力費が不足になつた爲め三千弗を追加したので、一面収入の方で増加して居ります、之を十五年度に繰越して居ります、御協賛を願ひます (議會省略と呼ぶ者あり)

◎副議長(砂田實君) 是は極く簡單であります、議會省略原案に賛成を願ひます

(賛成の聲起る) 議會省略可決確定致しました

(此時黒澤議長、副議長に代はる)

◎議長(黒澤澤次郎君) 次は第六、第七、第八を一括して議題と致します

日程第六 大正十五年年度居留民團歳入出總豫算案

日程第七 大正十五年年度特別會計電氣歳入出豫算案

日程第八 大正十五年年度特別會計有地地下準備金歳入出豫算案

(109)

ちに増税して税金を殖やして収入を關することは出来ない、併し一面租界の發展の状態が幸ひにも非常な勢を以て發展しつゝある、此點は誠に御同慶に堪へぬ、喜ぶべき現象であります、従つて行政費は膨脹して行くのでありまして、一面に於て行政費の自然膨脹と相殺されて行きま

す、民團が最も有力と思ふ財源は電氣事業の團費から得る収益に外なりません、之を力にして居ると云ふのが今日の財政状態でありまして、此點に於て餘談になりませんが昨年からの租界にドン建築される新築の電燈料の増収といふ財源は今日に於ては却々輕視が出来ないと思ひます、さうして一面に於て若し土木事業を可成早く完成したいと云ふやうな民團の希望もありそれが民團の爲めに必要であると云ふことになれば土木事業の爲めに更に團費を起さなければならぬと云ふ結論になるのかも知れないのであります、今日配布した表に就て簡單に申上りますが此表を一應御覽を願ひます、第一表は民團の歳入出の大正四年から十三年迄の決算の終りま

した九年間分の比較を示したものであります、大正四年は十二萬弗の總額になつて居りますが、十三年には六十萬と云ふ五倍の増を爲して此ります、それよりも御注意を得て置きたいのは剰餘金の項目に於て十三年には五萬八千弗、十二年は七萬九千弗、十一年に於て九萬六千弗と云ふ剰餘金の現はれて居る點であります、此剰餘金を多數に出すことの善悪は暫く置いて、決算の結果斯う云ふ剰餘金を殖して居ると云ふことを御承知願ひたい、第二の表は電氣事業を始めてから十一年、十二年、十三年の決算の結果を示してあります、右の項にある利益の項目であります、即ち十二年に於て十五萬五千五百弗の利益、十三年に於て二十二萬六千弗の利益を電氣事業が上げて居ると云ふことを御記憶願ひたいのであります、第三の表は既に經過した

(110)

三ヶ年の成績は斯うなつて居るが、將來は如何なるかと云ふことを概算表に示したのであります、十五年度は十八萬弗、十六年度は二十四萬弗と段々殖へて行き、三十年に於て四十五萬と云ふものが電氣事業に依りて民團が収益することが出来るかと云ふのであります、此概算表の主なる根據は何んな風であるかと云ふことは電氣の収益に重大なる關係があります、備考に、第二項に十四年度以後の買入電力増加率八%とすとある、毎年前年の八%殖へて行くことと云ふ意味ではありませぬ、十三年度の八%が毎年殖へて行くことと云ふ意味でありまして、此説明の書方が不徹底であります、十三年の八%が殖へて行くなれば、翌年は其前年より幾ら殖へて行くかと云ふと七分、其翌年は六分と、其年の使用量が殖へて行くから其年の%は段々減つて行く、是は素より豫算でありますから何の程度迄確實に實行されるかと云ふことは議論の多いこととあります、それは片岡技師が廣く各地方の統計表を参照して徒らに夢のやうなものを書上げたものでありませぬ、可なり根據のある數字で、私も略々是に依つて行くことを確信するのであります、唯電燈料を安くしたいと云ふこととあれば此數字は動いて行くのであります、第四の表は民團の現在有つて居る團費の償還年割表であります、此外に最近に出来た七十二萬弗は五年の期限であります、借換へるのであります、之は未だ何年間に拂ふと云ふ約束になつて居らぬから之は後に別の表に示めまして現に約束になつて居るものとは何んな風に拂はなければならぬかと云ふことを表に示したものであります

十六年度以後順次に數字が殖へて居ります、二十三年には償還額三十三萬一千三百一十一弗と云ふやうな償還をしなければならぬ状態になつて居ります、其以後に於ては大分減りますが、二

(111)

十三年迄は大きな團費を償還しなければならぬ、此外に七十二萬弗の團費があるのてあります、第五の表は現在百十餘萬と云ふ巨額の費用を投じてある埠頭築造事業は出来上つて幾ら収入があるかと云ふ豫算表であります、是は前年政府に請願の案作つた表であります、現在の英租界の税率を標準として日本租界に一年間に三百餘萬が着くと云ふ豫算表であります、三百と云ふは埠頭の全體の長さ一杯着いて居ると云ふよりは、ト内輪に見た表であります、一ヶ年八萬六千七百弗収入があると云ふ豫算であります、第六の表は七十二萬弗の第二埠頭團費を斯な風に割付ければ拂へると豫算したものであります、十六年から十九年迄は今の借りは利息だけ上げてあります、假りに之を借換をして、ア十七年で拂ふ、年賦の償還に直すと、一番下から三番目の償還元金の項にありますが、二萬、三萬、四萬、五萬、八萬、十八萬、二十萬と云ふ風に拂切れると云ふ豫算であります

之等の表を示した終局の目的は第七の表を作る爲めに拵へたのであります、第七表は向ふ十五ヶ年の歳入出を豫想した表である、此歳入の一番上の方が第三表の電氣事業の収益を示したものであります、其次の歳入剰餘金の所に毎年六萬弗つゝあります、假りに六萬弗宛あるものと豫想して示したのであります、第三番目に埠頭が出来上つてそれから入るものをして示してあります、それは大正十五年の五月には工事が終るのであります、収入としては十七年から見積致しまして其見積も一ヶ年壹萬幾らの金で、初の年は二割を見込み、十八年には三割、其翌年が六割となつて居る、要するに竣工して五年目から三百幾が着き得られると云ふ、謂はば内輪に豫算したのであります、之か一般會計の歳入から引離して特別の収入として上げたのであ

(112)

ります、此合計を次に示してあります、歳出に於ては現在の團費の償還割當、即ち第四表の團費を拂へ行く金額を上げてある、其次に七十二萬弗を七年賦に拂ふとすれば斯うなると示してある、此二のものを拂つて残つたもの、中から一般會計の方に幾ら剩餘を持つて行けるかと云ふことを示して十六年は十萬弗であります、下ノ段にマイナスがある、十萬弗繰入れるには八百弗足らぬ、其アトは十三萬宛三年、二十年に十萬弗繰入れると四千百弗不足する、それから十三萬十萬と二年繰入れる事が出来て二十三年度に又十萬弗繰入れると一萬七千八百弗不足する状態になります、其後は二十四年には二十一萬弗の金を一般會計に使ふことが出来る、それから段々繰入金は増加して三十年には實に一年に五十四萬弗も繰入れが出来、斯う云ふ表を示すと民團の財政は非常に樂觀して宜いことになるが、併し是は必しも簡單に樂觀をする譯には行かぬ、今二百萬弗の團費を背負つて居るけれども拂ふことの出来ぬものと云ふことを示すのであります、土木施設の現狀を考へますれば斯んな金を唯剩すと云つて居られ

ない、道路の費用だけに六七十萬の巨額を要するのであります、現在の狀態で我慢すればこそ豫算の上に餘裕が出来るか土木費に澤山の金を使ふと云ふことになれば樂觀は出来ないのであります、唯今日迄に埠頭を造つたり、百萬弗の土地を買つたと云ふことが無成算でないことと云ふことの御了解を得たいと思ふのであります

財政の問題と云ふことに就ては此位にして民團の財政膨脹の状態を明かに申したいが、それは大略省いて大正四年と十五年の歳入出支を比較すると五倍から殖へて居りますが、五倍も殖へて居る内には土木費が大正四年に比して約七倍殖へて居るが、然るに衛生費は僅に約二倍し

(113)

か殖へて居ない、教育費、警備費の如き四倍乃至五倍であります、團債の償還と云ふことは十倍に殖へて居ります、此點を御注意願ひたいのであります、此結果は衛生設備が一番劣つて居るやうに考へられる、土木費が四倍にも増せば相當立派なものが出来さうじやないかと云ふ聲は當然起るが、是は主として下水の爲めに使はれて居ります、大正四五年頃には私が此問題に就て計画的の話をした時に……日本租界の下水道は何故に設計が出来て居らぬと云ふことを話した時に、或人は租界の下水を完全にするのは何十萬弗の金が要る、甚だ残念であるが到底出来ないと云ふことを聞いたことがあります、民間財政の膨脹状態は前述の如くであるが、今後四年位か、と思はれた下水工事は來年完了するのであります、土木費がそれに依つて増額されて居るのであります、衛生設備費は後述になつて居る状態であり、仍て以上の民間の財政の過去に於ける状態將來の状態を一方に措いて、十五年の豫算の編成は如何なつて居るか申すと、豫算編成の際に何人も考へることは、出来るだけ居留民の負擔を軽くしたいと云ふことを當然考へるのであります、又此土木や衛生の施設を改善して、間接に居留民の負擔を軽くすることも一の方法であります、土木の施設を完全に馬車賃も安くすると云ふことは、理窟から居留民の負擔を軽くすると言へるのであります、要するに消極的の軽減を圖るか積極的の軽減を圖るか云ふのであります、此兩者の中庸を得た豫算が理想でなければならぬのであります、少くも吾々は十五年の豫算は此間の中庸を得るやうに考へて提案したのであります、豫算の内容に就ての説明も大略のことを申し上げたいのであります、御質問の際に譲り

(114)

今は省きます、尙本年度の豫算に上ほすことの出来ない事であつて行政委員会に於て考慮されたことを二三御報告して置きたいと思ひます、それは衛生設備の改善と云ふことであります、本年二月就任された田村君は其道の入てありまして、避病院の改善及衛生組合の設置、汚物の処分方法を解決すると云ふ三つの提案があつたのであります、行政委員会は豫算作製迄に時間無く、是等の提案は懸案として此議案に現はれて居りませぬ、之は今年の行政委員会に於て、研究を遂げて臨時民會の間題があれば、それ迄に提案したいと考へて居ります、唯汚物の處理と云ふことを考へる際に、第一に考へることは下水の問題であります、大小便を一部は下水に流して居る所もあるが、之を専ら汲取つて運ぶことは誠に好ましくないこととあります、出来れば年限を極めて其年限の間に、便所を水洗式に改めることが理想であります、是は富の程度と生活の程度を考へて慎重考慮しなければならぬ、唯今後新築の家屋は水洗式に作る必要であらうが、警察監督官の意見も何つて何等かの成案を得たいと考へて居ります、次は水道問題であります、先夜來川島議員から今度の契約期限を十ヶ年と極めたことは如何かと云ふこととありますが、私共前川村會長の意見を付度する譯に行きませぬが、行政委員会に委任したものと違つたのであります、併し最近に英租界に於て掘井戸を造つて成績が良いと云ふこととあります、日本租界もさう云ふことが出来れば現在の如く毎年五六萬弗も水代を拂ふことが馬鹿／＼しいこととあります、是は當然考へられるのであります、出来れば現在の契約を變更することに就て會社と充分交渉して一方何んな風にすれば掘井戸が出来るか、何れだけの費用が要るか云ふことは研究して見たいと思つて居ります、最後は國庫補助問題であ

(115)

ります、教育費の國庫補助をモット殖やして貰はなければならぬと云ふことは外務省に請願書が出て居ります、監督官廳も相當考慮して下さるだらうと思ひます、次の民會迄には結果が現れて來ること、存じます、次に警備費の國庫補助であります、是は外務省に出て居りませぬ所が巡捕の能率が好くないと云ふことは行政委員の一致した意見であります、警察署長も同意して居られます、誠に能率が擧がらない、是に對して好い案も今日までは出来て居りませぬが、行政委員は此能率を上げることに、同時に費用の幾分を國庫で持つて貰ひたいと云ふ意見を持つて居ります、是に對しては請願なり何かの方法を遣りたいと思ひます、以上は豫算編成に際して委員會有つた希望の主なるものであります、同時に豫算編成に對する方針であります、充分御審議を願ふと共に、吾々の意思のある取を御諒解下さいまして本案に御協賛を願ひする次第であります、(拍手起る)

◎行政委員(大澤大之助君) (登壇)

大正十五年度特別會計電氣の豫算に就て私より説明申上ります、此豫算の説明をする前に電氣の現在に於ける状況、吾々行政委員として考へて居る事態と云ふやうなことに就て簡単に申上りたいと思ひます、御承知の通り此電氣の團營と云ふことは既に一定した當民間の決案であります、是に就てそれか二ツに分れて居る、一は電氣を購求して供給する案と、一は發電所を自營すると云ふ案であります、斯う云ふことは既に申さずとも御承知のこととありますが、何うも是が往々忘れられるやうなことがあつて種々の請願書が提出されたり、當居留地の居留民の中にも寄り／＼種々の計劃を爲さる方があり、此事は記録に留めるやうに繰返して申すのであります

(116)

ます、電力購求の方面から申すと十四年の四月から本年の二月に至る間に民間が佛蘭西の電燈會社から受電致しました電力は、二百五萬七千二百八十五キロであります、此數字は以前に比較すると可なり増額して居る状況であります、現に佛蘭西電燈會社と契約した五ヶ年の三年は経過して大正十六年に至りては十一月三十日を以て期限が切れる、此六ヶ月前に契約を續續するか否かを申込まなければならぬ、此件に就て民間は非公式に電氣技師を遣つて、先方から何う云ふ考を有つて居るか云ふことに就て談じました處が、オツと來たと云ふやうな調子で長文の手紙を民間に寄越して居ります、それは追々日本租界の電力が増加するに就て、それから算盤を以て行けば佛蘭西會社の電力では日本租界に供給する電力が足りない、それで三千キロの發電機を擧げて掛らなければならぬ、故に現在の五年の契約満了後は更に五ヶ年位の契約をして貰はなければ苦しいと云ふやうな手紙が來て居るのであります、唯今日井會長から種々將來の電氣收入に就て示されて居りますが、ア、云ふやうな風に民間の方針は種々財政の考慮からして何うも佛蘭西電燈會社との契約は延期して締結しなければならぬ状況に在ると考へるのであります、來年度で電氣團債償還されるやうになつて居りますが、此後收入は殖へるが種々の方面に使つて行かなければならぬ必要があるから、發電所自營は可なり難しい問題の如く考へられるのであります、發電所自營問題から申すと佛蘭西電燈會社の契約の期限満了と云ふ意味から考へ、若しも民間が自營する考なれば最早昨今に計劃しなければならぬ時期に當つて居る、此時機を失すると發電所の設立は出来ないのであります、それに就て民間は駄目だから繼續しやうと云ふ考でなく、唯今の處では三井、三菱、シーメンスに就て機械の見積を徴して居りま

(117)

す、兎に角此時期を失しやうに發電所自營の計劃は一應は立て、見る積りであります、さう云ふことを考慮して民間は將來に處する考を決定しやうと云ふ考案であります、それから豫算の内容に入つて皆簡単な説明が加へてありますから御読み下さると解りますが、露出經營部の所に營業費と云ふ所があつて、五千二百二十八兩を要求して居る、それは説明の通り本年電工を收容する宿舎を造る計劃であります、御承知の通り度々起る故障の時に職工が散宿して居ると必要な場合職工を得られないと困るから、今少し澤山の職工を收容する計劃であつたが、行政委員會は削減して、支那流の宿舎を造つて收容する案を立てたのであります、それから臨時部に入りまして、第三款増設費とあります、是は下に説明もありませんが、之を少し詳しく申せば變電所を新しく設けるのであります、何故かと申すと昨今の状況では八%の増加に殖へて居るのであります、變電所が少い爲め背負切れない、此新設の所は北旭街關帝廟の附近共立病院の附近、小學校の附近、此邊に新しく設けた、埠頭を造るに就て松島街と山口街の所にある變電所を取除けるのであります、受電所から宮島街を經て共立病院に行く線、芙蓉街松島街の線と學校の附近にある線それから旭街より關帝廟迄の線とを附けるのであります、斯う云ふ具合にすると松島街壽街線が一つと宮島街線が一つと

それから福島街の線と三に分れた管線が出来るのであります、宮島街の處にありまして民間の送電線は北と南に分れることになる、さうすると二ツの線に背負つて居ることになつて故障が少くなるのであります、此邊のことを御承知下さい、まして御協賛を願ひます、尙御質問に依りお答致します、一番儲かる電氣の豫算でありますから御協賛を得たいと思ひます

(118)

◎永安平吉君 此豫算に就て取得課金と營業課金に就て白井會長の説明にもありますが、日本人と支那人の間の均衡に付て課金調査會或は行政委員會は最善の方法を講ずるお積りでありますか

◎行政委員會長(白井忠三君) 税制整理案の際に申上げたやうに唯今行政委員會に提案とはなつて居りませぬが、一種の腹案と致しましては、兩方共日本人と支那人とは別種の課税をしては何うかと云ふ議論は起つて居ります、さうして双方の間に異つた課金を掛けることになれば同一商賣の如きは同じ名前の課金より形が良くなると思へるのであります、但支那人の課金を日本人の課金より殖やす、同じ商賣で同じ程度のもの殖やすと云ふやうなことは今の行政委員會では考へて居らぬ、支那人に幾分か恩典を興へる方が宜からうと考へて居ります

◎永安平吉君 日本人と支那人の課金が不均衡であると云ふことは、現在租界に住んで居る日本人は五千に足らず、支那人は二萬五千居る、それから比較して課金が反對になる、支那人に將來税金を少くお掛けになる、さうすると本年度から此取得營業課金の權衡を保つやうにして行く方が宜からうと云ふ考でありますか

◎行政委員會長(白井忠三君) 御尤であります、取得課金に就ては數年前より納税者が少くなつて居ると云ふやうな状態でありまして、課税を取扱ふ當局者としては取得課金と云ふ名の下に之を課する上に困難を感じて居るのであります、今言はれる通り支那人の方の課金の制度が遅れるれば、取得課金を負擔せしめたいのであります、他に適當な案が制定されたならば其上で支那人に廣く課金することにして、現在の取得課金條例は實施したくないと思つて居ります

(119)

◎行政委員會長(大澤大之助君) 今説明を落して居つたから申上げて置きたいと思ひます、それは臨時部に計上された設備が完全すると電燈の光は唯今より明るくなる、同時に料金が一割位増すかも知れませぬ、それは電流の都合でメートルが餘計廻轉して一割位高くなるかも知れませぬから此點を御注意御報告申上げて置きます

◎太田利三郎君 課金と手数料の徴收のことに就て御願ひしたのであります、水道料の如きも電氣と同様取立て、貰ふ方が便利であると思ひますが、さう云ふ御考案がありますか

◎官本書記 本年度集金人の豫算を計上して居りますから豫算が通れば果敢致します

◎密垣泰興君 私は臨時部公園の中の掘抜井戸新設費と云ふことを御尋致します、亦唯今お話のあつた英國租界の掘抜井戸は用立て居ると云ふこととありますが、英租界の掘抜井戸の工事費水量が判れば御一緒に御説明願ひたい

◎行政委員會長(白井忠三君) 公園の中に掘る井戸は……從來井戸は日本租界にも所々あります、先ず三百尺乃至四百尺位、鐵管の太サ二吋位のものであります、公園の中に掘る噴水の水量が多額のものを使つて居りますから遣つて見たいと思ふのであります、水道に代はるものは詳しくは手許に持つて居りませぬが、僅か六吋の鐵管を五百尺位卸して居ります、水量も十五萬ガロンを得て居ります、尙ほ水は天津の地層は沖積層の海の中に長く掘つたものでありますから此下にある地下水を取つて居ります、公園の中に掘る程度のもものでは出来ないのであります、水道の代りの掘抜井戸は何萬兩の費用を掛るのであります、之を試験的に遣るこ

(120)

とが宜からうと云ふ話もしたのであります、豫算の關係上一二萬兩かけて見なければ試験にならないから、乍遺憾之は公園に限る水を取るのであります、英租界の請負人が幸ひ此方に居ります、それが上海に今参りまして歸つたならば見込を聞いて見て、何の位の太さで深さが何の位と聞いて見やうと思つて居ります

◎千葉初藏君 三百尺では駄目です、英租界は四百二十五尺、二吋では駄目です、何うしても四吋以上であります

◎阿部技師 公園の井戸は三百尺乃至五百尺と云ふ豫算であります、豫算があれば是以上行きたいと思ひます、或は將來の試験になるかも知れませぬ

◎永安平吉君 全體の豫算が膨脹して居ることは已むを得ないことであると思ふが、臨時の歳入を限定し之を積立て、發電所に入れるやうな御考はないのですか

◎行政委員會長(白井忠三君) 一の御意見としては何へることでありますが、實際に於て歳出を制限して歳入を制限する程に餘つて居らぬので、先刻申すやうに満足して無いのであるから、餘裕があればモツと好い道にしたいのであります、而して電燈の利益を一定の限度しか一般會計に繰入れぬとすれば今より道が悪くなることなるのであります、實際に出来無いことであると思ひます

◎森川照太君 先刻白井會長より民間の財政の將來に亘つて説明を與へられたことは參考になる價値あること、思ひます、私共は民間財政の切盛を得たこと、感謝の意を表したいと思ひます、私の希望は永安議員のやうな意でない、モツと積極的の方針を取つて豫算の數字に驚かす



(121)

して慎重審議本末を誤らさず過つて買ひたい、要するに大體の方針は積極的の方針で行くやうに御覺悟を願ひたいと思ひます、それから何が故に積極的の方針でやつて買ひたいかと云ふと、此各國租界の並んで居る中に介在する日本租界が、支那街より悪いやうな道路を有つて居る、天津の日本租界が列國の人の前に之を示して居る、日本の威信にも關するやうな氣がするからであります、先程警備費の國庫補助の話もありましたが、大體日本租界は少數の居留民が經營して行く新世界を作るやうなことを迄やつて行くこと云ふやうな風で、列國租界に比し冷遇されて居る租界であるが故に、ウソと要求する權利があると思ふ、是等のことに就ては今年度の行政委員會は國庫補助を今少し勉強して取るやうにして頂きたいことをお願いして置きます、今迄のことは希望であります、一つ大澤委員に伺つて置きます、霞電所の自營は有利であると云ふことであるが何う云ふ方法でやるのか何うかをお願ひ致します。

◎行政委員(大澤大之助君) 森川君にお答へ致します、先刻私は申し上げた通り、民團の目下の状態では霞電所自營は難しからうと存じます、今調査して居りますけれども一應考慮して見るに止つて、之を基礎として佛國電燈會社に掛合する一の方法にてもなるやうなことはないかと思ふのであります、何うも自營と云ふことは困難だらうと思ふ、料金はさう云ふ場合には小切つて安くさせやうと考へて居ります。

◎西村 博君 私も其道路のことに就て少しお尋ねしたい、租界の道路中で、常盤街の如き民會で決議を経て六年の間其儘になつて居る道路がある、それは常盤街で、其以後北常盤街との間を貫通すると云ふ了解を得て居りますが、其間に介在して居るものは共立病院であります、

(122)

是は何と出来るかと云ふ話も聞いて居りますが、大正九年に開通することが議決になつて居るのであります、本年度の豫算に計上して買ひたいと云ふこととありますが、此民會の議決が全く無視されて居ります、此點に就て如何なるお考があるか。

◎行政委員會長(白井忠三君) 私は實は先月川村前會長から引継を受けたのである、其中に常盤街の箇所は受けて居りませぬ、併し前年の民會に改築の請願が決議されて居ることは承知して居ります、無論決議を輕視して居る譯ではございませぬが、比較的經費多端の折柄彼の家屋土地を買収して開通を計することは全體の租界の經費の上から緩急輕重を計れば是非今年迄ならなければならぬと云ふ念を要するものでないかと認め、豫算に計上出来なかつたのであります、民會の決議は調査して可成早く其實現を圖りたいと云ふことは考へて居ります。

◎西村 博君 さう致しますと此擴張の道路を買入れ家屋を買入れるに幾ら位の費用が要ると云ふこともお調になつたのですか。

◎行政委員會長(白井忠三君) 開通の方は技師の方で調査して居りますからお答せませぬ。

◎阿部技師 常盤街の開通は調査したことがありますが、それを開通する爲めに土地家屋の買収約二万五千冊掛ります。

◎西村 博君 それは土地買収條例に依る單に空談たる計算でありますか。

◎阿部技師 當時の相場の時價であります。

◎西村 博君 既に民會で決議になつて買収される以上は條例に準據して、買収されるものと思ふが、さうすればさう澤山の金が必要まいと思ひますか。

(123)

◎行政委員會長(白井忠三君) 土地買収條例と云ふものがありませぬけれども、それは民團の公益の爲めに必要な土地を賣らないと云ふ時に買収するのが精神で、時價の一萬弗のものを五千冊で買ふと云ふことは出来ないのであります、買収の場合に時價を標準としなければならぬ、今阿部技師からお答致したのは時價であります。

◎西村 博君 土地を買収して開通する時は利益が多くなる、徵收する利益を差引けば大したものでないと思ひますか。

◎行政委員會長(白井忠三君) 其點も少し御考慮してはどうかと思ふ、新しく計劃を進める道路の改修費を地主に負擔させない精神であつて、昔は講義の改修費を負擔させた例もありませんが、今の常盤街の開通に必要な費用は民團の負擔で、之を附近の地主に負擔せしむることは出来ないものであります。

◎議長(黒澤兼次郎君) 他に御質問ありませんか(無しと呼ぶ者あり)。

◎永安平吉君 此義勇隊の二千冊とあるは。

◎宮木書記 是は軍事教練の爲め射撃を行ふ爲めでありませぬ。

◎永安平吉君 義勇隊の練習の爲めであると思ふと云ふことであるがそれは効力が餘程あるものであります、寧ろ遣らなければならぬならば、幸ひ民會開會中に決議して派遣兵の増員を願つた方が宜からうと思ひます、さう云ふことをすると豫算が膨脹するのみであると思ふ。

◎森川照太郎君 御意見も無いやうですか、審査委員十五名を選んで附託することにしたいと思ひます。

(124)

◎議長(黒澤兼次郎君) 永安議員の質問に對するお答は。

◎行政委員會長(白井忠三君) 實は此義勇隊の設置と云ふことは是は報告の中には一々所缺いて居ります、ア、云ふ風に危險の状態が起つて、さうして急に監督官廳、駐屯軍の希望で義勇隊設置と云ふことを極めて、之が漢口邊りの駐屯軍の無い所であると二千冊位では足らぬのであります、其點に於て御心配の如く完全な義勇隊を設置することは充分考慮しなければならぬと考へるのであります、本國政府の天津地方に軍隊巡遊の意圖は御承知の通り國際關係もあるが、甚だ消極であります、此場合に於て事實危險の場合に類した時には此義勇隊の力に待つ外ない、駐屯軍の増派を請求すると云ふことは間に合はぬ、一年一回の練習に此位の費用を茲に組んだのであります、段々之が殖えて行くことでは篤と内容を具して次の民會にお諮りしなければならぬのであります、唯一回の演習位を計上したのであります。

◎永安平吉君 民會の決議を以て軍隊の増派を願ふと云ふやうなお考は。

◎行政委員會長(白井忠三君) 行政委員會自ら提案の意思はございませぬが、民會が案を出すことに就ては反對の意見はございませぬ。

◎山川 眞君 是は射撃と云ふことであるが、在郷軍人の補助を民團が負擔することは何う云ふ關係でありますか。

◎行政委員會長(白井忠三君) 在郷軍人の補助費は職砲の掃除の補助であります、現にお願して取寄せてある職砲の手入費を要求したのであります。

◎議長(黒澤兼次郎君) 大分質問も済んだやうであります、唯今森川議員の提案された如く、本案は委員十五名を選んで、附托しては如何かと云ふこととあります

◎議長(黒澤兼次郎君) 動議の賛成者は正規の数がありませんから成立致しました、採決致します、モ一つ委員は選挙に依りますか、他の方法に依りますか

◎森川照太郎君 議長指名 ◎議長(黒澤兼次郎君) 本案は十五名の委員に附托すると云ふ動議であります、其委員は議長指名と云ふことに賛成の方起立願ひます

◎議長(黒澤兼次郎君) 本案は十五名の委員に附托することに決定致します、議長に於て委員を指名致します

- 砂田 實君 森川 照太郎君 永安 平吉君
佐々木敏丸君 太田利三郎君 郡 茂行君
相原 俊夫君 遠藤 盛彌君 西村 博君
平井 久一君 檜垣 恭興君 濱田邦太郎君
川島 範吉君 池田三男也君 富成 一二君

以上十五名であります、森川君から御辞退がございましたが、今迄議長より指名された委員で、辞退された方はありません、御迷惑でも御承諾願ひます、それから尙會期は尙二日間でありませんが、何う云ふ處に懸が入つて議論が出るから、故に委員會は明日午前九時からお寄りを願つて、本會議は午後四時から開きたいと思ひます

◎議長(黒澤兼次郎君) それでは委員の方は明日午前十時お集りを願ひます、本日は是で散會致します

午後十一時十五分散會

第五日 議程

- 第一、大正十五年度居留民団歳入出總豫算案(第一讀會の續き)
第二、大正十五年度特別會計電氣歳入出豫算案(第一讀會の續き)
第三、大正十五年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案(第一讀會の續き)
第四、民間會計検査員選舉

- 出席議員 四十三名
黒澤兼次郎 白井 忠三 小林陽之助 遠山 猛雄 牧 尙一
吉田房次郎 上野 壽 大澤大之助 利根川 久 田村 俊次
川本 吾一 砂田 實 森川 照太郎 永安 平吉 佐々木敏丸
郡 茂行 相原 俊夫 遠藤 盛彌 西村 博 平井 久一
檜垣 恭興 濱田邦太郎 川島 範吉 太田利三郎 富成 一二
有留 重利 小谷万治郎 山川 眞 天田 朝義 宮崎 勇雄
勝田 重直 橋本國三郎 矢澤千太郎 古田治四郎 池田三男也
眞藤 葉生 清水幸三郎 千葉 初藏 金山喜八郎 長野 勳
岡本 久雄 中村常三郎 野崎 誠近

- 列席 行政委員 野崎 誠近
白井 忠三
利根川 久 吉田房次郎 大澤大之助 川本 吾一 小林陽之助
牧 尙一 上野 壽 田村 俊次 遠山 猛雄

午後六時二十五分振鈴 ◎議長(黒澤兼次郎君) 唯今迄の出席四十二名、法規の數に達して居りますから是から會議を開きます、本日は午後五時と申して置きましたが、審査委員會に於て慎重論議された結果、豫定の時刻に開會することに到らなかつたのであります、是より昨日の議題の續き、豫算案三案一讀會の續きであります

◎審査委員長(富成一二君) 私は是から審査委員會の経過を御報告致します、吾々は本日の十時から五時半迄歳入出豫算其他二案を審議致しましたが、其間各款項目に亘り審議致しまして種々質問もあり行政委員會よりも充分なる説明をして頂き、大體に於て本年の豫算は妥當と認めました、二三修正したことがありますから、それを御報告致します、民間の歳入出總豫算案に於て、昨日決定致しました雜種課金の三業組合の百分の五を百分の三、五に致しました結果一万三千五百七十二弗が九千五百四十仙になり、其下の増の所が一千九百八十八仙と變はり、それから第七款の水道メーター賣却代が引込額を本管からメーター迄總て歸管で運ぶことになりましたから需費者の負担も重くなりまして、メーター料を半額にして補ふと云ふことにして、六項の三千弗を一千五百弗に削り、其結果此處にありませうな風に變りました歳出の方に於きましては第十四款二千弗を千弗に致しまして、雜支出の下の接待費一千弗を二千弗に訂正した結果、經常部に於ては差引違が無いのであります、それは御手許に

(130)

(129)

差出してあると思ひます。さうして此希望条件があらましたのを少し御報告致します。經常部歳入の所に於て此取得課金營業課金を日支入公共平に賦課して貰ひたいと云ふこととあり、又土木費の所に行きまして昨日の常盤街の貫通のこととあり、是は共立病院の都合もあり、今直ちに之を取壊す譯にも行きませぬから、建物の壽命を調査して次の民會に結果を報告すると云ふこととあり、それから道路のこととあり、是は臨時經營部を合して豫算の一割二分しか無いのでありますから良い道路が出来ないと云ふこととあり、將來積極的の方針を以て進んで貰ひたいと云ふこととあり、行政委員會に於ても相當考慮して居ると云ふこととあり、教育費の項に於ては此旅行費であり、學校の子供を修學旅行させると云ふことは善いこととあり、民團から補佐して可成見學をさせて見たいと思ひます、それから公園の子供の遊場に支那人が入つて日本の子供の遊を邪魔すると云ふこととあり、之を取締つて貰ひたい、それから第十四款の義勇隊のこととあり、是が組織に就ては充分調査して貰ひたいと云ふ希望を述べました、大體さう云ふ次第であります、それから十五年度特別會計の官有地拂下準備金、特別會計電氣歳入出豫算是は修正も無く此通りであります、勿論私は賛成致しましたやうなことであります、私の報告した通りに御賛成を願ひたいと思ひます。(拍手起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) 本案は之れより二讀會に移りまして只今審査委員長より報告された修正案を議題と致します

◎小谷万治郎君 聞く處に依れば水道引込線が大部分腐蝕したと云ふこととありますが、英國租

界に於ては鉛管は不可なりとの事なるが阿部技師の説明を願ひます

◎阿部技師 昨年来此租界の引込線の様子を調査致しました、五六十個所に就て調査した所が其三割程腐蝕して居りました、大部分は腐蝕して居り或は曲つて居る所があり、其處から漏水して居る所が大分ありました、これが何年間経つて居ると云ふことは記憶もなく、引込んだ家に就て聞いて見た所が借家人で判らぬが、十年二十年の處もあり、十年以上になれば殆んど形を爲して居らぬ位孔の開いた所がある、其他は五年以上と思ひますが、此瓦斯管の壽命は、天津租界のみならず、各地皆同様であります、神戸に就て取調べた所が、瓦斯管は三年経てばいかぬ、瓦斯管には繼目がある、其繼目は縦に合しただけで、其處が可かぬと云ふことも明かになつたので、全然鉛管を用ひることにした、さう云ふ譯で内地に於ても滿州に於ても瓦斯管を用ひて居らぬ、翌日になると赤い水が出る、さう云ふ點で瓦斯管は損と見て鉛管にするのであります、鉛管が土地に適するや否やと云ふことは一概には云へない、或種の土地に依つては腐蝕することもあります、其作用は極く鈍いもので、それは數ふるに足らぬと思つて居ります、此理由を以て鉛管にした次第であります

◎議長(黒澤兼次郎君) 他に御意見ありませぬか

◎清水幸三郎君 唯今のお話であります、在來の瓦斯管に於ては漏水は免れぬと云ふこととありますが、在來のものは租界でお取換下さるのですか

◎阿部技師 本管からメートル迄の間は租界局に關係して居りますが、之を改めるに就て在來の管が腐蝕して居りましたならば鉛管の費用は租界局で持ち瓦斯管代金に相當する費用だけを

(132)

(131)

使用者で負擔して貰ふ、若し其管が全部完全であれば租界局で全部負擔することとあります

◎清水幸三郎君 メートルから内部は使用者の負擔になるとすれば、使用に差支ないもので漏水して居るものは……

◎阿部技師 メートル迄は租界局で取扱ひますが内部は關係致しません

◎議長(黒澤兼次郎君) 他に御意見ありませぬか、大體質問も意見も無いやうであります、是より逐條審議に移りますが、或は諸君が審査委員會の報告したる修正案と原案とに就て採決致しますか一寸お諮り致します(採決と呼ぶ者あり)

(賛成の聲起る)

採決に御異議が無いやうでありますから採決致します(修正案可決と呼ぶ者あり)

◎議長(黒澤兼次郎君) 審査委員會の修正された修正案に對して賛成の方起立(満場起立)

◎議長(黒澤兼次郎君) 全員一致であります、議案は三讀會に附することが原則であります、時日切迫して居るから議事の進行を爲め議案を略可決したいと思ひます(賛成の聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) 然らば修正案は満場一致を以て可決確定致しました

◎平井久一君 茲に動議を提出したいのであります、それは昨日の天津土地建物會社の請願に就て斯う云ふ決議を願ひたいと思ひます

決議 文

天津土地建物會社よりの請願の趣旨に基き土地殘金を支拂ふか又は買収土地の一部を解除を爲すことを行政委員會に一任す

◎議長(黒澤兼次郎君) 唯今平井議員から述べられた動議に對して賛成の方起立(起立者多數)

◎議長(黒澤兼次郎君) 多數でありますから議題と致します、平井君其理由をお述べ下さい

◎平井久一君 天津土地建物會社がまだ此全部の支拂を受けない、民間の空地の殆どを持つて居る土地建物會社から全部買収するとなると其間に種々の支那の人もあり、土地の所有權が確定しないと起訴事件など起る虞があり、先づ二割位のものをも民間で待つた方が穩當で安全でないかと云ふことと保留されたと考へて居ります、それと同時に會社の社長に對して此地所は自分の地所であるとして訴訟を起した、それは土地會社のものでない、云ふ、それは相當の資本家であつて若し間違つた所を差支ない資産家である、さうしてその訴訟の經過は原告の張と云ふ人が先づ理由がないと決定を受けて居ります、土地會社はそれから後何うなつたかと申すと殆ど自分の事業とする土地の殆どを民間に賣却したから目的を徹底してから解散しやうと云ふことと今清算事務に當つて居る、土地建物會社は主として天津の永住者に依つて維持された會社でありますから、其殘餘金が渡るか清算事務が終るか否かは直ちに天津の上着人には影響があると思ふ、例へて申せば、此株を有つて居つた人が、銀行から融通を受けて居つて會社の方は解散するにも拘らず、賣却代金の全部入らぬ爲め、借入金金の全部が返済出来ない、土地會社の方は銀行に對して相當の利子を拂はなければならぬ、自分の預金がありながら、其預金に

(133)

對して利子を負擔して行かなければならぬ、と云ふことは氣の毒なことであると云ふことになつて居ります、其當時請願書が出たが、民會に容れられなかつた、考ふるに民團に保留してある此代金はさう云ふ系統に係つて居る、土地は民團が買収する必要が無いと云ふこととして契約の一部解除と云ふことを御一任して建物會社との間に契約を結ぶと云ふことを行政委員會に一任して決定して貰ひたいと云ふことが目的で提案した譯であります、何卒皆様此理由に依り土地の者が少しでも緩かに自分の仕事に發展出来ることに考へられまして御賛同を願ひたいと思ひます

◎勝田重直君 唯今のお説は甚だ御尤であります、契約解除のことがありましたが、契約の解除でなく不履行でないかと思ひますが、(是より勝田平井兩議員の間に質問應答あり)

◎中村常三郎君 土地の買収など能く説明を願ひたいのでありますが、何の邊と云ふことも判りませぬか

◎富成一二君 今中村君の質問は神戸館の所の水溜の土地であります

◎森川照太郎君 全體に買収して總面積は四萬坪——三萬幾千坪、此他に海光寺で返して呉れと云ふ土地が六千坪即ち五分の二に當る、之を假りに賣戻すとして、それから彼の運動場を作る土地が一萬坪ある、そうすると一萬五千坪程しか残らぬ、と云ふ計算になる、彼の土地を買収した理由は、支那人に持たさない、と云ふことから起つたのでありますが、民團當局者は此残りの土地を以て經營されると云ふことを内地の資本家に交渉される上に於て確實なる面積を有つて居るか否か

(134)

◎行政委員會長(白井忠三君) お答致します、森川君の質問の要旨は買収の土地を内地の資本家に交渉する場合の面積は充分であるかと云ふこととありますが、此邊はお答に困ります、二萬坪では足らぬと云ふ、三萬坪無ければならぬと云ふことは御返事に困る、それよりも彼の土地の状態は富成君の説明の如く、民團の受電所が建つて居るから萬一土地會社が無かつても民團として買取らなければ困る土地になつて居ります

◎富成一二君 唯今の昨日出しました請願の趣意は、十二年十二月に假契約をしたそれは何等拘束を受けなかつたのであります、痕跡を買つて貰ふことは困ると云ふこととありましたが、全部買収と云ふこととありましたが、斯う云ふ問題の起るべきもので無いから自分達も全部と云ふことを話した所が、後になつて支那人同士の喧嘩で何うすることも出来ない、狂犬に噛付かれたやうなものであると、云ふこととありましたが、何日片が付くか判らぬ、今では民團を相手にして訴訟して居ると云ふやうなことであります、吾々は早く、土地を解決するより、金の問題を解決して貰ひたい、と云ふのが、第一であります、若し出来れば品物を返へして貰つても可いと云ふこととあります、此土地に就ては如何なることがあつても責任を負ふと云ふことになつて居ります、元の原價は非常に安いものであります、加工料が取れる、それが爲めに餘る土地は返して貰へば何うか、行政委員會の方で早く處置を付けて貰ひたいと云ふのが、吾々の希望であります

◎行政委員會長(白井忠三君) 此決議案は行政委員會に一任されるのでありますが、行政委員會も重大なる責任を感じるものでありますから、後日に誤解の起らぬやうに明確にして置くことを希望致します

(135)

とを希望致します、決議案の文が不明確の點もありません、只今富成議員の希望の點は萬一殘金を支拂はなければ土地を返へして呉れと云ふこととありますが、此決議案も判然として此體裁も正式に後で直して貰ひたいと思ひますが、假りに此代金を支拂つてやらうと云ふことであれば行政委員會としても皆さんの了解を得て居る所の契約の條項を説明して御注意を喚起して置きたいと思ひます、それから正式の契約になつたのは十二月二十七日付、年限は十二年であります、此契約の第二條の「前條ノ土地總坪數ノ内孫仲山ノ舊所有地坪數六千四百四拾參坪參合壹分ニ該當スル代金銀拾參萬五千壹百五拾貳貳拾貳圓也ハ該土地ニ關スル積善堂對孫仲山ノ爭議ノ解決スル同時ニ甲ヨリ乙ニ支拂フモノトス、前項土地ノ内住吉街富島街角民團ポンツ所々在地壹千六拾九坪ノ埋立費銀九千貳百五拾壹拾壹拾圓也ハ右支拂ノ際乙ヨリ甲ニ交附スルモノトス」是は民團が此一部の埋立代を支拂つて居る爲め、其土地の埋立費を民團に返へして貰ふことになつて居ります、此條項の説明は訴訟事件の解決を待つて支拂することになつて居ります、此訴訟事件が長くなつて居る爲め、土地會社の諸君の御迷惑の少からぬことは承知して居りますが、此契約がある以上行政委員會は之に拘束されなければならぬので此決議案の趣旨を今少し明かにして貰つた方が、好くは無いかと思ひますが、提案者の御趣意をモ一應伺ひたい

◎平井久一君 明かと申すと

◎森川照太郎君 さうすると行政委員會に一任すると極めて其處にある契約で何うとも出来ないと云ふことになりませんが

(136)

◎行政委員會長(白井忠三君) 何うも決議案の趣旨が充分研究されない爲め、何方かにして呉れと云ふことになつて居るけれども、契約が斯う云ふ風にある爲め、斯うして呉れと云ふ決議案でない、何かモ一段判然することが、正式の順序でありはしないかと思ひます

◎平井久一君 それでは民團との契約に爭議の解決すると同時に支拂と云ふことがあるか、其前に行政委員會が、一部を買はない或は一部を支拂つて貰ふと云ふことに願ひたいと思ひます

◎勝田重直君 行政委員會に一任すると云ふことは、此儘にして置いて、土地會社と民團との間に締結された何年何月の契約は第二條に依りて支那人の爭議の解決を待つて支拂ふと云ふ契約を設けてあるけれども其時期を待たずして支拂ふことを得ると云ふ條項を設けて貰ふことが一つと………の免除と云ふことが一つと、此契約の一部解除と申すのは殘金に相當する土地の一部を返還して貰ひたいと云ふ機率的の請願であるからそれに基いて行政委員會に一任して、行政委員會の決議を待つて此件を解決して貰ひたいと思ひます、平井議員に異存なければ私の申すことは甚だ長い文句でありますけれども正確にするには何うしてもさう云ふことになければならぬと思ひますが、一應平井議員の賛否を伺ひたい

◎森川照太郎君 殘金に相當する地面と申すと

◎議長(津澤榮次郎君) 今より十分間休憩致します

午後七時四十五分再開

◎議長(津澤榮次郎君) 是より引き會議を開きます、大分時間も経過しまして空腹を覺えましてアト選舉もありませんから簡單に願ひます



行政委員の方の御援助に依りまして、特に就任日も長く長年野武士的の性が時々現はれて、今回の民會には私自身としても、議員諸君に對しても恐縮致しました、今後少し事務にも馴れましたならば、諸君の御期待に副ふやうにもなるかと存じます、今後何分御援助御聲援あらんことを願つて置きます、就任日淺く大なる失態も慚さずして、終了したことは、諸君の御努力にして、私は只此位置に留つた許りでありませう、今後は熱誠に諸君の期待に背かぬことを期して居ります（拍手起る）

◎議長（里澤兼次郎君） 是で閉會致します、極めて簡單なる夕食の用意がしてありますから、緩りと召し下り下さい

午後八時三十分閉會

(141)

(142)

大正十五年度第十九次居留民會通常會成績  
大正十五年三月二十五日より三月三十日まで會期六日間に於ける大正十五年度第十九次居留民會通常會の成績左の如し

一、會 議	六 回	可 決
本 會 議	五 回	可 決
審 查 委 員 會	一 回	可 決
二、選 舉		
民團會計検査委員選舉		可 決
三、決 議		
一、居留民會々議規則改正の件		可 決
二、民會傍聽人取締規則改正の件		可 決
三、大正十三年度居留民團歳入出決算		承 認
四、大正十三年度特別會計電氣歳入出決算		承 認
五、大正十三年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算		承 認
六、橋立街開修工費徵收規則廢止の件		可 決
七、橋立街開修工費特別會計條例廢止の件		可 決
八、臨時財源調査會章程廢止の件		可 決
九、課金法調査會條例廢止の件		可 決

(143)

(144)

之を計上するに

一〇、教育調査特別委員會設置の件廢止の件	可 決
一一、事業資金調達の爲め國庫補助諸願委員會設置の件廢止の件	可 決
一二、事業調査委員會設置の件廢止の件	可 決
一三、公告式に關する件改正の件	可 決
一四、課金調査委員會條例改正の件	可 決
一五、土地課金條例改正の件	可 決
一六、家屋課金條例改正の件	可 決
一七、取得課金條例改正の件	可 決
一八、營業課金條例改正の件	可 決
一九、雜種課金條例改正の件	修正可決
二〇、天津日本青年會補助金の件	可 決
二一、天津日本少年義勇團補助金の件	可 決
二二、私立天津高等女學校補助金の件	可 決
二三、大正十四年度特別會計電氣歳入出追加豫算案	可 決
二四、大正十五年度居留民團歳入出總豫算	修正可決
二五、大正十五年度特別會計電氣歳入出豫算案	可 決
二六、大正十五年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案	可 決

會 議	六 回	
選 舉	一 回	
議 案	二十六件	
內 承 認	三 件	
原案可決	二十一件	
修正可決	二 件	
請 願	二 件	採 擇
決 議 案	一 件	撤 回

大正十五年天津居留民會通事速記附錄  
大正十五年天津居留民會通事速記附錄  
團費入出豫算左の如し

(一) 土地家屋台帳及地籍圖ニ關スル手数料徴收條例制定ノ件報告  
大正十四年五月二十五日總領事館令第二號天津帝國專管居留地土地建物届出規則發布セラレ當民團保管ノ土地家屋台帳及地籍圖ノ閱覽及贖本下附ヲ願出ゾルモノアリ依テ土地家屋台帳及地籍圖ニ關スル手数料徴收條例ヲ左ノ通り相定メ居留民團法施行規則第五十八條ニ依リ總領事ノ指揮ヲ受ケ大正十四年七月二十五日ヨリ施行セリ  
右報告候也

大正十五年三月

日

行政委員長 白 井 忠 三

土地家屋台帳及地籍圖ニ關スル手数料徴收條例

土地家屋台帳ノ閱覽及贖本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ノ手数料ヲ添ヘ民團ニ申出ツヘシ

一、土地家屋台帳及地籍圖ノ閱覽

一、台帳ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

一、地籍圖ノ贖本

(146)

(145)

(二) 居留民會々議規則改正ノ件 (可決)

居留民會々議規則左ノ通り改ム

民會々議規則

第一章 招集及會議

第一條 民會議員會議ノ爲メ招集セラレタルトキハ開會定期前議事堂ニ參集シ其都度名刺ヲ受付ニ通スヘシ

第二條 會議ハ公開トス但議長又ハ議員十名以上ノ發議ニ依リ民會之ヲ可決シタルトキハ秘密會議ト爲スコトヲ得

第三條 會議ノ開始、延會、休息、中止、散會ハ議長之ヲ宣告ス

第四條 會議時間ハ議長ノ定ムル所ニ依ル

第五條 議長ハ開會ノ始ニ議員ノ異動及諸般ノ報告ヲ爲スヘシ

第六條 議長ハ議事日程ヲ定メ議場ニ報告ス

第七條 議事日程變更ノ動議アルトキ又ハ議長自ラ必要ト認メタルトキハ之ヲ議場ニ諮リ討論ヲ用ヒシテ採決ス

行政委員長急遽ヲ要スル事項ノ附議ヲ請求シタルトキハ議長ハ之ヲ議事日程ニ追加スルコトヲ得

(148)

(147)

第八條 議員會議案ヲ提出セントスルトキハ其理由ヲ具シ五名以上ノ賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ但簡單ナルモノハ口頭ヲ以テ爲スコトヲ得

議長會議案ヲ受取リタルトキハ文書又ハ口頭ヲ以テ民會ニ報告ス

第九條 動議ハ一名以上ノ賛成者アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得但算數ノ正誤字句ノ更正ニ在ラサル修正ノ動議及懲罰ニ關スル動議ハ五名以上ノ賛成者アルコトヲ要ス

第十條 既ニ成立シタル修正案又ハ建議案ヲ發案者自ラ撤回シ他ノ議員之ヲ繼續セントスルトキハ更正ノ規定ノ賛成者アルコトヲ要ス

第十一條 一旦否決シタル議案ハ其會期中再ヒ提出スルコトヲ得

第十二條 議案ハ三讀會ヲ經テ確定トス但民會ノ同意アルトキハ讀會ヲ省略スルコトヲ得

第一章 第一讀會

一、議長ハ書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシム但便宜之ヲ省略スルコトヲ得

二、議長ハ提出者ハ其要旨ニ付キ説明ヲ爲シ質問ニ對シテ答辯ス

三、議長質問終了ト認メタルトキハ議案ノ全體ニ付キ討論セシム

四、討論終決ト認メタルトキハ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ採決ス

五、委員附託ノ動議アリテ之ヲ可決シタルトキハ其報告ヲ俟テ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ採決ス

六、第二讀會ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其議案ヲ廢棄シタルモノトス

七、議案ヲ審査委員ニ附託スヘキ動議ハ本讀會ニ於テ之ヲ提出スヘシ

第二章 第二讀會

一、議長ハ第一讀會ニ於テ可決シタル議案ヲ逐條審議ニ附シテ議長ハ議場ニ諮リ討論ヲ用ヒシテ逐次審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ一括シ又ハ一條ヲ分割シテ討論ニ附スルコトヲ得

二、議案ニ對スル修正ノ動議ハ本讀會ニ於テ提出スヘシ

三、委員ノ報告ニ係ル修正ハ成規ノ賛成ヲ俟タズシテ議題ト爲ス

四、本讀會ノ終リニ於テ民會ハ便宜ニ依リ議案ヲ委員ニ附託シ修正決議ノ條項及字句ヲ整理セシムルコトヲ得

第三章 第三讀會

一、第三讀會ハ第二讀會ノ翌日若クハ其以後ニ之ヲ開ク但場合ニ依リ議長ハ議場ニ諮リ同日ニ之ヲ開クコトヲ得

二、第二讀會ニ於テ議決シタル議案ノ全體ニ付キ可否ヲ採決ス

三、議長ハ採決ノ結果ヲ議場ニ宣告ス

四、本讀會ニ於テハ修正ノ動議ヲ許サス但議案中互ニ抵觸シ又ハ現行法規ト抵觸スル事項アルコトヲ發見シタルトキ及算數ノ正誤又ハ字句ノ更正ハ此限リニ在ラス

五、前項ノ修正ハ特ニ修正委員ニ附託シテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第四章 發言

第十三條 議場ニ於テ發言セントスル者ハ起立シテ議長ト呼ビ自己ノ姓ヲ告ケ議長ノ許可ヲ受ク

(149)

第十四條 發言ヲ求ムル者二人以上アルトキハ議長ハ先起立者ヲ呼ビ發言セシム同時ニ起立シタルトキハ議長ノ定ムル所ニ依ル

第十五條 議題ノ範圍外ニ涉リ發言ヲ爲スコトヲ得ス

第十六條 一事項未タ決定セザル間ハ他ノ事項ニ付キ發言スルコトヲ得ス

第十七條 議長議案ニ付キ質問ヲ爲シ又ハ意見ヲ述ヘントスルトキハ副議長ニ副議長故障アルトキハ假議長ニ議長席ヲ譲リ議員席ニ着クヘシ此場合ニ於テハ其議案ヲ議決スルマテ議長席ニ復スルコトヲ得ス

第十八條 議長ハ緊急ノ事項アルニ當リ議員ノ發言ヲ止メ其陳述ヲ爲スコトヲ得

第五章 探 決

第十九條 討論未タ終ラサルモ議長ニ於テ論旨既ニ盡キタリト認ムルトキハ之ヲ議場ニ閉リ直チニ採決スルコトヲ得

第二十條 議長採決ヲ宣告シタル後ハ其議題ニ付キ發言スルコトヲ得ス

第二十一條 出席議員ハ必ス可否ノ數ニ加ハルヘシ

第二十二條 可否ハ過半数ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル若シ有効說數派ニ分レ執レモ過半数ニ滿タサルトキハ委員ヲ設ケテ之ヲ調査シ其意見ヲ民會ニ報告セシメ然ル後之ヲ決スヘシ

第二十三條 採決ノ順序ハ廢案ヲ先ニ修正案ヲ次トシ原案ヲ後トス若シ修正案數多アルトキハ

(150)

其ノ趣意ノ最モ原案ニ違キモノヨリ順次採決ス

第二十四條 採決ノ方法ハ起立ヲ以テス但議長又ハ議員多數ノ意見ニ依リ記名若クハ無記名投票ヲ以テ採決スルコトヲ得

第二十五條 議題ニ對シ發言者ナキトキハ議長ハ議會ヲ省畧シ全會一致ヲ以テ可決シタルモノト認メ其旨ヲ宣告スルコトヲ得但異議アルトキハ議場ニ閉リ之ヲ決ス

第二十六條 議事ノ手續ニ關シ異議ヲ生シタルトキハ先ツ其ノ問題ニ就キ議決スルモノトス

第六章 委員

第二十七條 議案ノ調査又ハ修正、民團事務ノ検査若クハ文案ノ起草其他會議ニ於テ必要ト認メタル事件ニ關シ民會ノ決議ニ依リ委員ヲ設ケ附託スルコトヲ得

第二十八條 委員ハ無記名連記投票ニ依リ之ヲ選舉ス但議員多數ノ意見ニ依リ議長之ヲ指名スルコトヲ得

委員決定シタルトキハ議長ハ委員會ヲ招集ス

第二十九條 委員會ハ委員長ヲ互選ス委員長定マルマテハ年長者ヲ以テ假委員長ト爲ス

委員長ハ委員會ヲ招集シ其議長トナル委員長故障アルトキハ臨時ニ議長ヲ互選ス

第三十條 委員會ノ調査又ハ修正ハ民會ノ附託シタル事件外ニ涉ルコトヲ得ス

第三十一條 廢案者ハ委員ニ選ハレサルトキト雖モ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得但表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第三十二條 委員會ノ審査終リタルトキハ委員長ハ其結果ヲ議場ニ報告スヘシ

(151)

委員長故障アルトキハ他ノ委員代テ報告スヘシ

第三十三條 委員會ニ於テ多數ニテ廢棄セラレタル意見ハ其同意者委員會ノ三分ノ一以上ニ及フトキハ委員會ノ報告ト共ニ之ヲ議場ニ報告スルコトヲ得

第三十四條 委員會ハ委員半数以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス可否ノ採決ハ過半数ニ依ル

第七章 秩序

第三十五條 議員議場ニ入ルトキハ異様ノ服裝ヲ爲スヘカラス

第三十六條 會議中無禮ノ語ヲ用ヒ又ハ他人ノ身上ニ涉リ言論シ若クハ規則ニ違反シ其他議事ノ進行ヲ妨ケ秩序ヲ亂ス議員アルトキハ議長之ヲ警告シ又ハ制止シ若クハ發言ヲ取消サシメ命ニ從ハサルトキハ一時之ニ退場ヲ命スルコトヲ得

第三十七條 議長ハ以上ノ外議事ヲ整理シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第八章 懲 罰

第三十八條 民會議員ニシテ左ノ行爲アリタルトキハ民會ノ決議ヲ以テ懲罰ニ附セラル、コトアルヘシ

一、秘密會ノ議事ヲ漏洩シタル者

二、第七章第三十六條ニ該當スル者

懲罰ハ左ノ三種トス

一、公開シタル議場ニ於テ譴責ス

(152)

二、公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝意ヲ表セシム

三、一定ノ期間中出席ヲ停止ス

第三十九條 議長必要ト認メタルトキ若クハ懲罰ノ動議成立シタルトキハ討論ヲ用ヒシテ懲罰委員ニ附託スルヤ否ヤヲ採決ス

第四十條 懲罰委員ハ十名トシ其選定方法ハ民會ニ於テ之ヲ決ス

第四十一條 議長ハ委員會ノ報告ニ基キ民會ノ決議ヲ經テ之ヲ宣告ス

第四十二條 議員ハ事實ノ證明ヲ爲スノ外自己ノ懲罰ニ關スル會議ニ出席スルコトヲ得ス

第九章 請 願

第四十三條 居留民團法施行規則第二條及第七條ニ該當スル者ハ民會ニ對シ請願ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 請願ヲ爲サントスル者ハ其住所年齢ヲ記シ署名又ハ記名捺印シタル日本文ノ請願書ヲ作成シ議員一名以上ノ紹介ヲ經テ之ヲ議長ニ差出スヘシ但法人ノ請願書ハ代表者之ニ署名又ハ記名捺印スヘシ

第四十五條 請願ヲ紹介スル議員ハ願書ノ一端ニ紹介議員某ト署名又ハ記名捺印スヘシ

第四十六條 議長請願書ヲ受理シタルトキハ議場ニ閉リ討論ヲ用ヒシテ會議ニ附スヘキヤ否ヤヲ採決スヘシ但委員ノ審査ニ附託スルコトヲ妨ケス

第十章 議 事 錄

第四十七條 議長ハ書記ヲシテ會議ノ議事錄ヲ作ラシメ議長及當日出席シタル二名以上ノ議員之





(157)

(八) 臨時財源調査會章程廢止ノ件 (可決)  
 本章程ハ大正十五年四月一日限り之ヲ廢止ス  
 (九) 課金法調査會條例廢止ノ件 (可決)  
 本條例ハ大正十五年四月一日限り之ヲ廢止ス  
 (十) 教育調査特別委員會設置ノ件廢止ノ件 (可決)  
 本件ハ大正十五年四月一日限り之ヲ廢止ス  
 (十一) 事業資金調達ノ爲メ國庫補助請願委員會設置ノ件廢止ノ件 (可決)  
 本件ハ大正十五年四月一日限り之ヲ廢止ス  
 (十二) 事業調査委員會設置ノ件廢止ノ件 (可決)  
 本件ハ大正十五年四月一日限り之ヲ廢止ス  
 (十三) 公告式ニ關スル件改正ノ件 (可決)  
 公告式ニ關スル件左ノ通り改ム  
 民團公告式  
 第一條 本民團條例及公告ハ本民團事務所前ニ掲示シ若クハ當地發行ノ邦字新聞ニ登載スルヲ以テ公告トス但新聞ノ種類ハ別ニ之ヲ指定ス  
 第二條 本民團ノ條例及公告ハ日本文ヲ以テス  
 第三條 本民團ノ條例及公告ニシテ施行期日ヲ定メサルモノハ發布ノ日ヨリ起算シ五日ヲ經テ施行ス

(158)

第四條 本民團條例及公告ハ凡テ發布ノ年月日ヲ記入シ行政委員長之ニ署名ス  
 附 則  
 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス  
 明治四十年九月十日發布ノ公告式ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス  
 (十四) 課金調査委員會條例改正ノ件 (可決)  
 課金調査委員會條例ヲ左ノ通り改ム  
 課金調査委員會條例  
 第一條 本民團ニ課金調査委員會ヲ設ク  
 第二條 本會ノ目的左ノ如シ  
 一、土地課金、家屋課金及土地使用料ノ賦課決定ニ關シ必要ナル査定ヲ爲スコト  
 二、取得課金及營業課金ノ賦課決定ニ關シ取得高、營業高及課金負擔等級ノ査定若クハ認定ヲ爲スコト  
 三、課金、使用料、手数料ニ關スル規定及徴收狀態ノ適否ニ付キ調査ヲ爲スコト  
 四、行政委員會ノ諮問ニ應ジ土地及建物價格ノ調査ヲ爲スコト  
 第三條 課金調査委員ハ十五名トシ民會議員選舉有權者中ヨリ行政委員會之ヲ囑託ス但必要ニ應ジ増員スルコトヲ得  
 第四條 委員ハ名譽職トス  
 第五條 本會ニ正副委員長各一名ヲ置キ委員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

(159)

第六條 委員ノ任期ハ一ケ年トス但定數ニ缺員ヲ生シ補缺ヲ爲シタルトキハ其者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
 第七條 本會ニ於テ査定又ハ調査シタル事項ハ之ヲ行政委員會ニ報告ス  
 第八條 本會ハ其代表者ヲ行政委員會ニ出席セシメ意見ヲ陳述スルコトヲ得  
 第九條 本會ニ書記一名ヲ置キ民團書記ヲシテ兼掌セシム  
 第十條 本會ノ必要ナル經費ハ居留民團ニ於テ支辨ス  
 附 則  
 本條例ハ大正十五年四月一日ヨリ施行ス  
 大正十年四月十一日發布ノ課金調査委員會條例ハ之ヲ廢止ス  
 (十五) 土地課金條例改正ノ件 (可決)  
 土地課金條例ヲ左ノ通り改ム  
 土地課金條例  
 第一條 天津日本專管居留地ノ地域内ニ於テ土地ヲ所有スル者ハ本條例ニ依リ土地課金ヲ納ムル義務ヲ負フ  
 第二條 本課金ハ毎年地價ノ千分ノ六ヲ賦課ス  
 第三條 前條ノ地價ハ課金調査委員會ノ査定ヲ經テ行政委員會之ヲ決定ス  
 第四條 領事官又ハ行政委員會ニ於テ公認シタル公益ノ爲メニ使用スル土地ニ對シテハ課金ヲ減免スルコトヲ得

(160)

第五條 行政委員會ニ於テ課金負擔額ヲ決定シタルトキハ之ヲ各負擔義務者ニ告知ス  
 第六條 本課金ハ毎一年度ヲ左ノ四期ニ分チ每期納入期日一週間前ニ納入告知書ヲ發シ之ヲ徴收ス  
 第一期 自四月 四月三十日限り  
 第二期 自七月 七月三十日限り  
 第三期 自十月 十月三十日限り  
 第四期 自一月 一月三十日限り  
 第七條 行政委員會ノ決定ニ對シ異議ヲ申立テタル爲メ所定ノ期限内ニ納入セザリシ者ハ異議ニ對スル決定アリシ日ヨリ一週間内ニ納入スヘシ  
 附 則  
 本條例ハ大正十五年四月一日ヨリ施行ス  
 大正五年十二月二十二日發布ノ土地課金條例ハ之ヲ廢止ス  
 (十六) 家屋課金條例改正ノ件 (可決)  
 家屋課金條例ヲ左ノ通り改ム  
 家屋課金條例  
 第一條 天津日本專管居留地ノ地域内ニ於テ家屋ヲ所有スル者ハ本條例ニ依リ家屋課金ヲ納ムル

(161)

義務ヲ負フ

第二條 本課金ハ毎年度家賃賃借價格年額ノ百分ノ三ヲ賦課ス

第三條 前條ノ賃借價格ハ課金調査委員會ノ査定ヲ經テ行政委員會之ヲ決定ス

第四條 領事官又ハ行政委員會ニ於テ公認シタル公益ノ爲メニ使用スル家屋ニ對シテハ課金ヲ減免スルコトヲ得

第五條 現ニ使用收益セサル家屋ハ所有者ノ届出ニ依リ行政委員會ノ決議ヲ經テ課金ヲ半減スルコトヲ得

第六條 行政委員會ニ於テ課金負擔額ヲ決定シタルトキハ之ヲ各負擔義務者ニ告知ス

第七條 本課金ハ毎一年度ヲ左ノ四期ニ分テ每期納入期日一週間前ニ納入告知書ヲ發シ之ヲ徵收ス

第一期 自六月 至四月三十日限リ

第二期 自七月 至七月三十日限リ

第三期 自十二月 至十月三十日限リ

第四期 自三月 至一月三十日限リ

第八條 行政委員會ノ決定ニ對シ異議ヲ申立タル爲メ所定ノ期限内ニ納入セザリシ者ハ異議ニ對スル決定アリシ日ヨリ一週間内ニ納入スヘシ

(162)

附 則

本條例ハ大正十五年四月一日ヨリ施行ス

大正十五年十二月二十二日發布家屋課金條例ハ之ヲ廢止ス

(一七) 取得課金條例改正ノ件 (可決)

取得課金條例ヲ左ノ通り改ム

取得課金 條例

第一條 本民間ノ地區内ニ住居シ一戸ヲ構ヘ若クハ獨立ノ生計ヲ營ム帝國臣民ハ本條例ニ從ヒ取得課金ヲ納ムル義務ヲ負フ

本民間ノ別ニ定ムル營業課金、雜種課金ヲ負擔スル者ニハ其ノ課金ノ基本タル營業又ハ業務ヨリ生スル取得ニ對シ本條例ヲ適用セス

第二條 本課金ハ毎年左ノ率ニ依リ賦課ス

年取得高	壹千弗以上	課金率	千分ノ四
全	千五百弗以上	全	千分ノ六
全	貳千弗以上	全	千分ノ八
全	貳千五百弗以上	全	千分ノ十
全	參千弗以上	全	千分ノ十二
全	四千弗以上	全	千分ノ十五
全	五千弗以上	全	千分ノ十八

(163)

全	七千弗以上	全	千分ノ二十二
全	壹萬弗以上	全	千分ノ二十八

但年取得高壹萬弗以上壹千弗ヲ増ス毎千分ノ五ヲ加フ

第三條 本課金負擔義務者ハ毎年十一月三十日迄ニ二ヶ年取得豫算高ヲ申告スヘシ但新ニ負擔義務ヲ生シタル者若クハ取得高ニ著シキ變更アリタル者ハ一週間内ニ之ヲ申告スヘシ

前項ノ取得高トハ一定ノ俸給ヲ受クル者ニ付テハ本俸及在外手當ヲ通算シタル額トシ其他ニ在リテハ總收入額ヨリ必要ナル經費ヲ控除シタルモノトス

申告ヲ爲サル者ノ取得高ハ課金調査委員會之ヲ認定ス

第四條 前條ノ取得高ハ課金調査委員會ノ査定若クハ認定ヲ經テ行政委員會之ヲ決定ス

第五條 本課金負擔者本民間地區内ヨリ住居ヲ他ニ轉スルトキハ其旨届出ツヘシ

第六條 行政委員會ニ於テ本課金負擔額ヲ決定シタルトキハ之ヲ各負擔義務者ニ告知ス

第七條 本課金ハ毎一年度ヲ左ノ四期ニ分テ每期納入期日一週間前ニ納入告知書ヲ發シ之ヲ徵收ス

第一期 自六月 至四月三十日限リ

第二期 自七月 至七月三十日限リ

第三期 自十二月 至十月三十日限リ

第四期 自三月 至一月三十日限リ

(164)

附 則

本條例ハ大正十五年四月一日ヨリ施行ス

明治四十年九月十日發布取得課金條例ハ之ヲ廢止ス

(一八) 營業課金條例改正ノ件 (可決)

營業課金條例ヲ左ノ通り改ム

營業課金 條例

第一條 本民間ノ地區内ニ店舗又ハ事務所ヲ構ヘ營業ヲ營ム帝國臣民並ニ帝國營利法人ハ本條例ニ從ヒ營業課金ヲ納ムル義務ヲ負フ

獨立ノ店舗又ハ事務所ヲ有セスト雖モ民間ノ地區内ニ滞在又ハ住居シ營業ヲ營ム者亦同シ本民間ノ別ニ定ムル雜種課金ヲ負擔スル者ニハ其課金ノ基本タル營業ニ對シ本條例ヲ適用セス

第二條 本課金ハ毎年左ノ等級ニリ賦課ス

第一級	年課金	銀四 弗
第二級	全	銀八 弗



(170)		(169)	
特一等	月額	銀三百弗	賣上花代總收入高百分ノ五但行政委員會ノ決議ニ依リ百分ノ三・五迄低減スルコトヲ得
全二等	同	銀百弗	支那 妓
全三等	同	銀五十弗	一 等 月額 銀五十弗
一 等	同	銀五十弗	二 等 同 銀三十弗
二 等	同	銀三十弗	三 等 同 銀壹拾五拾仙
三 等	同	銀三十弗	酌 婦 同 銀貳拾
抱妓一名ニ付キ月額銀壹拾	貸 座 敷		
常 設 興 行			
一 等 月額 銀六十拾弗			
二 等 同 銀五十拾弗			
三 等 同 銀四十拾弗			
四 等 同 銀三十拾弗			
五 等 同 銀貳拾五拾弗			
六 等 同 銀貳拾五拾弗			
七 等 同 銀拾五拾弗			
興行日數ニ依リ一日ニ弗以上二十弗迄			
第三條 本課金ノ等級ハ行政委員會之ヲ決定ス			
第四條 本課金ハ毎月十日迄ニ其月分ヲ納入スヘシ但臨時興行ニ在リテハ興行許可日數ニ應ジ之ヲ前納スヘシ			
附 則			
本條例ハ大正十五年四月一日ヨリ施行ス			
明治四十一年三月十四日發布ノ雜種課金條例ハ之ヲ廢止ス			
(一〇) 天津日本青年會補助金ノ件 (可決)			
一、銀六千貳百參拾弗 天津日本青年會大正十五年度補助額			
右提出ス			
理 由			
天津日本青年會附屬事業タル青年補習夜學校經費不足ノ爲メ補助請願アリタルヲ以テ前記ノ金額補助ヲ至當ナリト認メタルニ由ル			

(172)		(171)	
私立天津高等女學校校經費不足ノ爲メ補助請願アリタルヲ以テ前記ノ金額補助ヲ至當ナリト認メタルニ由ル	理 由	大正十二年度銀五千弗	(參 考)
大正十二年度銀參千弗		大正十三年度銀四千弗	
大正十三年度銀四千弗		大正十四年度銀五千五百弗	
大正十四年度銀七千弗		(一) 天津日本少年義勇團補助金ノ件 (可決)	
(一) 大正十四年度特別會計電氣歲入出追加豫算案 (可決)		一、銀參百五十拾弗 天津日本少年義勇團大正十五年度補助額	
大正十四年度特別會計電氣歲入出追加豫算		右提出ス	
一 銀參千弗也	歲 入	理 由	
計銀參千弗也		天津日本少年義勇團經費不足ノ爲メ補助請願アリタルヲ以テ前記ノ金額補助ヲ至當ナリト認メタルニ由ル	
一 銀參千弗也	歲 出	(參 考)	
計銀參千弗也		大正十二年度銀五百弗	
		大正十三年度銀參百五十拾弗	
		大正十四年度銀五百弗	
		(二) 私立天津高等女學校補助金ノ件 (可決)	
		一、銀七千弗 私立天津高等女學校大正十五年度補助額	
		右提出ス	
		追 加 豫 算 額	
		追 加 豫 算 額	
		(豫算表省略)	

